

※本計画書における指標及び数値については確定ではございません。

ひとまちみどりが輝く
ヒューマンフィールドやちまた



八街市総合計画 2015 後期基本計画

第2次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略

2 0 2 0 - 2 0 2 4

(案)



八街市

目 次

八街市総合計画 2015



後期基本計画 2020 - 2024

第1部 総論

第1章 策定の趣旨	2
第2章 計画の構成と期間	3
第3章 八街市総合計画 2015 前期基本計画の成果	4
第4章 新しいまちづくりへの市民の期待	7

第2部 基本構想 2015–2024

第1章 策定の趣旨	12
第2章 目標年次	12
第3章 八街市がめざす将来のすがた	12
第4章 施策の大綱：八つの街づくり	18

目 次

八街市総合計画 2015



後期基本計画 2020 - 2024

第3部 後期基本計画 2020-2024

第1章 総論 ······ 28

第2章 重点施策：第2次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略 ······ 34

- 基本目標1 結婚・出産・子育ての希望をかなえ、全世代活躍のまちづくり
- 基本目標2 「住みたい」「訪れたい」と感じるまちづくり
- 基本目標3 人と産業を育み、安定した雇用を創出するまちづくり
- 基本目標4 人と人がつながり、安全・安心に暮らせるまちづくり

第3章 やちまた『八つの街づくり』宣言に基づく分野別計画 ······ 52

- 一の街 めざします！ 便利で快適な街【都市基盤整備分野】 ······ 55
 - 1. 秩序ある土地利用
 - 2. 道路の体系的整備
 - 3. 移動を支える公共交通の充実
 - 4. 人にやさしいまちづくりの推進

目 次

八街市総合計画 2015



後期基本計画 2020 - 2024

●二の街 めざします！ 安全で安心な街【防災・消防・安全分野】・・・・・・ 65

1. 交通安全の推進
2. 消防・救急体制の充実
3. 防災体制の充実
4. 防犯施策の充実
5. 消費者行政の充実

●三の街 めざします！ 健康と思いやりにあふれる街【保健・医療・福祉分野】・・・ 77

1. 生涯にわたる健康づくり
2. 地域で支えあう福祉の推進
3. 笑顔あふれる子育てへの支援
4. 生きがいに満ちた高齢者福祉の充実
5. ぬくもりのある障がい者福祉の充実

●四の街 めざします！ 豊かな自然と共生する街【生活環境分野】・・・・・・ 89

1. 緑の保全と創出
2. 生活環境の整備
3. 循環型社会の推進

●五の街 めざします！ 心の豊かさを感じる街【文化・教育・学習分野】・・・ 97

1. 子どもの教育・健全育成の充実
2. 自ら学ぶ生涯学習・スポーツの推進
3. 市民文化の創造と継承
4. 豊かな心を育む交流の推進
5. 男女共同参画の推進

目 次

八街市総合計画 2015



後期基本計画 2020 - 2024

- 六の街 めざします！ 活気に満ちあふれる街【産業・経済分野】 · · · · · 109
 - 1. 時代の変化に対応した農業の振興
 - 2. まちの活力を生む商工業の推進
 - 3. まちに賑わいをもたらす産業の振興
- 七の街 めざします！ 市民とともにつくる街【協働・自治分野】 · · · · · 117
 - 1. 市民と行政の協働の推進
 - 2. コミュニティの育成
 - 3. 市民によるまちづくり活動の推進
- 八の街 めざします！ 市民サービスの充実した街【行財政分野】 · · · · · 125
 - 1. 効率的な行財政運営
 - 2. 市民と行政の情報の共有
 - 3. 窓口サービスの充実
 - 4. 市の魅力発信

第1部 総論

第1章	策定の趣旨
第2章	計画の概要
第3章	八街市総合計画 2015 前期基本計画の成果
第4章	新しいまちづくりへの市民の期待

第1章 策定の趣旨

本市では、2015年度(平成27年度)から2024年度(令和6年度)までを計画期間とする「八街市総合計画 2015」を策定し、「基本構想」におけるまちづくりの基本理念を「ふるさとを守り育て、活力や文化の薫りに満ち、心安らぐまちづくりを、市民と行政の協働により進めます。」と掲げるとともに、将来都市像を「ひと・まち・みどりが輝く ヒューマンフィールドやちまた」と定め、その実現に向けて計画的にまちづくりを進めています。

また、この将来都市像を実現するための具体的な施策を体系的に定めた「前期基本計画」では、「やちまた『八つの街づくり』宣言」として8つの政策目標をまちづくりのテーマとして掲げ、その達成に向けて取り組んできましたが、この前期基本計画の計画期間が2019年度末(令和元年度末)をもって終了となりました。

日本の将来人口について、国立社会保障・人口問題研究所による人口推計では、2015年から2065年までの50年間で7割程度まで減少することが見込まれています。国の人ロ減少と同様に、本市においても人口減少、少子高齢化が見込まれており、これらを原因とする生産年齢人口の減少、地域経済の衰退、地域活力の低下などさまざまな影響が危惧されています。

また、2011年3月の東日本大震災、2019年の台風15号、19号に代表されるさまざまな大規模自然災害の発生に伴う安全・安心に対する不安や地域、家族とのつながり・絆を求める声など本市を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

このような社会環境の変化や新たな行政課題、高度化・多様化する市民ニーズに的確に対応し、本市が将来に渡って持続的に発展していくため、長期的なまちづくりの視点に立った行財政運営、市民と行政が力を合わせた協働のまちづくりを推進していく必要があります。

そこで、2020年度(令和2年度)以降のまちづくりを総合的・計画的に進めるとともに、前期基本計画の深化・充実を図りながら、基本構想を実現するための計画として、新たに2020年度(令和2年度)から5年間を計画期間とする「後期基本計画」を策定しました。

第2章 計画の構成と期間

総合計画は、本市のめざす将来都市像「ひと・まち・みどりが輝く ヒューマンフィールドやちまた」の実現に向けた政策を展開していくための指針として定めるものであり、本市のまちづくりの最上位計画に位置づけられます。

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成します。

計画の構成

基本構想

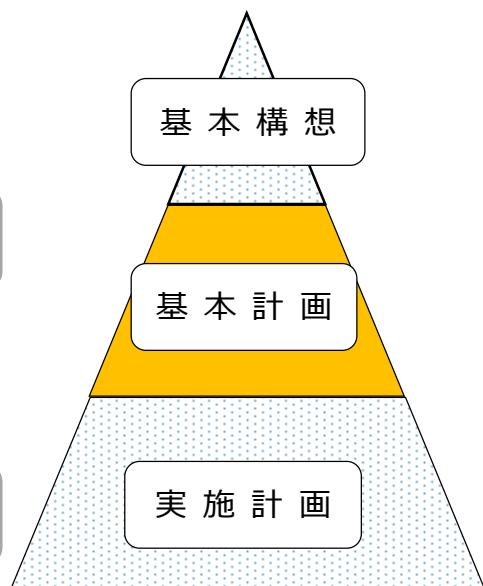
- 基本構想は、まちづくりの基本理念と将来都市像を示すとともに、その実現に向けた施策の基本的方向などを明らかにするため、10年後の本市の姿を現したものです。

基本計画

- 基本計画は、将来都市像を実現するため、5年間で取り組むべき施策の内容を具体的に定めるものです。

実施計画

- ・実施計画は、基本計画に示された施策を計画的に推進するため、5年間に実施すべき事業を定めるものです。



計画の期間

The diagram illustrates the planning cycle across three main phases: Basic Planning, Basic Plan, and Implementation Plan.

- Basic Planning:** A horizontal double-headed arrow spanning from 平成 27 (2015) to 令和 6 (2024), labeled "基本構想 (10年間)" (Basic Concept (10 years)).
- Basic Plan:** A horizontal double-headed arrow spanning from 平成 27 (2015) to 令和 3 (2021), divided into two parts by a vertical dashed line:
 - 前期基本計画 (5年間):** The left part, spanning from 2015 to 2019.
 - 後期基本計画 (5年間):** The right part, spanning from 2019 to 2021.
- Implementation Plan:** A horizontal double-headed arrow spanning from 令和 3 (2021) to 令和 6 (2024), divided into two parts by a vertical dashed line:
 - 実施計画 (3年間):** The top part, spanning from 2021 to 2023.
 - 実施計画 (3年間):** The bottom part, spanning from 2023 to 2024.

第3章 八街市総合計画 2015 前期基本計画の成果

第1節 施策の取組状況

「総合計画 2015 前期基本計画」は、主な計画事業が 209 事業(※)に及びます。担当課において自己評価したところ、2018 年調査現在で「期待以上の成果」が 4 事業(2%)、「期待どおりの成果」(77%)が 160 事業、「期待未満の成果」(15%)が 32 事業、「成果がなかった」が 13 事業(6%)となっており、各分野ともおおむね施策の目標を達しています。

施策の体系	期待以上の成果	期待どおりの成果	期待未満の成果	成果がなかった	計
一の街 便利で快適な街 (都市基盤整備分野)	0 (0%)	14 (82%)	1 (6%)	2 (12%)	17 (100%)
二の街 安全で安心な街 (防災・消防・安全分野)	3 (10%)	24 (77%)	4 (13%)	0 (0%)	31 (100%)
三の街 健康と思いやりにあふれる街(保健・医療・福祉分野)	0 (0%)	37 (79%)	8 (17%)	2 (4%)	47 (100%)
四の街 豊かな自然と共生する街 (生活環境分野)	0 (0%)	15 (71%)	4 (19%)	2 (10%)	21 (100%)
五の街 心の豊かさを感じる街 (文化・教育・学習分野)	1 (2%)	32 (78%)	8 (20%)	0 (0%)	41 (100%)
六の街 活気に満ちあふれる街 (産業・経済分野)	0 (0%)	23 (85%)	2 (7%)	2 (7%)	27 (100%)
七の街 市民とともにつくる街 (協働・自治分野)	0 (0%)	4 (40%)	3 (30%)	3 (30%)	10 (100%)
八の街 市民サービスの充実した街 (行財政分野)	0 (0%)	11 (73%)	2 (13%)	2 (13%)	15 (100%)
計	4 (2%)	160 (77%)	32 (15%)	13 (6%)	209 (100%)

※事業の重複や担当課ごとの評価により 209 事業で評価

第2節 前期基本計画期間(2015年度～2019年度)の主な取組

施策の体系	主な取組
一の街 便利で快適な街 (都市基盤整備分野)	<ul style="list-style-type: none"> ● 2市1町酒々井インター周辺活性化協議会設立 ● 県道成東酒々井線、八街バイパスの一部開通 ● ふれあいバス運行コース・運行時刻再編 ● 国道409号朝陽小学校脇の交差点改良実施 ● J R 榎戸駅橋上駅舎・自由通路供用開始 ● 国道126号線沖入口交差点改良実施
二の街 安全で安心な街 (防災・消防・安全分野)	<ul style="list-style-type: none"> ● 八街駅南口に防犯ボックス設置 ● 高齢者運転免許証自主返納支援事業実施 ● 災害時における福祉避難所の設置及び管理運営に関する協定締結 ● 災害時における物資供給に関する協定締結 ● 市役所第1庁舎耐震補強・防水改修・外壁改修などの耐震化工事実施 ● 「原子力災害におけるひたちなか市民の県外広域避難に関する協定」締結 ● 千葉県石油商業組合八街支部と「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」締結 ● 市内防犯灯のLED化の実施
三の街 健康と思いやりにあふれる街 (保健・医療・福祉分野)	<ul style="list-style-type: none"> ● 子育て中の労働者や主婦等を会員として、会員相互の援助活動を推進するためのファミリーサポートセンター開設 ● 子育て親子の交流の場として親子サロン「ひまわり」開設 ● 川上小学校内に第二川上児童クラブ新設 ● 「明徳やちまたこども園」開設に伴う支援実施 ● セブンイレブンと高齢者見守りネットワーク事業の協定締結 ● 八街市子育てガイドブック発行 ● 脳ドック受診時における費用の一部助成実施 ● 病後児保育事業実施 ● 子育て短期支援事業実施 ● 小規模保育所開設支援 ● 高齢者外出支援タクシー利用助成事業実施 ● 肝炎ウイルスの検診対象拡大 ● 実住小学校の余裕教室を活用した児童クラブの開設 ● 幼児教育・保育の無償化実施
四の街 豊かな自然と共生する街 (生活環境分野)	<ul style="list-style-type: none"> ● 大池第三雨水幹線整備業務実施 ● 空き家バンク制度創設 ● 空き家リフォーム工事補助事業実施 ● 住宅リフォーム補助事業実施

施策の体系	主な取組
五の街 心の豊かさを感じる街 (文化・教育・学習分野)	● 小学校空調設備整備実施
	● 千葉黎明高等学校と教員人事交流
	● 千葉大学院園芸学研究科・千葉大学環境健康フィールド科学センターとの相互協力に関する協定締結
	● 千葉工業大学との教育や文化振興などの包括的な連携に関する協定締結
	● 就学指定校制度変更
	● やちまたイングリッシュ・キャンプ「一日国内留学体験」実施
六の街 活気に満ちあふれる街 (産業・経済分野)	● 八街市農業体験インターンシップ事業
	● 八街市農業体験ツアー事業実施
	● やちまた落花生まつり開催・落花生新品種「Qなっつ」デビュー
	● トップセールスによる地元產品のPR
	● 企業立地助成金制度創設
七の街 市民とともにつくる街(協働・自治分野)	● 市民協働推進課設置
	● 八街市協働のまちづくり指針策定
	● 八街市協働のまちづくり推進計画策定
	● 八街市協働のまちづくり条例制定
	● 市民政策提案制度創設
	● 知っ得・納得やちまた出前講座の実施
八の街 市民サービスの充実した街 (行財政分野)	● 市議会インターネット中継の開始
	● 市民課窓口でパスポート申請・受取開始
	● 自動交付機祝日稼働開始
	● 業務時間外の戸籍届出書受付所の設置
	● 市公式ホームページリニューアル
	● 「るるぶ特別編集 八街」作成
	● 八街市婚活パーティー開催
	● 八街市プロモーションビデオ作成
	● 八街マップ（八街市ふるさとガイド）発行

第4章 新しいまちづくりへの市民の期待

第1節 調査の概要

市民の市政に対する評価やまちづくりに対するニーズ、2014年実施調査との比較による経年変化を把握することにより、計画策定の基礎資料とすることを目的に市民意向調査を実施しました。

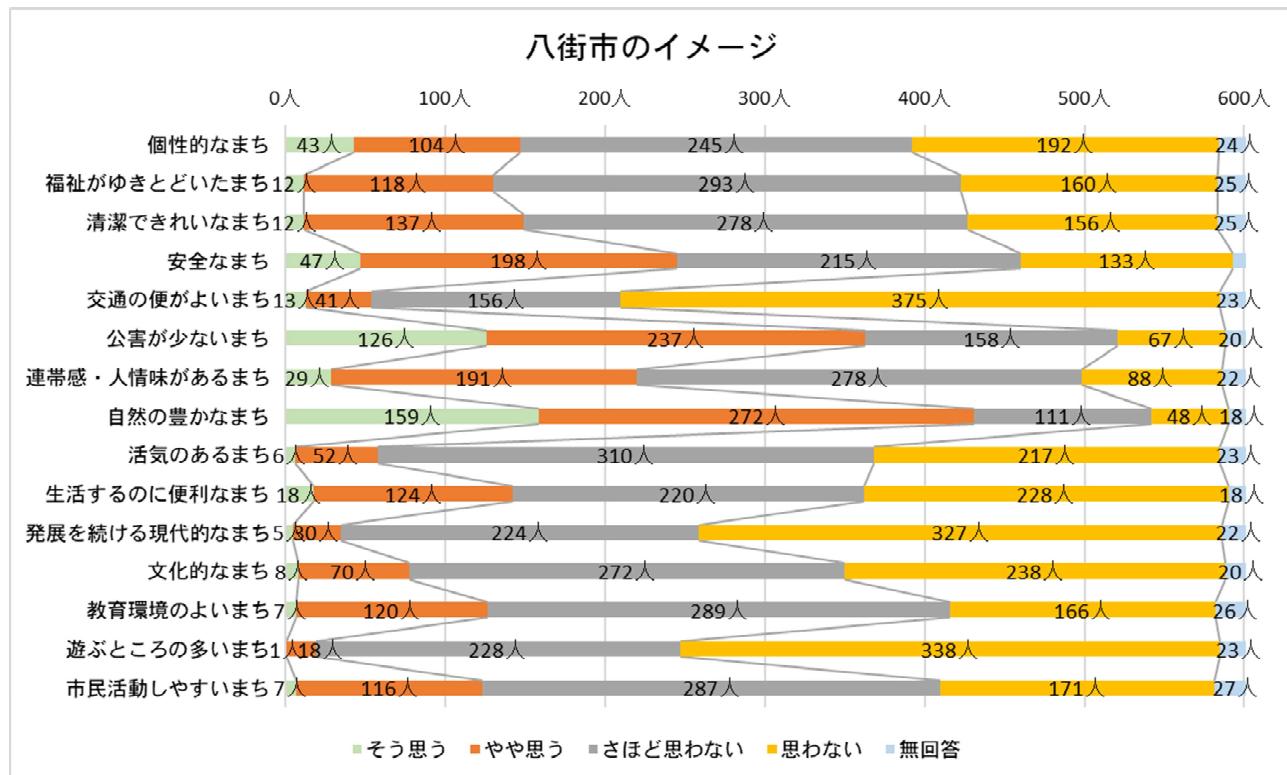
【調査概要】

- 調査対象：市内在住18歳以上の男女
- 調査方法：郵送による配布・回収
- 配布数：2,000人
- 有効回答数：608人（回収率30.4%）
- 調査時期：2018年(平成30年)7月～8月

第2節 調査の結果

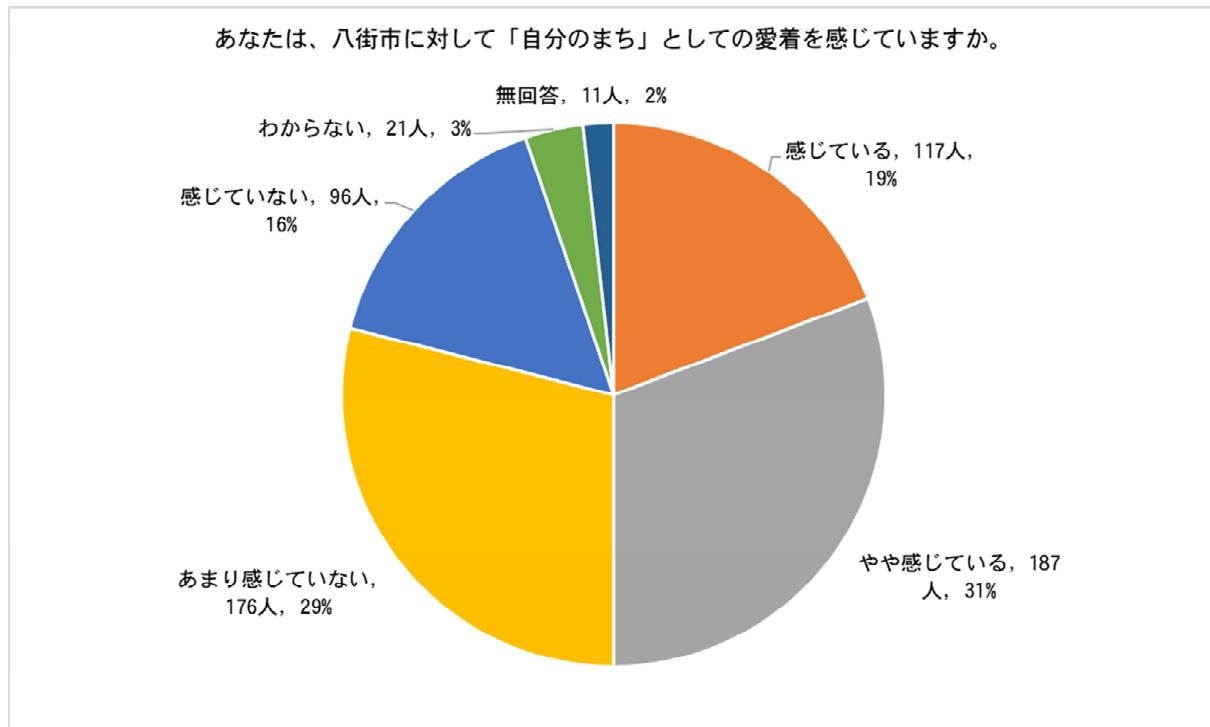
1. 八街市のイメージ

多くの市民は、本市を「自然の豊かなまち」(431人、71%)、「公害が少ないまち」(363人、60%)、「安全なまち」(245人、40%)というイメージを持っており、特に「安全なまち」というイメージ(40%)は前回調査(26%)と比べ、大きく向上しています。「遊ぶところの多いまち」、「発展を続ける現代的なまち」をイメージする人は少ないという結果でした。



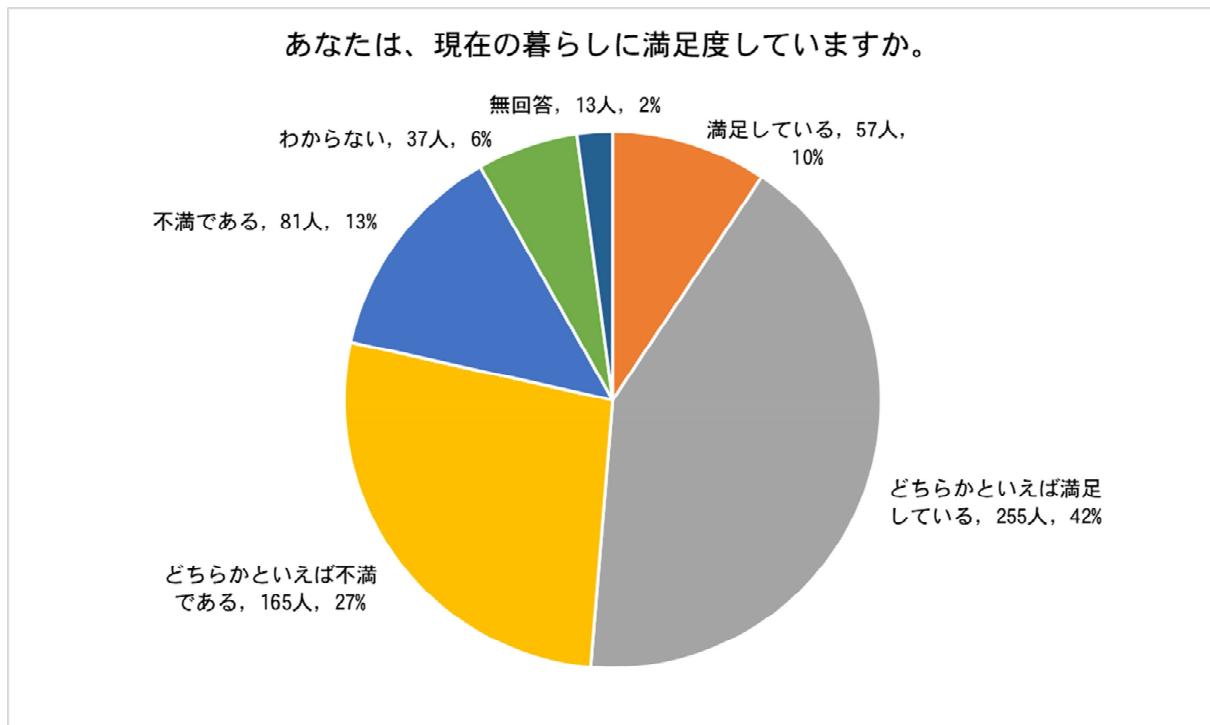
2. 八街市への愛着

八街市に「愛着を感じている」、「やや感じている」と回答した人が合計 304 人、50% という結果であり、前回調査(47%)と比べ、愛着度を感じている人の割合は高まっています。



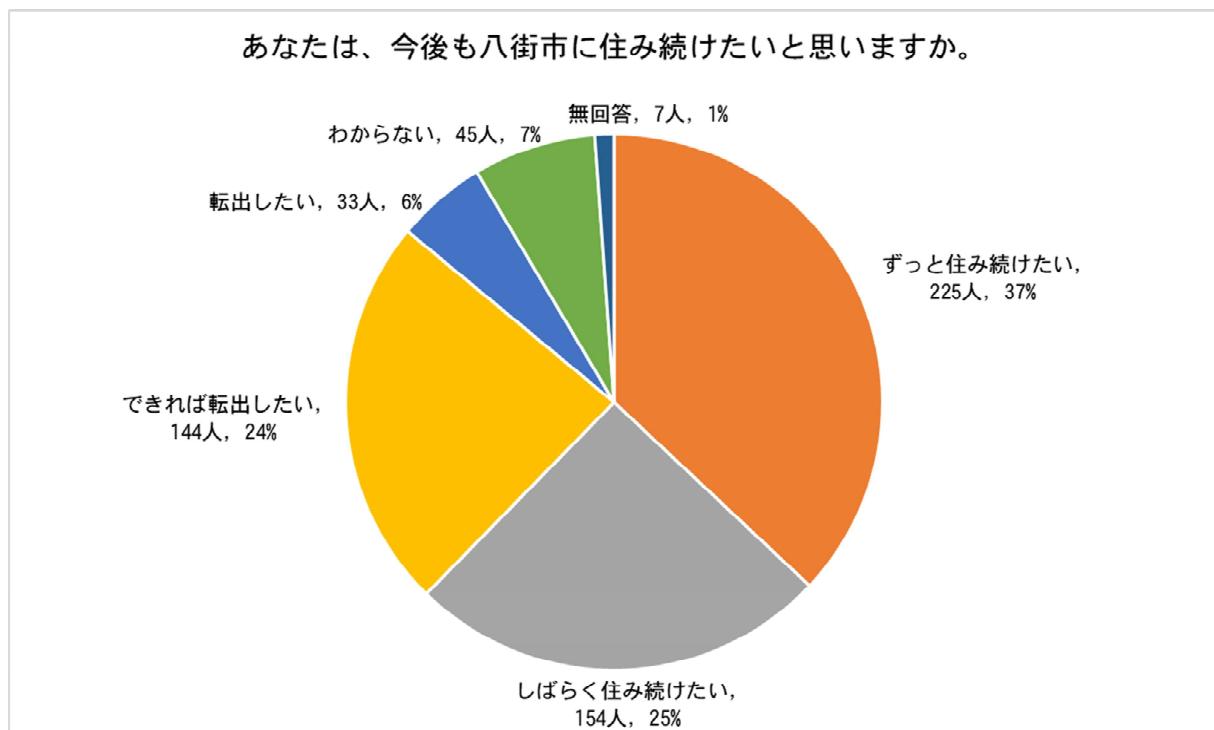
3. 暮らしの満足度

現在の暮らしに「満足している」、「どちらかといえば満足している」と回答した人が合計 312 人、52% という結果であり、前回調査(41%)と比べ、満足度を感じている人の割合は高まっています。



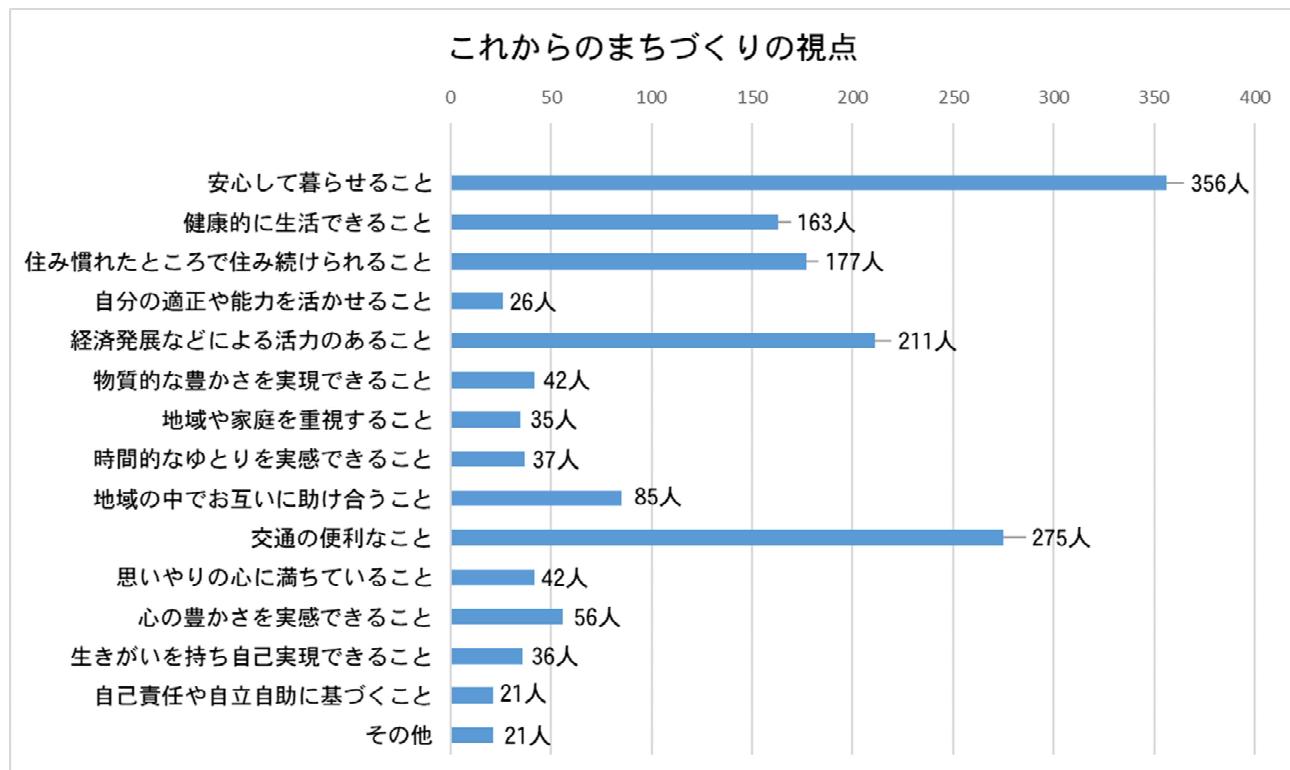
4. 本市への定住意向

今後も本市に「ずっと住み続けたい」、「しばらく住み続けたい」と回答した人が合計 379 人、62% という結果であり、前回調査(57%)と比べ、本市への定住意向は高まっています。

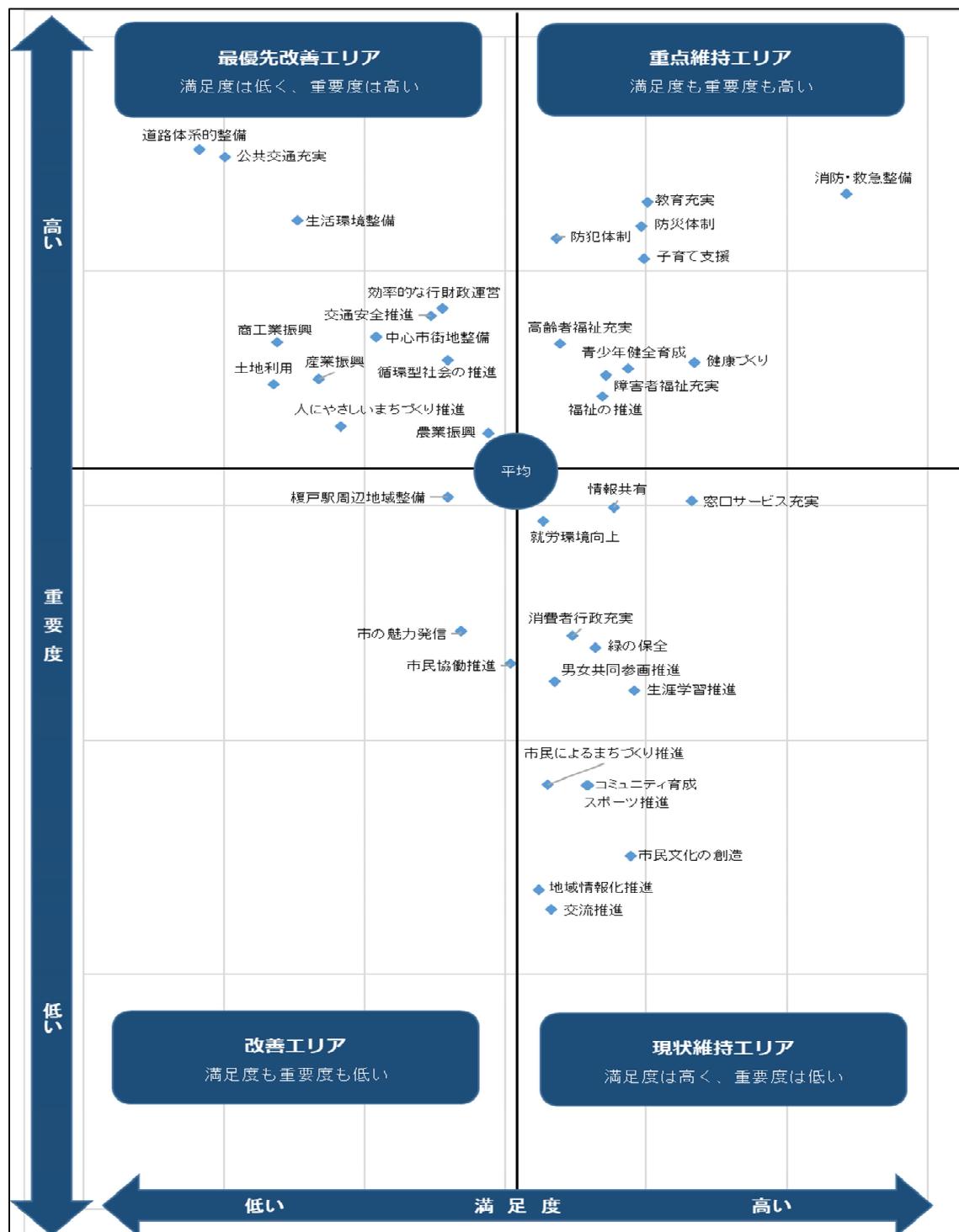


5. これからのまちづくりの視点

これからのまちづくりに必要な視点として「安心して暮らすこと」が 356 名と最も高く、次いで「交通の便利なこと」275 名、「経済発展などによる活力があること」211 名と続いています。



6. 八街市のまちづくり施策に関する満足度と重要度



満足度が上位の施策		重要度が上位の施策	
1 消防・救急体制の整備		1 道路の体系的整備	
2 生涯にわたる健康づくり		2 移動を支える公共交通の充実	
3 窓口サービスの充実		3 消防・救急体制の整備	
4 子どもの教育・健全育成の充実		4 子どもの教育・健全育成の充実	
5 笑顔あふれる子育てへの支援		5 生活環境の整備	

第2部 基本構想 2015－2024

第1章	策定の趣旨
第2章	目標年次
第3章	八街市がめざす将来のすがた
第4章	施策の大綱：八つの街づくり

第1章 策定の趣旨

本市は、時代の潮流の変化や多種多様化する市民ニーズに的確に対応した、新しい時代にふさわしいまちづくりを推進するため、その指針となる基本構想を2005年（平成17年3月）に策定し、2025年（令和7年）を目標年次として、本市のまちづくりを進めてきました。

現在、本市では、少子高齢化と人口減少が進んでおり、生産年齢人口（15歳～64歳）も大きく減少するなどまちづくりにとって大変厳しい状況にあります。

そうしたことから、少子高齢化・人口減少に対応し、将来のまちづくりの指針となる基本構想を策定します。

第2章 目標年次

基本構想の目標年次は、2025年（令和7年）とします。

第3章 八街市がめざす将来のすがた

第1節 まちづくりの基本理念

ふるさとを守り育て、活力や文化の薫りに満ち、

心安らぐまちづくりを、

市民と行政の協働により進めます。

—八街市まちづくり市民会議（八街市総合計画2005第Ⅰ期）からの提言—

本市は、先人が守り続けてきた豊かな自然や風土、あたたかい人情にあふれる人々、恵まれた地理的条件により、近年多くの人々を受け入れながら発展してきました。

しかし、少子高齢化社会の到来と人口減少の進行などを考慮すると、本市は、変革の時代を迎えています。

そこで、これまで育まれた美しい自然や風土を大切に「ふるさと八街」を引き継いでいくとともに、活力ある産業の振興を図り、八街独自の文化を継承・創造し、生涯を安心して暮らすことのできる調和のとれたまちづくりを、さまざまな主体（※）が連携・協働しながら自主的にまちづくりにかかわっていく、市民と行政との協働の仕組みにより進めます。

※さまざまな主体：市民、地域（区・自治会など）、NPO法人、ボランティア団体、企業など

第2節 将来都市像

2025年（令和7年）の本市の将来都市像を

ひと・まち・みどりが輝く ヒューマンフィールドやちまた

—八街市まちづくり市民会議（八街市総合計画2005第Ⅰ期）からの提言—

と定めます。

「ひと・まち・みどりが輝く」とは、本市に暮らす人々がいきいきと活躍し、自然と農業や商工業など多様な産業とが均衡ある調和を保ちつつ、まちが未来に向かって力強く発展する姿をあらわしています。

「ヒューマンフィールドやちまた」とは、すべての人が安全で安心して暮らせる、自然と共生する、人間的なやさしさにあふれた都市やちまたをあらわしています。

第3節 まちづくりのテーマ

本市は、将来都市像「ひと・まち・みどりが輝く ヒューマンフィールドやちまた」の具体化に向けて、

やちまた『八つの街づくり』宣言

をまちづくりのテーマとして掲げます。

「やちまた『八つの街づくり』宣言」とは、本市がめざすまちづくりの目標を“八つの街”的姿として表現したものであり、将来都市像の実現に結びつけるまちづくりのテーマです。

一の街 めざします！便利で快適な街

- 良好的な都市空間が形成されている、住んでよかったと思える街
- 市民生活の利便性を支える交通ネットワークの充実した、すべての人にとってやさしい街

二の街 めざします！安全で安心な街

- 警察や消防・救急体制の強化された、災害に強く、犯罪や交通事故の少ない街
- 市民の自主的な活動や、市民と行政の協働による地域安全ネットワークが形成された、防犯・防災体制の充実した街

三の街 めざします！健康と思いやりにあふれる街

- 誰もが、住みなれた地域で生涯にわたりいきいきと暮らすことのできる街
- 地域の福祉力を高め、地域で支えあいながら、市民、民間、行政が連携して福祉の充実を推進していく街

四の街 めざします！豊かな自然と共生する街

- 恵まれた豊かな自然環境を守り、いつでも自然とふれあうことのできる街
- 市民一人ひとりが自然を大切にしていく、自然環境にやさしい街

五の街 めざします！心の豊かさを感じる街

- 市民一人ひとりが、生涯にわたり自己実現を図るために、いつでも学習機会を得、スポーツに親しむことができる街
- 先人から引き継いだふるさと文化の保存・継承を通じた、「ふるさと」と思う街

六の街 めざします！活気に満ちあふれる街

- 市民一人ひとりが目標を持っていきいきと働き、各産業が力強い発展をする街
- 地域特性を十分に活かし、持てる力を最大限に發揮する街

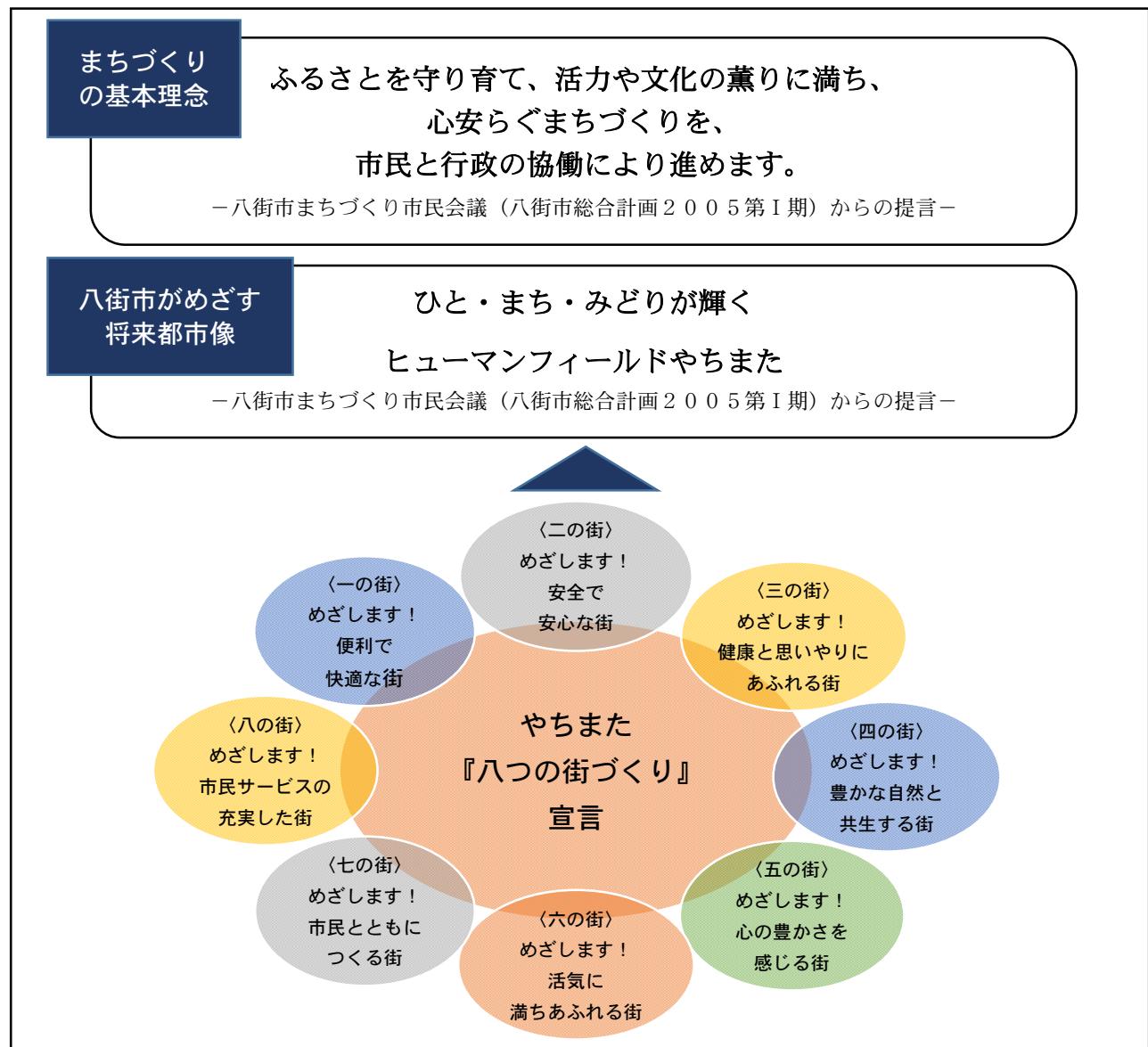
七の街 めざします！市民とともにつくる街

- さまざまな主体(※)が連携・協働して、自主的に政策形成などまちづくりに参画する街
- 市民と行政が協議を重ねながら役割を明確にし、市民やまちづくり団体がいきいきと活動する街
※さまざまな主体：市民、地域(区・自治会など)、NPO法人、ボランティア団体、企業など

八の街 めざします！市民サービスの充実した街

- 限りある財源の中、市民ニーズを的確に把握し、最小の費用で最大の効果をあげる行財政運営を進める街
- 市政情報を幅広く公開することにより、市民と行政が情報を共有し、透明性の高い行財政運営が確立した街

施策体系イメージ図



第4節 将来人口

基本構想の目標年次である2025年（令和7年）の総人口を68,000人と想定します。

1. 総人口

本市の人口は、1988年（昭和63年）から1994年（平成6年）ごろまで、毎年5～7%と全国上位の増加率を示しましたが、増加率は徐々に減少し、国勢調査の結果では2005年（平成17年）の人口75,735人をピークとして、以降、人口減少となっています。2010年（平成22年）における本市の人口は73,212人ありました。

少子高齢化の進行による自然減と転出入のうち転出超過による社会減が進み、本基本構想の目標年次である2025年（令和7年）における推計人口は、このまま人口減少が推移すると65,032人と予測されます。

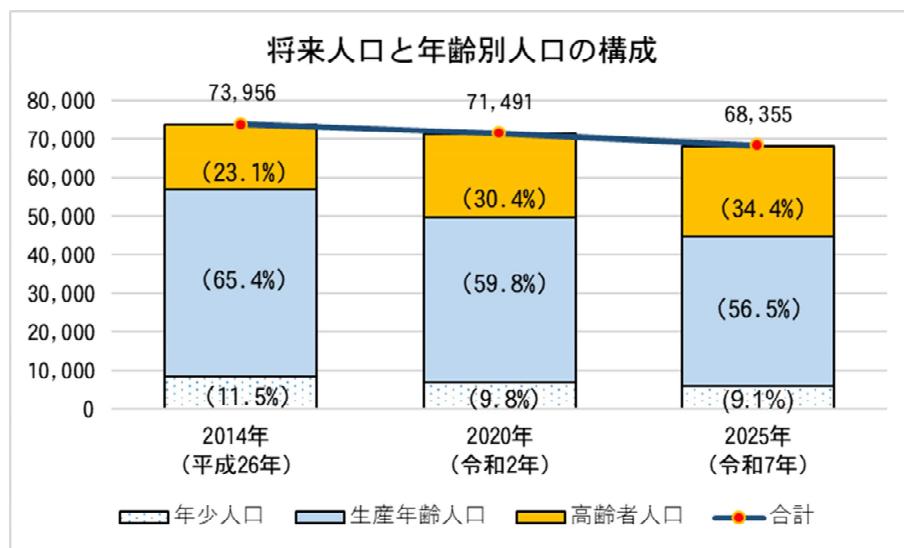
しかしながら、本市の活力を維持していくためには、可能な限り定住人口を維持することが不可欠です。そこで、次世代を担う若年・子育て世代が住みやすい環境、子どもを産み育てやすい環境の整備や産業振興などによる雇用の確保などを進め、さらに市民一人ひとりが、身心ともに生涯にわたって、安全に安心して健やかに暮らすことができるまちづくりを推進します。

これらの取り組みを推進することで、人口減少の抑制を図り、本基本構想の目標年次である2025年（令和7年）の総人口を68,000人と想定します。

2. 年齢別人口構成

年齢別人口構成は、少子高齢化がより一層進行し、年少人口（0歳～14歳）の減少と高齢者人口（65歳以上）の増加がさらに進むものと予想されます。また、生産年齢人口（15歳～64歳）の減少も急速に進むものと予想されます。

3. 将来人口と年齢別人口の構成



第5節 土地利用

本市は、市全域の62%が農地と山林で占められており、豊かな自然が守られています。

また、一方では、これまでに多くの人々を受け入れ、急速な都市化が進みました。

私たちは、先人から受け継がれた自然豊かな風土に、新たな価値を加えた「ふるさと八街」をつくり、次の世代へ引き継いでいかなければなりません。そこで、自然、安全性、快適性、地域特性などに配慮した秩序ある土地の有効利用を図り、「ひと・まち・みどりが輝くヒューマンフィールドやちまた」の実現をめざします。

1. 魅力ある都市空間を形成する土地利用

八街駅周辺については、商業、業務、公共、サービス、多様な都市型住宅など、高度な都市機能を備えた、本市の顔にふさわしい賑わいのある、都市核としての土地利用を進めます。

榎戸駅周辺については、駅機能の充実を図り、住宅市街地として都市機能を併せ備えた、都市副次核としての土地利用を進めます。

市街地促進地域については、ゆとりある生活空間と美しい街並みが形成された、災害に強く安心して生活できる都市づくりを進め、快適な居住環境の創出をめざした土地利用を進めます。

周辺市街地については、周辺の自然環境との調和、オープンスペースの確保などを図り、潤いのある田園居住地の形成を目指した土地利用を進めます。

交通利便性の高い沿道市街地については、商業施設、流通、製造業、研究開発機関等の立地を促進し、活力ある産業の創出を促す土地利用を進めます。

2. 人と自然が共生する土地利用

農業地域については、良好な農業環境を保全しながら生活環境の向上をめざした土地利用を進めます。

豊かな自然が残る地域については、緑地、谷津田、里山や水辺などの貴重な自然の維持・継承に努め、美しい田園風景の保全をめざした土地利用を進めます。

これらの地域については、自然環境や農業環境との調和を図りながら、市民のレクリエーション、健康づくり、余暇活動、自然学習、地域や市街地住民の交流などの場として多様な活用を促進し、緑とふれあえる場の創出をめざした土地利用を進めます。

未利用の農用地については、農用地の集約化、あるいは関係機関と協議をしながら有効的な土地利用を進めます。

第4章 施策の大綱：八つの街づくり

一の街 めざします！便利で快適な街

1. 秩序ある土地利用

- 地域の特性を活かした秩序ある土地利用を、関係する法令等に基づき進めます。さらに、地域の特色を活かしたまちづくりの促進を図ります。
- 遊休地などを活用した雨水排水計画の策定を進めます。

2. 道路の体系的整備

- 市民生活や産業活動を支える道路については、交通需要や渋滞箇所を把握するなかで、中長期的な道路整備計画を策定するなど、幹線道路や補完的な役割を果たす市道について体系的に整備を進めます。また、歩行者ネットワーク(※)の形成を進めます。
- 国県道の整備については、関係機関に対する要望、協議を進めます。

※歩行者ネットワーク：駅周辺などにおいて、歩行者が通行可能なルートの形成

3. 移動を支える公共交通の充実

- JR総武本線については、快速電車・普通電車の増便や複線化など輸送力の増強を引き続き要望します。
- 路線バスについては、確保維持を継続して要請するほか、ふれあいバスの運行体制の見直しなどを進めます。

4. 人にやさしいまちづくりの推進

- 通行しやすい歩道、利用しやすい公共施設、移動しやすい交通機関など、誰もが暮らしやすい地域環境の整備に向けて、バリアフリーやユニバーサルデザイン(※)を取り入れた、人にやさしいまちづくりを進めます。

※ユニバーサルデザイン：文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・デザイン等

二の街 めざします！安全で安心な街

1. 交通安全の推進

- 高齢者、障害のある人、子ども等の交通弱者が、安心して通行できる歩行空間の整備を進めるほか、関係機関と連携を図り、危険箇所への交通安全施設の整備に努めるなど、人優先の交通安全対策を推進します。
- また、交通安全教育を充実し、歩行者等の交通安全意識の徹底を図るとともに、市民と行政が一体となり、参加・協働型の交通安全を推進します。

2. 消防・救急体制の充実

- 都市化や高齢化を踏まえながら、火災や急病時に迅速に対応できる消防・救急体制の強化を促進します。また、防火意識の高揚により火災の予防に努めるほか、消防団員の確保、消防団活動の促進、消防装備の充実など、地域の消防体制の強化を図ります。

3. 防災体制の充実

- 市民の生命や財産を守るため、あらゆる災害を想定した防災体制の整備を進めるとともに全市的な防災訓練を実施します。また、自主防災組織の強化、設立支援を図るとともに、防災知識の習得、防災意識の高揚を図ります。

4. 防犯施策の充実

- 警察署の設置など警察力の更なる強化を関係機関に要請するほか、市民一人ひとりの防犯意識の高揚と自主防犯組織の強化、設立支援を図るなど、市民・警察・行政が一体となった防犯体制を確立します。

5. 消費者行政の充実

- 市民が安心して消費生活を送れるよう消費者対策を充実します。また、市民が消費者被害を受けることのないよう消費者意識の向上を図るとともに、消費生活相談の専門性を高め、苦情相談への的確な対応に努めます。

1. 生涯にわたる健康づくり

- 子どもから高齢者まで、各年代に応じた健康診査や相談・指導体制を強化するとともに、市民の自主的な健康管理意識を高め、健康的な生活習慣の定着に努めます。また、関係機関との連携を密にしながら、かかりつけ医の普及や在宅療養など地域医療サービスの確保に努めるとともに、周辺市町と連携した救急医療体制を強化します。

2. 地域で支えあう福祉の推進

- 誰もが住みなれた地域でいつまでも安心して暮らせるように、市民の自主的な福祉活動を推進し、地域での支えあいの仕組みづくりを進めます。
- 支援を必要としている人々に対して、相談体制を強化し、自立した生活が送れるように、きめ細かい対応に努めます。

3. 笑顔あふれる子育てへの支援

- 多様な保育サービスの提供や相談体制の充実を図るとともに、地域と保育園、幼稚園、学校などが連携し、地域全体で安心して子育てができる環境整備を進めます。
- ひとり親家庭の相談体制を強化し、自立に向けた就業支援や子育て支援、生活支援の充実を図ります。

4. 生きがいに満ちた高齢者福祉の充実

- 生涯を通して活躍できる多様な社会参加の場の提供や就業機会の創出に努め、健康維持と生きがいづくりを支援します。
- 介護保険事業については、健全な保険財政の運営に努め、安定したサービス提供を図ります。

5. ぬくもりのある障害者福祉の充実

- さまざまな機会を活用して、ノーマライゼーション(※)理念の普及・定着に向けた啓発活動を進めるとともに、障害のある人の社会参加の機会を拡大します。また、地域において、障害のある人が暮らしやすい環境整備を進めます。

※ノーマライゼーション：障害のある人や高齢者が、ほかの人々と等しく生きる社会・福祉環境の整備、実現を目指す考え方

四の街 めざします！めざします！豊かな自然と共生する街

1. 緑の保全と創出

- 市内に広がる豊かな緑や里山、谷津田、水辺、田園風景など八街らしい景観を保全するとともに、これら美しい自然を活かし、市民の憩いの場、交流の場、健康づくりの場としての公園や緑地及びそのネットワークの整備・管理を市民参加・協働により進めます。

2. 生活環境の整備

- 良好的な住環境を備えた、快適な生活環境づくりを促進します。良質な浄水の安定供給に努めるとともに、計画的な下水道・水路整備を進めます。

3. 循環型社会の推進

- 廃棄物処理について、市民や事業者、団体などへの意識啓発に努めるとともに、行政も含め互いの役割分担を図りながら、減量化、リサイクル、適正処理を一層推進し、環境への負荷を最小限に抑えた循環型社会の構築を進めます。

1. 子どもの教育・健全育成の充実

- 連携教育を中心に、情報化や国際化など時代の変化に対応した学校教育の充実を図ります。また、地域で青少年が活動できる場を確保し、学校、家庭、地域が連携した青少年の健全育成を進めます。

2. 自ら学ぶ生涯学習・スポーツの推進

- 市民が自発的に学習・スポーツに参加できる体制づくりに努めるとともに、活動拠点の充実を図ります。また、指導者の育成を図り、継続して活動できる環境づくりを進めます。

3. 市民文化の創造と継承

- 文化財、伝統芸能の保存・継承を図るだけでなく、日常生活に密着した文化を再認識し、次の世代に積極的に継承します。また、市民の自主的な芸術文化活動や、多彩な芸術文化に触れる機会を拡充し、八街独自の新たな文化の創造・発信を進めます。

4. 豊かな心を育む交流の推進

- 国際交流、地域間交流、世代間交流など、場所や世代を超えた多様な交流活動を支援するとともに、交流活動のリーダーとなる人材の育成に努めます。また、性別にかかわりなく、すべての人が個性と能力を発揮することができる環境づくりを進めます。

5. 男女共同参画の推進

- 男女が互いにその人権を尊重しつつ、喜びも責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、自分らしい生きいきと暮らせる男女共同参画社会の実現に努めます。

1. 時代の変化に対応した農業の振興

- 大都市近郊という立地条件を活かし、優良農地の保全、生産基盤整備、経営体制の改善、流通の合理化、6次産業化（※）などを支援し、持続可能な農業を促進します。さらに、農業者の高齢化・後継者対策、食糧自給率の向上、消費者ニーズの多様化への対応など時代の要請に応える農業を促進します。また、環境にも配慮した循環型農業をめざし、安全で安心な農産物の生産を促進するとともに、ブランド化を推進します。

※6次産業化：第1次産業である農林水産業が、農林水産物の生産だけにとどまらず、それを原材料とした加工食品の製造・販売や観光農園のような地域資源を生かしたサービスなど、第2次産業や第3次産業まで踏み込むこと

2. まちの活力を生む商工業の推進

- 中心市街地活性化支援策を活用し、八街TMO（※）と連携を図りながら、商業やサービスの集積した活気のあるまちを形成するとともに、地理的条件を活かした企業誘致を推進し、雇用の増加を図ります。

※八街TMO：中心市街地において商業まちづくりを運営・管理する機関（商工会議所）

3. まちに賑わいをもたらす産業の振興

- 本市にある様々な地域資源を活かしながら、特産品等の開発、地産地消型ビジネスの啓発を行うなど、多くの人が来街しやすい賑わいのあるまちづくりを進めます。また、社会情勢の変化に対応した、サービス産業への支援を図ります。

1. 市民と行政の協働の推進

- 透明性の高い行政運営を推進し、まちづくりに対する市民の関心を高めます。
- 政策形成段階からの市民参画の仕組みづくりを進め、市民と行政とのパートナーシップによるまちづくりを推進します。また、さまざまな主体(※)が連携・協働し自主的にまちづくりにかかわっていくとともに、市民と行政が協議を重ねながら役割を明確にして、協働の体制・協働事業の制度を確立します。

※さまざまな主体：市民、地域(区・自治会など)、NPO法人、ボランティア団体、企業など

2. コミュニティの育成

- 地域の連帯感や自治意識の醸成を図り、リーダー育成や情報提供を通じ、地域コミュニティの活性化を図ります。また、公共施設の有効利用などにより、コミュニティ活動の場を提供し交流を促進します。

3. 市民によるまちづくり活動の推進

- まちづくりに気軽に参加できる機会の拡大やまちづくりに関する情報提供を推めます。市民が主役のまちづくりを推進するため、市民活動団体の育成を積極的に進めます。また、その活動を支援するほか、団体相互の交流を推進するなど、活性化を図ります。

1. 効率的な行財政運営

- 職員の政策形成や計画執行能力の向上及び財政面の改革を図るなど、行財政改革を進めます。さらには、民間能力の活用を図るとともに、民間の経営手法を学び、市民ニーズに的確に応えられる市政運営を進めます。また、行政評価システムなどを導入し、説明責任が果たせる市政運営を進めるとともに、周辺市町村との連携により、広域的な課題への対応を進めます。

2. 市民と行政の情報の共有

- 行政情報を的確に公開するとともに、広報活動の充実や情報の電子化を推進し、市民との情報の共有を進めます。また、広聴活動を充実し、市民の意見を取り入れる機会を拡大します。

3. 窓口サービスの充実

- 電子自治体の構築を図り市民の利便性向上を図るとともに、社会保障・税番号制(※)に基づいた、ワンストップサービス(※)体制の構築など、市民が利用しやすい窓口サービスの充実を図ります。また、職員の接遇向上に努め、わかりやすい市役所づくりを進めます。

※社会保障・税番号制：住民票を有する全ての方に対して、一人1番号のマイナンバーを指定し、国の行政機関や地方公共団体などでは、社会保障、税、災害対策の分野で保有する個人情報とマイナンバーとを結びつけて効率的に情報の管理を行い、さらにマイナンバーを活用して、同一の者に関する個人情報を他の機関との間で迅速かつ確実にやり取り（情報連携）する制度

※ワンストップサービス：関連する手続きを、一度で、あるいは1か所で行えるサービス

4. 市の魅力発信

- 若年・子育て世代の移住・定住を促進するため、様々な媒体を活用し、効果的に市の魅力を発信するシティセールス(※)を進めます。

※シティセールス：都市としてのイメージや知名度を高めることにより、人や企業に「住んでみたい」、「ビジネスをしたい」と思われ、ひいては都市の活性化が図られることを目指し、都市の持つ様々な魅力を市内外に発信しようとするための方策

第3部 後期基本計画 2020－2024

第1章	総論
第2章	重点施策： 第2次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略
第3章	やちまた『八つの街づくり』宣言に基づく 分野別計画
第4章	計画の進行管理

第1章 総 論

第1節 策定の目的

基本計画は、基本構想で定められた八街市の将来都市像である「ひと・まち・みどりが輝く ヒューマンフィールドやちまた」を実現するため、展開すべき施策を具体的にとりまとめたもので、市民と行政が協働でまちづくりを進めていくうえで指針となるものです。

第2節 計画期間

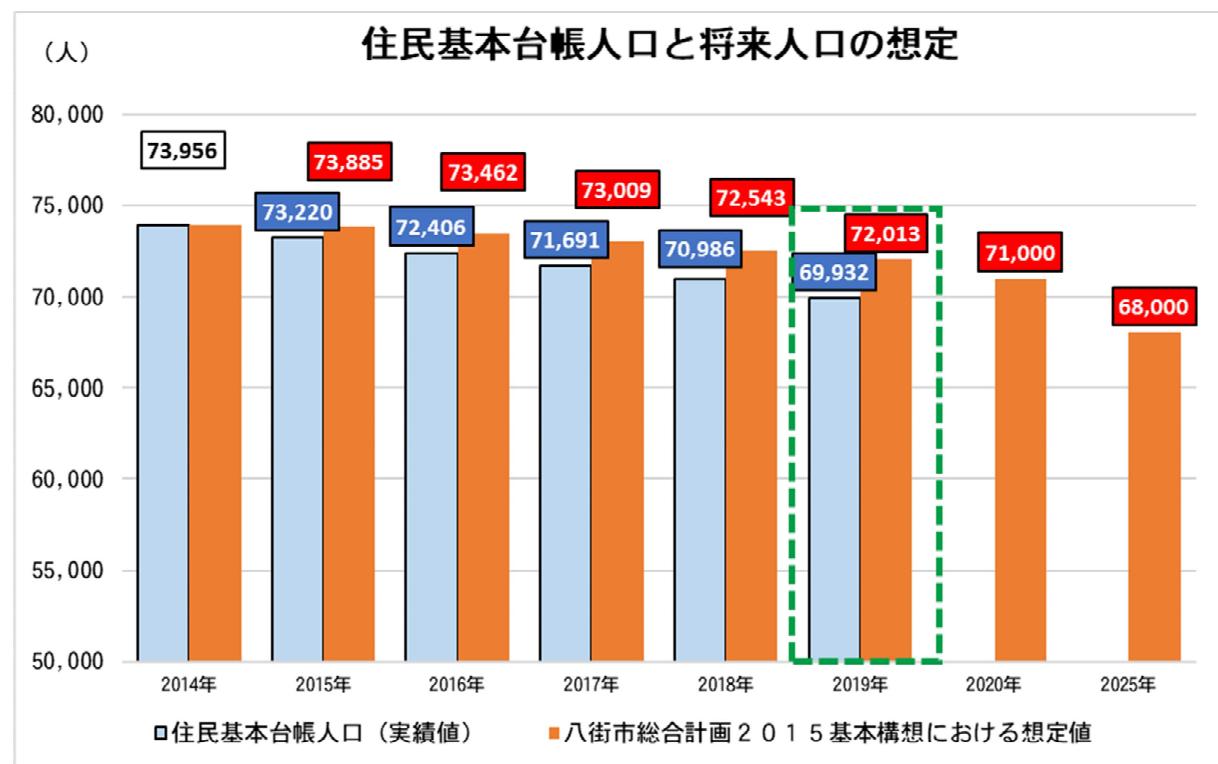
後期基本計画の計画期間は、2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）の5年間とします。

第3節 主要指標

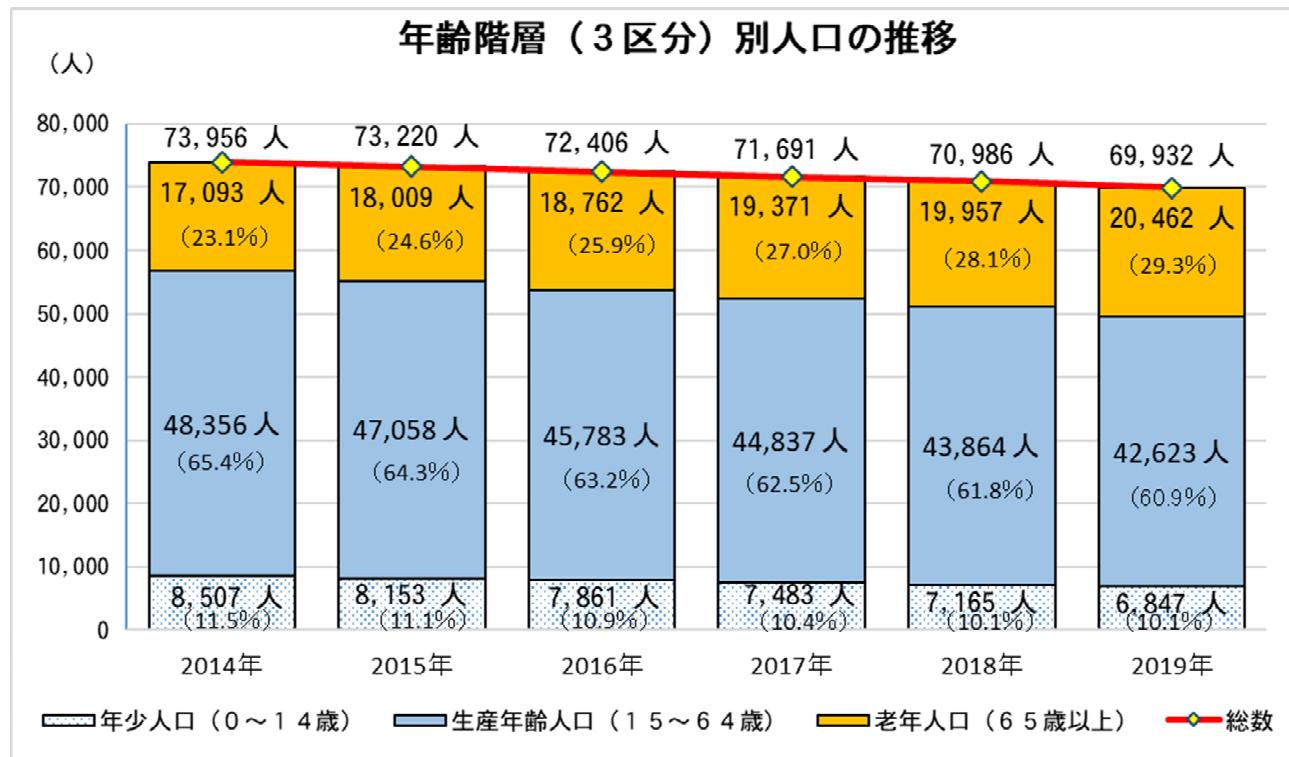
1. 将来人口

後期基本計画の最終年次である2025年3月31日の総人口を68,000人と想定とします。

2019年現在で実績値が想定値と比べ、約2,000人下回っています。



老人人口が増加している一方で、年少人口と生産年齢人口が減少傾向にあります。



男女別3区分別人口（各年3月31日現在）

区分		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
0~14歳人口	男性	4,170人	4,011人	3,845人	3,673人	3,498人
	女性	3,983人	3,850人	3,638人	3,492人	3,349人
	計	8,153人	7,861人	7,483人	7,165人	6,847人
15~64歳人口	男性	24,556人	23,998人	23,514人	23,120人	22,548人
	女性	22,502人	21,785人	21,323人	20,744人	20,075人
	計	47,058人	45,783人	44,837人	43,864人	42,623人
65歳以上人口	男性	8,500人	8,846人	9,127人	9,402人	9,675人
	女性	9,509人	9,916人	10,244人	10,555人	10,787人
	計	18,009人	18,762人	19,371人	19,957人	20,462人
合 計	男性	37,226人	36,855人	36,486人	36,195人	35,721人
	女性	35,994人	35,551人	35,205人	34,791人	34,211人
	計	73,220人	72,406人	71,691人	70,986人	69,932人

資料：市民課(各年3月31日)

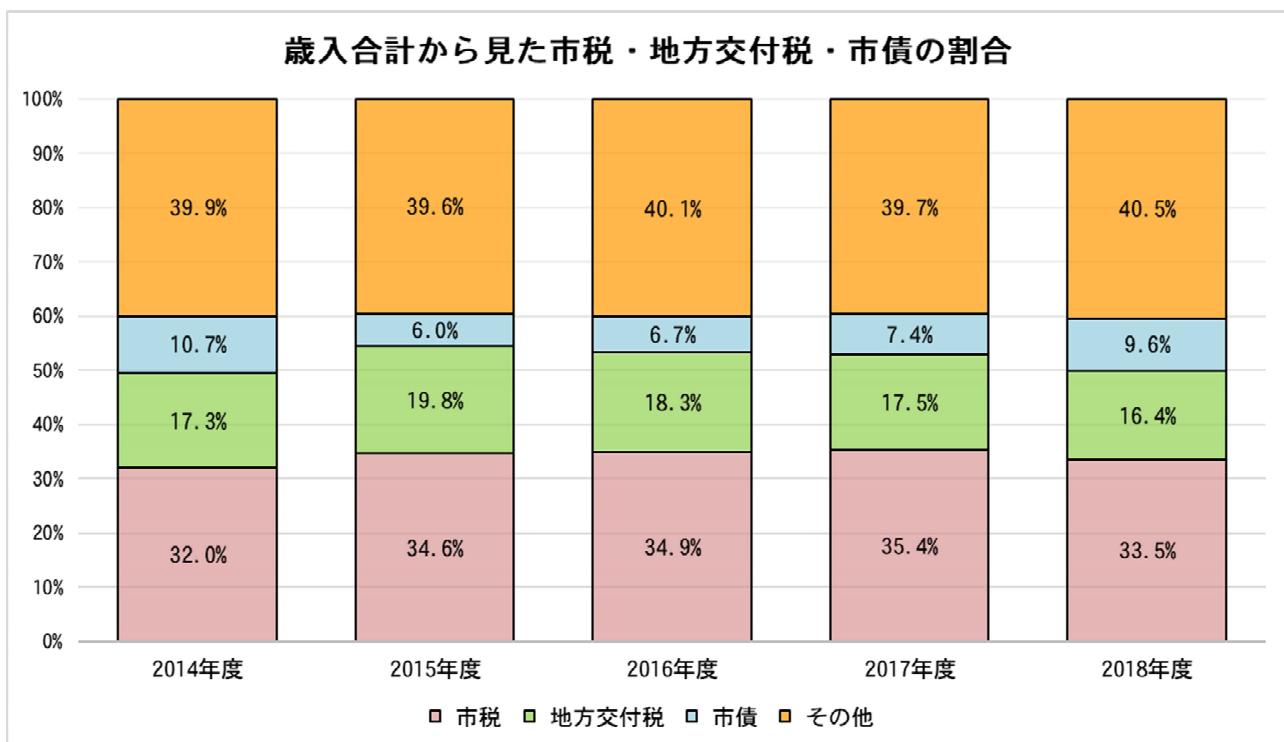
2. 財政推移

(1) 普通会計の推移

歳入は、生産年齢人口の減少により歳入の根幹をなす市税の収入増加を見込みにくく、依然として地方交付税や市債などに頼らなければならない状況が続いています。

普通会計歳入決算額

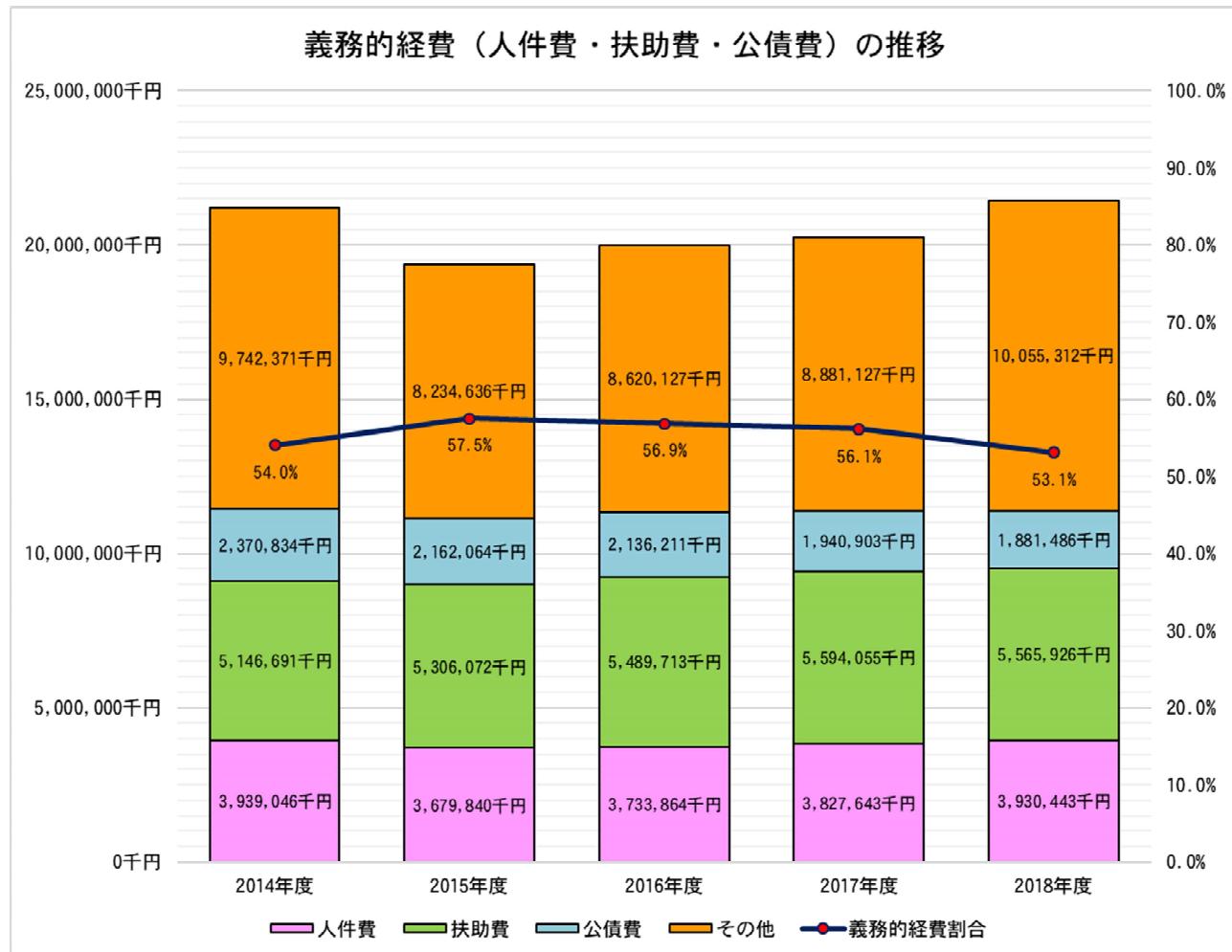
区分	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
市税	7,144,241千円	7,063,968千円	7,299,596千円	7,488,975千円	7,409,003千円
地方譲与税	185,130千円	193,602千円	191,477千円	191,285千円	172,365千円
各種交付金	929,479千円	1,411,130千円	1,220,824千円	1,327,455千円	1,400,825千円
地方交付税	3,866,361千円	4,047,978千円	3,834,848千円	3,696,107千円	3,631,032千円
分担金及び負担金	7,706千円	8,268千円	44,073千円	44,732千円	45,213千円
使用料及び手数料	473,947千円	469,415千円	447,854千円	440,745千円	417,596千円
国庫支出金	4,059,409千円	3,328,844千円	3,740,884千円	3,634,369千円	3,973,933千円
県支出金	1,513,246千円	1,399,101千円	1,396,054千円	1,481,027千円	1,431,785千円
財産収入	13,314千円	38,628千円	23,241千円	15,986千円	26,888千円
寄附金	4,985千円	8,875千円	14,193千円	32,712千円	48,518千円
繰入金	780,922千円	42,510千円	264,175千円	272,356千円	374,446千円
繰越金	162,811千円	493,047千円	430,379千円	367,749千円	422,218千円
諸収入	773,038千円	685,925千円	617,866千円	599,648千円	629,568千円
市債	2,377,400千円	1,221,700千円	1,392,200千円	1,572,800千円	2,124,100千円
歳入合計	22,291,989千円	20,412,991千円	20,917,664千円	21,165,946千円	22,107,490千円



歳出は、義務的経費である人件費や扶助費といった経費が増加しており、財政の硬直化が進んでいます。

普通会計性質別歳出決算額

区分	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度
人件費	3,939,046千円	3,679,840千円	3,733,864千円	3,827,643千円	3,930,443千円
扶助費	5,146,691千円	5,306,072千円	5,489,713千円	5,594,055千円	5,565,926千円
公債費	2,370,834千円	2,162,064千円	2,136,211千円	1,940,903千円	1,881,486千円
物件費	2,893,475千円	2,815,424千円	2,858,421千円	2,820,464千円	2,904,205千円
維持補修費	142,372千円	103,110千円	115,222千円	219,512千円	164,939千円
補助費等	2,072,163千円	2,283,844千円	1,993,538千円	1,987,532千円	2,089,244千円
投資及び出資金・貸付金	79,724千円	75,737千円	79,701千円	79,858千円	73,386千円
繰出金	1,909,155千円	2,229,898千円	2,337,787千円	2,276,158千円	2,314,190千円
積立金	5,765千円	121,182千円	14,157千円	35,986千円	47,325千円
普通建設事業費	2,620,374千円	605,441千円	1,204,433千円	1,461,617千円	2,462,023千円
災害復旧事業費	19,343千円	0千円	16,868千円	0千円	0千円
歳出合計	21,198,942千円	19,382,612千円	19,979,915千円	20,243,728千円	21,433,167千円



資料：財政課

第4節 総合計画2015の施策体系図

基本構想 2015年～2024年(10年間)			後期基本計画 2020年～2024年(5年間)	※戦略の位置づけ
将来都市像	政策名	施策名	後期基本計画期間の取組	
まちづくりの 基本理念 ふるさとを守り育て、活力や文化の薫りに満ち、心安らぐまちづくりを、市民と行政の協働により進めます。	一の街 めざします！  便利で快適な街	【都市基盤整備分野】	1. 秩序ある土地利用	111. 適正な土地利用の推進 112. 中心市街地の整備 121. 国・県道の整備 122. 市道の整備 123. 道路の適切な管理
			2. 道路の体系的整備	4 4 4 4
			3. 移動を支える公共交通の充実	131. 鉄道の利便性の向上 132. 市内公共交通の利便性向上
			4. 人にやさしいまちづくりの推進	141. バリアフリーの推進 142. ユニバーサルデザインの推進
	二の街 めざします！  安全で安心な街	【防災・消防・安全分野】	1. 交通安全の推進	211. 交通安全意識の向上 212. 交通安全環境の充実
			2. 消防・救急体制の充実	221. 消防・救急体制の充実 222. 消防団活動の充実
			3. 防災体制の充実	231. 災害予防対策の推進 232. 災害応急対策の推進
			4. 防犯施策の充実	241. 防犯施設の充実 242. 防犯意識の向上と活動の推進
			5. 消費者行政の充実	251. 消費者相談の充実 252. 消費者意識の向上
	三の街 めざします！  健康と思いやりにあふれる街	【保健・医療・福祉分野】	1. 生涯にわたる健康づくり	311. 健康づくりの推進 312. 地域医療体制の推進 313. 医療保険制度の適正な運営
			2. 地域で支えあう福祉の推進	321. 地域福祉の推進 322. 生活の安定・自立への支援 323. 国民年金制度の推進
			3. 笑顔あふれる子育てへの支援	331. 子ども自身の育ちへの支援 332. 子育て家庭と親の育ちへの支援
			4. 生きがいに満ちた高齢者福祉の充実	341. 社会参加と生きがいづくりの支援 342. 生活支援サービスの充実 343. 介護保険サービスの充実 344. 地域包括ケアシステムの推進
			5. ぬくもりのある障がい者福祉の充実	351. 自立と社会参加の促進 352. 障がい福祉サービスの充実
	四の街 めざします！  豊かな自然と共生する街	【生活環境分野】	1. 緑の保全と創出	411. 里山の保全と再生 412. 公園・緑地の整備
			2. 生活環境の整備	421. 住環境の充実 422. 上水道の安定供給 423. 汚水・雨水の適正処理 424. 公害防止対策の推進
			3. 循環型社会の推進	431. 環境保全・衛生対策の充実 432. 資源循環型社会の構築

基本構想 2015年～2024年(10年間)				基本計画 2020年～2024年(5年間)	※戦略の位置づけ
まちづくりの基本理念 将来都市像 ふるさとを守り育て、活力や文化の薫りに満ち、心安らぐまちづくりを、市民と行政の協働により進めます。	将 来 都 市 像 五の街 めざします！  心の豊かさを感じる街	政策名	施策名	後期基本計画期間の取組	
		1. 子どもの教育・健全育成の充実	511. 幼児教育の充実 512. 学校教育の充実 513. 青少年の健全育成	1 1 1	
		2. 自ら学ぶ生涯学習・スポーツの推進	521. 生涯学習の推進 522. 生涯スポーツの推進	2 2	
		3. 市民文化の創造と継承	531. 芸術文化活動の推進 532. 文化財の保護・継承	2 2	
		4. 豊かな心を育む交流の推進	541. 地域間交流の推進 542. 国際交流・多文化共生の推進	2 2	
	六の街 めざします！  活気に満ちあふれる街	5. 男女共同参画の推進	551. 男女共同参画の推進	1	
		1. 時代の変化に対応した農業の振興	611. 農業基盤の整備 612. 扱い手の育成 613. 農業の活性化	3 3 3	
		2. まちの活力を生む商工業の推進	621. 商工業の振興 622. 就労・雇用の促進	3 3	
		3. まちに賑わいをもたらす産業の振興	631. 地域産業の競争力強化 632. 観光交流の促進	2・3 2	
	七の街 めざします！  市民とともにつくる街	1. 市民と行政の協働の推進	711. 協働推進のための環境整備 712. 協働事業の拡充 713. 地域資源の有効活用	4 4 4	
		2. コミュニティの育成	721. 自治組織の支援 722. 自治組織の再構築	4 4	
		3. 市民によるまちづくり活動の推進	731. まちづくりの扱い手づくり 732. 市民活動の支援	4 4	
	八の街 めざします！  市民サービスの充実した街	1. 効率的な行財政運営	811. 持続可能な行財政運営の推進 812. 組織力の強化 813. 広域行政の推進	4 4 4	
		2. 市民と行政の情報の共有	821. 広報・広聴の充実 822. 情報公開の推進		
		3. 窓口サービスの充実	831. 電子自治体の推進 832. 窓口サービスの向上		
		4. 市の魅力発信	841. シティセールスの推進 842. 情報発信の強化	1・2 2	

※第2次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略における施策の位置づけ

1：子ども・全世代活躍分野 2：ひと・交流分野 3：しごと分野 4：まちづくり分野

第2章 重点施策：第2次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略

総合計画における重点施策を「第2次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略」として位置づけます。

第1節 総合戦略の目的

国は、人口減少・少子高齢化という構造的課題について政府一体となって取り組み、将来にわたって活力ある日本社会を維持する観点から2014年9月、内閣に「まち・ひと・しごと創生本部」を設置し、同年11月に「まち・ひと・しごと創生法」の制定、また、同年12月には2015年度から2019年度までの目標や施策の基本的方向及び具体的な施策をまとめた、第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

これを受け、本市においても深刻化が懸念される人口減少問題や地域経済衰退問題の打開、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立を目指し、「八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」といいます。）を策定し、各種施策の推進及び効果の検証に取り組んできたところです。

国では、第1期の総合戦略の計画期間が2019年度で終了することから、新たに2020年度から2024年度までを計画期間とする第2期総合戦略の策定を決定し、その基本方針となる「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」を2019年6月21日に閣議決定しました。

このような状況を踏まえ、本市においても「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、国及び千葉県が策定するまち・ひと・しごと創生総合戦略を勘案しながら、市の実情を踏まえ、人口、経済、地域社会の課題に一体的に取り組むため、「第2次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定します。

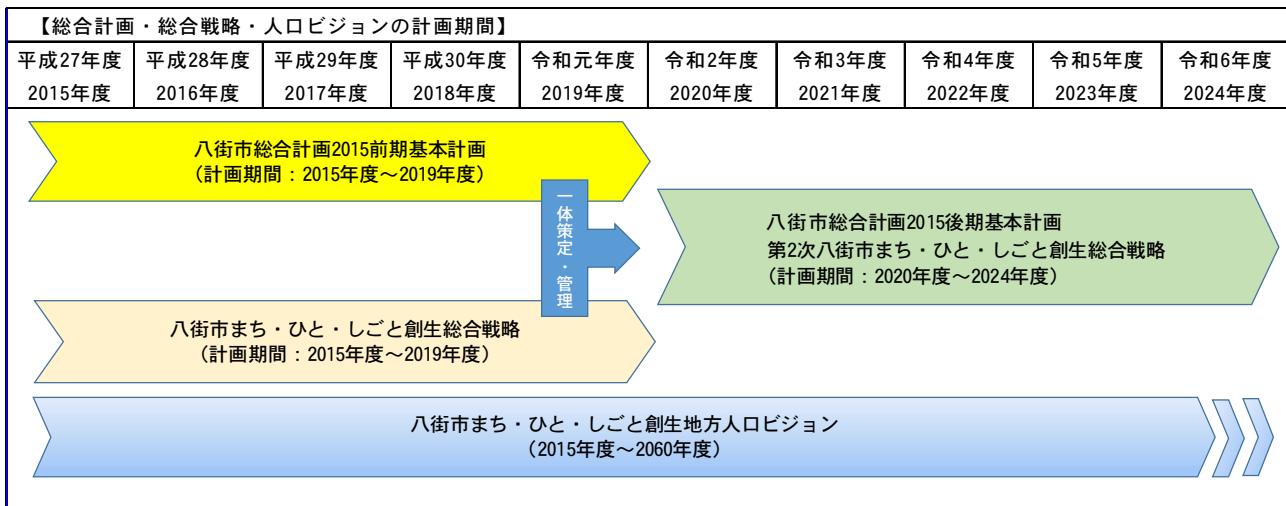
第2節 策定の位置づけ(八街市総合計画2015後期基本計画との関係)

本市では、2015年に策定した「八街市総合計画2015」を行政運営の基本方針と位置づけ、この総合計画に基づき、さまざまな施策や事業を計画的かつ総合的に推進することとしています。

一方で、総合戦略は、「八街市まち・ひと・しごと創生地方人口ビジョン」の提示する将来展望を踏まえ、人口減少克服、地方創生に焦点化した計画です。本市は、前期基本計画においても、人口減少対策をまちづくりの重点事項と捉え、施策を横断的に連携させ、相乗効果を生じさせることを目的にリーディングプラン（重点施策）として位置づけていたことから、第2次総合戦略に位置づけた取組を総合計画2015後期基本計画と整合を図りながら、重点的に取り組むことにより、より効果的かつ効率的に推進します。

第3節 計画期間

第2次総合戦略の計画期間は、後期基本計画と同じ2020年度（令和2年度）から2024年度（令和6年度）の5年間とします。



第4節 基本目標

本市の実状を踏まえ、国の「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」に基づき、第1期の基本目標を維持しつつ、国が示す新たな視点を踏まえた基本目標として次のとおり設定します。

基本目標1	結婚・出産・子育ての希望をかなえ、全世代活躍のまちづくり
基本目標2	「住みたい」「訪れたい」と感じるまちづくり
基本目標3	人と産業を育み、安定した雇用を創出するまちづくり
基本目標4	人と人がつながり、安全・安心に暮らせるまちづくり

(参考)

国の基本目標

- 地方にしごとをつくり、安心して働くようにする
- 地方への新しいひとの流れをつくる
- 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる
- 時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

国の示す新たな視点

- 地方へのひと・資金の流れを強化する（将来的な移住につながる「関係人口」の創出・拡大、企業や個人による寄附・投資等による資金の流れの強化）
- 新しい時代の流れを力にする（Society5.0の実現に向けた技術の活用、SDGsを原動力とした地方創生）
- 人材を育て活かす（地方創生の基盤となる人材に焦点を当て、掘り起こしや育成、活躍を支援）
- 民間と協働する（NPO等の地域づくりを担う組織や起業と連携）
- 誰もが活躍できる地域社会をつくる（女性、高齢者、障害者、外国人等誰もが居場所と役割を持ち、活躍できる地域社会を実現）
- 地域経営の視点で取り組む（地域の経済社会構造全体を俯瞰して地域マネジメント）

第5節 総合戦略の基本目標に基づく分野別計画

分野別計画の見方

しごと 第2次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略

めざすまちづくりの
名称です。

基本目標3
産業を育み、安定した雇用を創出するまちづくり

□ 数値目標

目標の達成度を測る ための指標(モノサ シ)です。	指標の名称	現状値(2018年度)	目標値(2024年度)
	新規法人の年間件数	70件	↗
	総額	2,310千万円(2017年)	↗

□ 基本的方向

目標を達成するため
の基本的な取組方針
です。

的、効率的な農業経営の確立をめざし、農地の有効活用や農業の担い手育成など、本市の
を活かした安全で新鮮な農産物の地産地消や地元事業者との連携による6次産業化、プラ
化を推進します。
や女性をはじめ、高齢者、障がい者などを含めたあらゆる人々が社会で活躍できるよう支
援します。

□ 基本目標の関係データ

(%)

県内各市の労働力率

基本目標に経年推移
や他市との比較を可
視化するグラフで
す。

市名	労働力率 (%)
浦安市	58.5
成田市	58.0
富里市	57.5
八街市	63.51
旭市	57.0
印西市	56.5
松戸市	56.0
船橋市	55.5
袖ヶ浦市	55.0
柏市	54.5
白井市	54.0
木更津市	53.5
君津市	53.0
流山市	52.5
習志野市	52.0
市原市	51.5
東金市	51.0
千葉市	50.5
匝瑳市	50.0
野田市	49.5
鎌ヶ谷市	49.0
香取市	48.5
鴨川市	48.0
八千代市	47.5
富津市	47.0
大網白里市	46.5
我孫子市	46.0
茂原市	45.5
綾瀬市	45.0
四街道市	44.5
佐倉市	44.0
南房総市	43.5
館山市	43.0
いすみ市	42.5
勝浦市	42.0

資料：総務省「平成27年国勢調査」

□ 具体的な施策

基本的方向に基づいて、実施する具体的な施策の名称です。

1 人材育成・就労・雇用の促進

重点施策	NO.612	担い手の育成	総合計画における施策の名称です。	
	NO.622	就労・雇用の促進		
	NO.341	社会参加と生きがいづくりの支援 ※高齢者対象		
	NO.351	自立と社会参加の促進 ※障がい者対象		
方針	次世代に引き継ぐ農業をめざし、後継者への支援及び新規就農者の育成を推進します。また、関係機関との連携により、八街市に居住しながら就労・雇用で生きがいづくりを促進するとともに、働く場づくりとして企業誘致を推進します。			
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業後継者対策の推進 ● 新規就農者の育成 ● 農業経営改善 ● 企業誘致の推進 ● 就労支援サイトの開設 ● 関係機関との連携による就職セミナーの開催 ● 就労支援の充実(※高齢者対象) ● 就労機会の拡充(※障がい者対象) 			

2 地域産業の活性化

重点施策	NO.611	農業基盤強化	取組方針に基づいて実施する主な事業です。	
	NO.613	農業の活性化		
	NO.621	商工業の活性化		
	NO.631	地域産業の競争力強化		
方針	関係機関と連携し、シティープロモーションとあわせ農業・商工業を振興するほか、経営基盤の安定化を図り、地域産業の活性化を促進します。			
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 優良農地化の推進 ● 土地改良事業の推進 ● 農産物の振興支援 ● トップセールスによる地元産品のPR ● 起業への支援 ● 地域ブランドの構築 			

□ 重要業績評価指標(KPI)

具体的な施策の達成度を測るための指標(モノサシ)です。Key Performance Indicator の略です。

KPI	現状値(2018年度)	目標(2024年度)
認定農業者数	220 人	230 人
「ジョブ・ナビやちまた」の情報発信件数	325 件	→
八街商工会議所の会員数	1,503 人	1,585 人
6次産業化への支援件数	3 件	9 件

□ 基本目標1

結婚・出産・子育ての希望をかなえ、全世代活躍のまちづくり

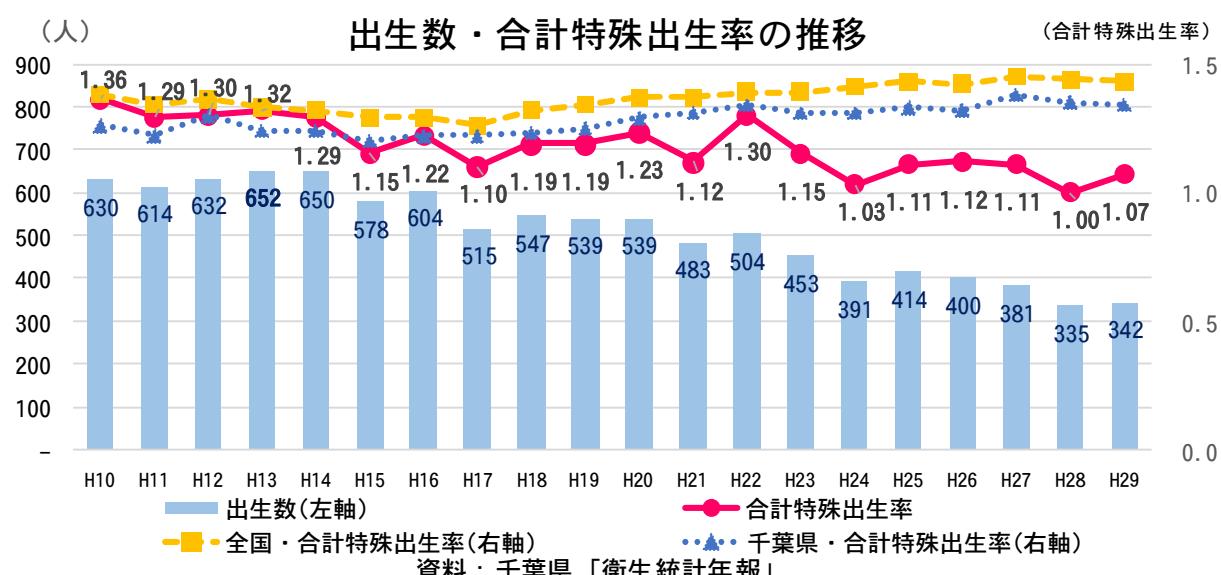
□ 数値目標

指標の名称	現状値	目標値(2024 年度)
合計特殊出生率	1.07 (2017 年度)	↗
65 歳における平均自立期間 ※65 歳の時点において、その後自立した生活を送ることが期待できる期間	男性 16.47 年 女性 19.16 年 (2015 年)	↗

□ 基本的方向

- 地域全体で妊婦や子育て家庭への切れ目のないサポートを行う環境づくりに努めるとともに、出産や育児に関する不安の解消、子育てサービスや母子保健サービスを充実するなど、子どもたちの健やかな育ちを支援します。また、子どもたちの生きる力を育む学校教育や地域への愛着を育む教育の推進により、子どもたちの健全な育成に取り組みます。
- 誰もが心も体も健康でいきいきと生きがいをもって自立した生活が送れるようになるため、健康・福祉の取組を充実させるとともに、子どもから大人まで各世代の市民が生涯学習やスポーツに親しむことができる環境を整えます。

□ 基本目標の関係データ



□ 具体的な施策

1 児童館を中心とした多世代交流の推進

重点施策	NO.332	子育て家庭と親の育ちへの支援
	NO.341	社会参加と生きがいづくりの支援
	NO.412	公園・緑地の整備
方針	児童館を中心として、近接する老人福祉センターや中央公園の特性を活かした多世代が交流する賑わいの創出を図ります。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 児童館の整備・充実 ● 生きがい活動の場の確保 ● 公園・緑地の整備 	

2 結婚への支援

重点施策	NO.841	シティセールスの推進
方針	関係団体などと連携し、結婚を希望する若者の出会いの場の提供を図ることにより、若者の結婚及び本市への移住定住を促進します。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 結婚を希望する若者への支援 	

3 出産・子育てへの支援

重点施策	NO.331	子ども自身の育ちへの支援
	NO.332	子育て家庭と親の育ちへの支援
方針	安心して子どもを産み、育てることができるよう多様な利用者ニーズに即した保育サービスの充実、子育て世代の経済的負担の軽減や子育て情報の提供や相談の場づくりなど切れ目ない子育て支援サービスの充実を図ります。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 保育サービスの推進 ● 小規模保育所の設立・運営支援 ● 子ども・高校生医療費助成の充実 ● 認定こども園の運営支援 ● 子育て支援の推進 ● 子育て世代包括支援センターの開設 	

4 教育・健全育成への支援

重点施策	NO.511	幼児教育の充実
	NO.512	学校教育の充実
	NO.513	青少年の健全育成
方針	子どもの「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育むため、一人ひとりの個性や能力に応じたきめ細やかな教育を推進するとともに、地域ぐるみでの青少年健全育成を図ります。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 幼小中高連携教育の推進 ● 教育施設の計画的な管理運営 ● 情報化や国際化など時代に即した教育の充実 ● 青少年健全育成事業の推進 ● 基礎学力向上の推進 	

5 全世代活躍のまちづくりの推進

重点施策	NO.311	健康づくりの推進
	NO.312	地域医療体制の推進
	NO.341	社会参加と生きがいづくりの推進
	NO.344	地域包括ケアシステムの推進
	NO.351	自立と社会参加の促進
	NO.551	男女共同参画の推進
方針	誰もが心も体も健康でいきいきと生きがいをもち、居場所と役割を持って活躍できるまちづくりを推進します。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 健康づくりの推進 ● 各種がん検診・健康診査の推進 ● 印旛市郡小児初期急病診療所・成田市急病診療所の運営支援 ● 生きがい活動の充実(※高齢者対象) ● 地域包括支援センターの充実 ● 地域福祉活動の推進(※障がいのある人対象) ● 男女共同参画の推進 	

□ 重要業績評価指標(KPI)

KPI	現状値(2018年度)	目標(2024年度)
結婚を希望する若者への出会いの場の提供件数（累計）	—	5 件
保育所待機児童数	44 人	0 人
子育て支援センター利用者数	5,611 人	6,725 人
全国学力学習状況調査との比較 (全国平均を 100 として算出)	87	100
特定健康診査受診率	35%	60%
シニアクラブ参加人数	1,495 人	1,800 人
つくし園利用者数	1,561 人	1,603 人
「男女共同参画の推進」に関する市民満足度	11.5%	↗

□ 基本目標2

「住みたい」「訪れたい」と感じるまちづくり

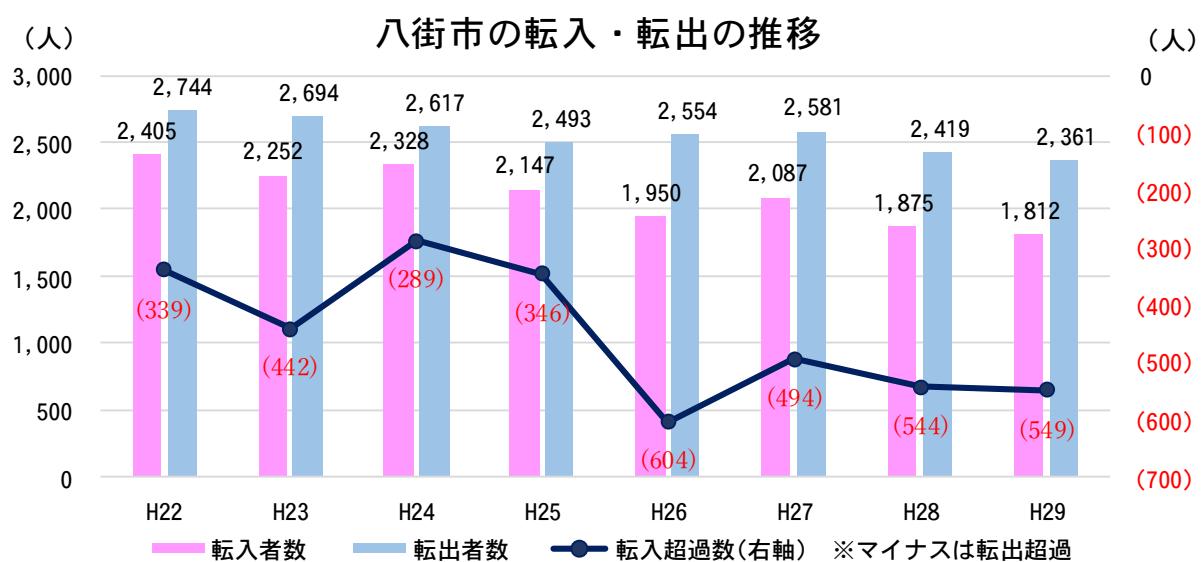
□ 数値目標

指標の名称	現状値(2018 年度)	目標値(2024 年度)
人口の社会増減(転入・転出数の差)	-617 人	↗
年間観光入込客数	160,827 人	215,520 人

□ 基本的方向

- 移住定住を促進するため、移住定住に対する優遇措置の実施や空き家バンク制度の活用など、移住定住者のニーズに応じる取組を進めるとともに、本市の魅力を広く効果的に発信します。
- 本市への来訪者を増やし、農業をはじめとした体験型の観光などまちの魅力を実体験してもらい、U・I・J ターンにつなげるとともに、地域資源を活かした「やちまた」ブランドを確立します。

□ 基本目標の関係データ



□ 具体的な施策

1 関係人口の創出・拡大

重点施策	NO.522	生涯スポーツの推進
	NO.531	芸術文化活動の推進
	NO.541	地域間交流の推進
	NO.542	国際交流・多文化共生の推進
	NO.631	地域産業の競争力強化
	NO.632	観光交流の促進
方針	市内で開催されるさまざまなイベントの開催や観光資源を活かした観光振興により、交流活動が活発で活気あるまちづくりを推進します。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● スポーツイベントの充実 ● 國際交流団体との連携・支援 ● 大学や高校との連携・交流 ● 農業を核とした観光の推進 ● 関係団体や民間施設と連携した観光振興 <ul style="list-style-type: none"> ● 芸術文化事業の充実 ● 地域間交流の充実 ● 地域ブランド普及への支援 ● 観光基盤の整備 	

2 交流拠点の機能強化

重点施策	NO.521	生涯学習の推進
	NO.532	文化財の保護・継承
方針	中央公民館や図書館、郷土資料館の特性を活かし、人と人、地域と地域をつなぐ交流拠点としての機能を強化します。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会教育施設の整備改修 ● 郷土資料館の充実 	

3 移住・定住の促進

重点施策	NO.421	住環境の充実
	NO.841	シティセールスの推進
	NO.842	情報発信の強化
方針	住宅施策の促進や経済的負担の軽減により、若者や子育て世代のU・I・Jターンを促進し、定住人口の増加を図ります。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 移住・定住の推進 ● ソーシャルメディアを活用した情報発信の強化 ● 住宅施策の促進 ● 空き家対策の促進 	

□ 重要業績評価指標(ＫＰＩ)

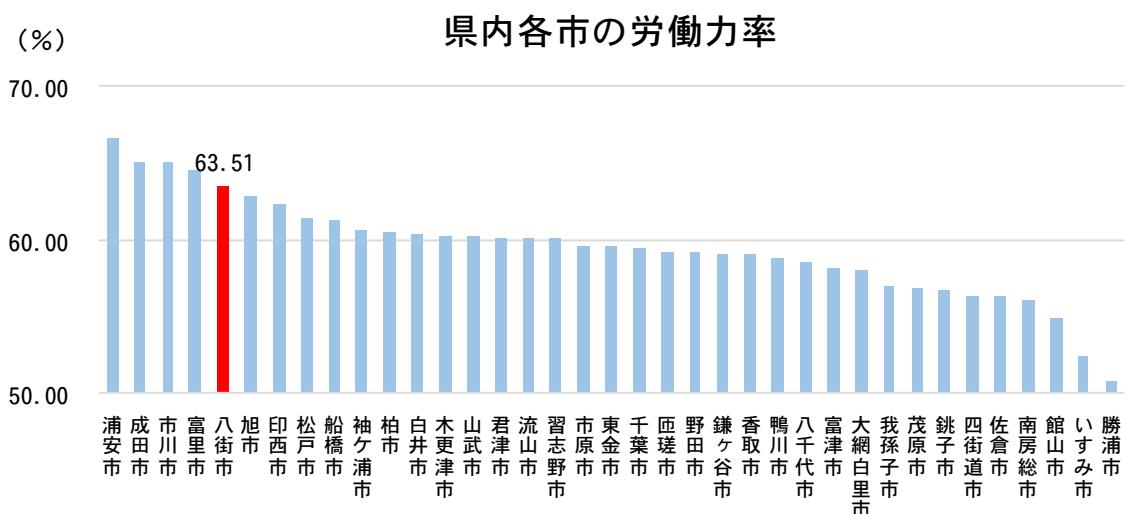
KPI	現状値(2018年度)	目標(2024年度)
郷土資料館の来館者数	2,751人	3,000人
スポーツイベントの開催数	15回	→
文化芸術団体・芸術作家との共催事業への参加者数	1,267人	1,357人
交流イベントの参加日数	65日	→
農業体験観光ツアー参加者数	168人	170人
シティセールスの実施回数 (特産品PR・移住定住相談会)	66日	→
八街市公式SNSのフォロワー数	—	2,500人

□ 基本目標3**人と産業を育み、安定した雇用を創出するまちづくり****□ 数値目標**

指標の名称	現状値(2018 年度)	目標値(2024 年度)
起業する法人の年間件数	70 件	↗
農業産出額	2,310 千万円(2017 年)	↗

□ 基本的方向

- 安定的、効率的な農業経営の確立をめざし、農地の有効活用や農業の担い手育成など、本市の特色を活かした安全で新鮮な農産物の地産地消や地元事業者との連携による6次産業化、ブランド化を推進します。
- 若者や女性をはじめ、高齢者、障がいのある人などを含めたあらゆる人々が社会で活躍できるよう支援します。

□ 基本目標の関係データ

資料：総務省「平成27年国勢調査」

□ 具体的な施策

1 人材育成・就労・雇用の促進

重点施策	NO.612	担い手の育成
	NO.622	就労・雇用の促進
	NO.341	社会参加と生きがいづくりの支援
	NO.351	自立と社会参加の促進
方針	次世代に引き継ぐ農業をめざし、後継者への支援及び新規就農者の育成を推進します。また、関係機関との連携により、八街市に居住しながら就労・雇用できる環境づくりを促進するとともに、働く場づくりとして企業誘致を推進します。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業後継者対策の推進 ● 新規就農者の育成 ● 農業経営改善の支援 ● 企業誘致の推進 ● 就労支援サイトの管理運営 ● 関係機関との連携による就職セミナーの開催 ● 就労支援の充実(※高齢者対象) ● 就労機会の拡充(※障がいのある人対象) 	

2 地域産業の活性化

重点施策	NO.611	農業基盤の整備
	NO.613	農業の活性化
	NO.621	商工業の振興
	NO.631	地域産業の競争力強化
方針	関係機関と連携し、シティプロモーションとあわせ農業・商工業を振興するほか、経営基盤の安定化を図り、地域産業の活性化を促進します。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 優良農地化の推進 ● 土地改良事業の推進 ● 畜産業の振興支援 ● トップセールスによる地元產品のPR ● 商工会議所との連携 ● 起業への支援 ● 地域ブランドへの支援 ● 6次産業化への支援 	

□ 重要業績評価指標(KPI)

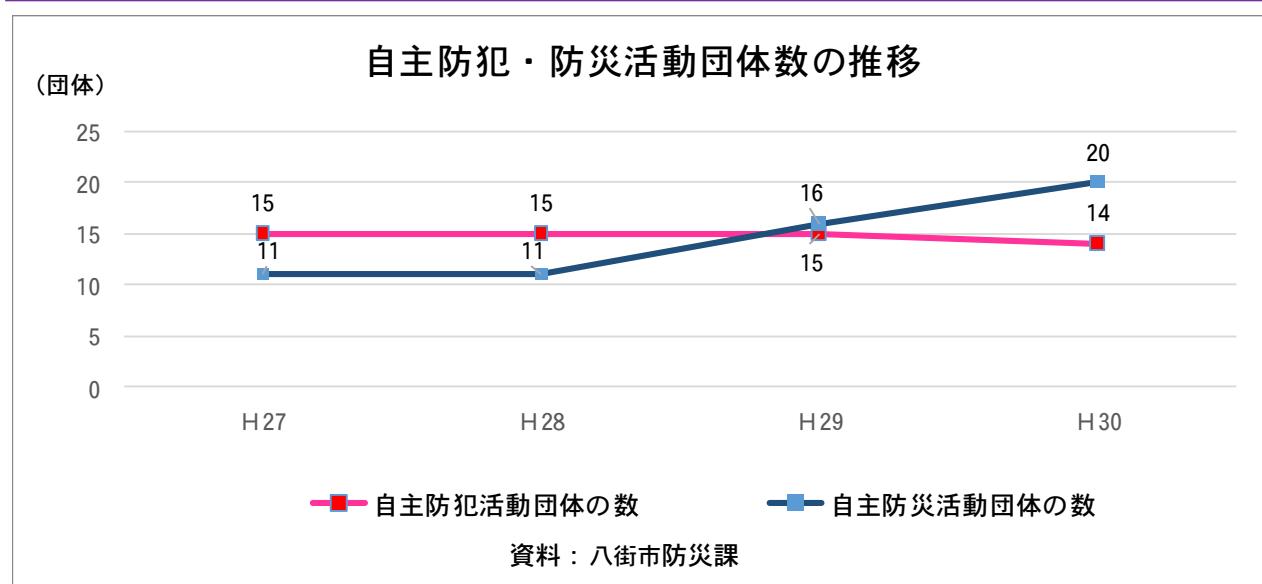
KPI	現状値(2018年度)	目標(2024年度)
認定農業者数	220 人	230 人
「ジョブ・ナビやちまた」の情報発信件数	325 件	→
八街商工会議所の会員数	1,503 人	1,585 人
6次産業化への支援件数	3 件	9 件

□ 基本目標4**人と人がつながり、安全・安心に暮らせるまちづくり****□ 数値目標**

指標の名称	現状値(2018 年度)	目標値(2024 年度)
ボランティア登録人数	717 人	840 人
自主防災組織設立数	20 団体	45 団体
自主防犯組織設立数	14 団体	16 団体

□ 基本的方向

- 市民の生命や財産を守り、安全で快適な生活を実現するため、自助・共助・公助の連携、地域のネットワークづくりなど、地域力や都市の安全性を強化する取組を推進します。
- 子どもから高齢者まで誰もが住み慣れた地域で、人との絆を深めながら市民一人ひとりが生きがいを持って安心して暮らせるよう、地域でともに支えあうまちづくりを推進します。
- 市民サービスの向上を図るとともに、将来に渡って持続可能なまちづくりを推進します。

□ 基本目標の関係データ

□ 具体的な施策

1 安全・安心なまちづくりの推進

重点施策	NO.211	交通安全意識の向上
	NO.222	消防団活動の充実
	NO.232	災害応急対策の推進
	NO.241	防犯施設の充実
	NO.251	消費者相談の充実
方針	子どもから高齢者まですべての人が安全に安心して暮らすため、さまざまな活動主体と行政の協働による地域安全ネットワークの形成を図ります。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none">● 交通安全運動の推進● 女性消防班の活動支援● 自主防災組織の設立支援● 自主防犯組織の設立支援● 八街市消防団の運営● 防災拠点や防災備蓄倉庫などの整備● 防犯ボックスによる地域連携化● 消費生活センターの充実	

2 協働・自治のまちづくりの推進

重点施策	NO.711	協働推進のための環境整備
	NO.712	協働事業の拡充
	NO.713	地域資源の有効活用
	NO.721	自治組織の支援
	NO.722	自治組織の再構築
	NO.731	まちづくりの担い手づくり
	NO.732	市民活動の支援
方針	市民が主役のまちづくりを推進するため、さまざまな主体との連携・協働を推進するとともに、市民の主体的な活動を支援します。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none">● まちづくり活動における連携支援・ネットワークづくり● 行政参加の推進● 地域資源の有効活用● まちづくりの担い手づくり● 地域自治・市民活動の推進と連携・支援● コミュニティ活動の支援● 市民活動の支援	

3 持続可能で快適なまちづくりの推進

重点施策	NO.111	適正な土地利用の推進
	NO.121	国・県道の整備
	NO.122	市道の整備
	NO.132	市内公共交通の利便性向上
	NO.811	持続可能な行財政運営の推進
	NO.813	広域行政の推進
	NO.832	窓口サービスの向上
方針	良好な都市空間の形成及び窓口サービスの向上を図り、住んでよかったと思えるまちづくりを推進します。また、地域経営の視点を取り入れ、次世代に引き継げる持続可能なまちづくりに努めます。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 次期都市計画マスタープランの策定 ● 都市計画道路整備事業の推進 ● ふれあいバス運行事業の推進 ● 行財政改革プランの進行管理 ● 共同処理による事務の効率化 ● マイナンバーカードなどのＩＣＴの活用 ● 国・県道の整備要請 ● 道路及び交差点改良事業の推進 ● 総合計画の進行管理 ● 行政評価の推進 ● 窓口サービスの向上 	

□ 重要業績評価指標(KPI)

KPI	現状値(2018年度)	目標(2024年度)
人口 10,000 人当たりの交通事故発生件数	34.6 人	30.1 人
消防団員数	411 人	438 人
市民サポーター事業の参加者数 (団体数)	2,474 人 (59 団体)	2,600 人 (71 団体)
区の加入率	46.1%	52.0%
経常収支比率	95.5%	90.0%
1日当たりのふれあいバスの平均乗降客数	275 人	288 人
住民票が交付できる場所の数	3 か所	40 か所

(参考) 「後期基本計画」と「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の簡易関連図

政 策	施 策	まち・ひと・しごと創生総合戦略			
		結婚・出産・子育ての希望をかなえ、全世代活躍のまちづくり	「住みたい」「訪れたい」と感じるまちづくり	人と産業を育み、安定した雇用を創出するまちづくり	人と人がつながり、安全・安心に暮らせるまちづくり
一の街	1. 秩序ある土地利用				◎
	2. 道路の体系的整備				◎
	3. 移動を支える公共交通の充実				◎
	4. 人にやさしいまちづくりの推進				
二の街	1. 交通安全の推進				◎
	2. 消防・救急体制の充実				◎
	3. 防災体制の充実				◎
	4. 防犯施策の充実				◎
	5. 消費者行政の充実				◎
三の街	1. 生涯にわたる健康づくり	◎			
	2. 地域で支えあう福祉の推進				
	3. 笑顔あふれる子育てへの支援	◎			
	4. 生きがいに満ちた高齢者福祉の充実	◎		◎	
	5. ぬくもりのある障がい者福祉の充実	◎		◎	
四の街	1. 緑の保全と創出	◎			
	2. 生活環境の整備		◎		
	3. 循環型社会の推進				
五の街	1. 子どもの教育・健全育成の充実	◎			
	2. 自ら学ぶ生涯学習・スポーツの推進		◎		
	3. 市民文化の創造と継承		◎		
	4. 豊かな心を育む交流の推進		◎		
	5. 男女共同参画の推進	◎			
六の街	1. 時代の変化に対応した農業の振興			◎	
	2. まちの活力を生む商工業の推進			◎	
	3. まちに賑わいをもたらす産業の振興		◎	◎	
七の街	1. 市民と行政の協働の推進				◎
	2. コミュニティの育成				◎
	3. 市民によるまちづくり活動の推進				◎
八の街	1. 効率的な行財政運営				◎
	2. 市民と行政の情報の共有				
	3. 窓口サービスの向上				◎
	4. 市の魅力発信	◎	◎		

※第2次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略と関連する施策に◎を付してあります。

第3章 やちまた『八つの街づくり』宣言に基づく分野別計画

分野別計画の見方

やちまた『八つの街づくり』宣言に基づくまちづくりのテーマです。

一の街

めざします！便利で快適な街（テーマ：都市基盤整備分野）

② 道路の体系的整備

まちづくりのテーマを実現するための施策の名称です。

□ 施策がめざす基本的方向

広域的な移動が円滑にできる道路交通網の実現を図るため、通行ができる道路環境の整備を図ります。

めざす将来の姿を実現するための基本の方針です。

□ 現状と課題

- 本市では、通過交通と駅周辺の利用車両などによる市街地周辺道路の慢性的な交通渋滞緩和の主要幹線である県道のバイパス整備を千葉県と協力して進めて2017年3月に開通しました。また、関係機関と連携・協力した結果、校舎交差点や国道126号沖入口交差点が改良されました。
- 野26号線の交差点改良工事、その他市道の拡幅工事や歩道整備工事を実施していますが、排水路を含む道路整備に関する要望件数は非常に多く、市道の安全で円滑な通行、快適な道路空間の確保のため、地域要望に対する実態を精査しつつ、適切な対応を進める必要があります。
- 老朽化した道路施設や橋りょうの補修については、長期的に安全な交通機能を確保することが重要であり、「長寿命化修繕計画」に基づく予防保守的な維持管理により将来的な維持管理費の縮減に努める必要があります。
- 東関東自動車道酒々井インターチェンジの開通や首都圏中央連絡自動車道の延伸などにより、主に物流輸送に関連する交通量や経路が大きく変化していることから、引き続き道路整備が必要あります。

目標の達成度を測るためにの指標(モノサシ)です。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018年度)	めざそう値 (2024年度)	めざす方向性
「道路の体系的整備」に関する市民満足度	8.6%	↗	国・県・市道の整備及び道路の適切な管理により満足度の向上を図ります。
道路改良率	27%	↗	市道の改良工事を計画的に実施します。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.121	国・県道の整備
方 針	広域幹線道路である国・県道の整備促進を関係機関に要請するほか、連携・協力し交通渋滞の解消及び安全で快適な道路空間の確保に努めます。	
主な事業	● 国・県道の整備要請 ● 都市計画道路整備事業の推進	● 街路整備事業の推進

課題解決のために後期基本計画期間において取り組む具体的な施策とその方針、主な事業を記載しています。

施 策	NO.122	市道の整備
方 針	地域要望に対する実態を精査しつつ、計画的に道路・交差点改良、歩道整備などを推進します。	
主な事業	● 道路及び交差点改良事業	

施 策	NO.123	道路の適切な管理
方 針	道路施設を適切に管理することにより、長期的に安全な交通機能を確保するほか、予防保守的に維持管理することにより、将来負担の縮減に努めます。	
主な事業	● 道路の適切な維持管理 ● 道路排水機能の向上	

担当課：道路河川課、都市整備課

施策を担当する課の名称です。

□ 部門別計画

- 八街市橋梁長寿命化修繕計画 ((2020 年度～2069 年度))

施策に関連する部門別計画の名称です。

施策に関する用語解説です。

□ 用語解説

- バイパス
市街地などの混雑区間を迂回、または峠・山間部などの狭隘区間を短絡するための道路。
- 道路改良率
道路構造令の規定に適合するように改築された道路を改良済道路と称し、その総延長の全道路延長に対する比率。

一の街 めざします！ 便利で快適な街

都市基盤整備分野



- 良好的な都市空間が形成されている、住んでよかったですと思える街
- 市民生活の利便性を支える交通ネットワークの充実した、すべての人にとってやさしい街

1	秩序ある土地利用	56
2	道路の体系的整備	58
3	移動を支える公共交通の充実	60
4	人にやさしいまちづくりの推進	62

1

秩序ある土地利用

□ 施策がめざす基本的方向

自然環境と都市的環境とが調和したまちづくりを推進し、また、地域にふさわしい市街地を形成していきます。

□ 現状と課題

- 本市は人口、産業の動向などから、急激かつ無秩序な市街化の進行は見込まれないと判断し、従来より都市計画区域に区域区分は定めず、非線引き都市計画区域としています。
- 宅地開発指導要綱に基づき、秩序ある適切な開発行為を誘導し、開発区域及びその周辺における環境の破壊と災害の発生を未然に防止することにより、健全な生活環境の保全と良好な都市の形成を図る必要があります。
- 田園地区においては、良好な農業環境の保全を図るとともに、自然や農業環境と調和した土地利用の形成を図る必要があります。
- 商業施設などは大規模な駐車場が確保しやすい郊外に展開されており、八街駅周辺などの中心市街地の活性化が求められています。
- 東関東自動車道への近接性を活かし、農業環境の保全を図りつつ、交通体系の整備と連携した産業機能の配置を検討する必要があります。
- 駅を核とした都市基盤整備を推進するほか、まちづくり施設を展開していく必要があります。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018 年度)	めざそう値 (2024 年度)	めざす方向性
「秩序ある土地利用」に関する市民満足度	6.1%	↗	適正な土地利用の推進及び中心市街地の整備により満足度の向上を図ります。
次期都市計画マスターplanの策定	—	策定	2021 年度末までに計画を策定します。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.111	適正な土地利用の推進
方 針		次期都市計画マスタープラン及び宅地開発指導要綱などにより、秩序ある土地利用と良好な住環境の保全を図ります。
主な事業		● 次期都市計画マスタープランの策定 ● 適切な開発行為の誘導

施 策	NO.112	中心市街地の整備
方 針		駅を核とした中心市街地の整備を推進します。
主な事業		● 市街地や駅周辺整備の調査研究 ● 駅周辺施設の適切な維持管理

担当課：都市計画課、都市整備課、総務課

□ 用語解説

● 非線引き都市計画区域

市街化区域(優先的かつ計画的に市街化を進める区域)でも市街化調整区域(市街化を抑制する区域)でもない都市計画区域。

● 都市計画マスタープラン

1992 年の都市計画法改正により規定された「市町村の都市計画に関する基本的な方針」。

2

道路の体系的整備

□ 施策がめざす基本的方向

広域的な移動が円滑にできる道路交通網の実現を図るとともに、誰もが安心して安全な通行ができる道路環境の整備を図ります。

□ 現状と課題

- 本市では、通過交通と駅周辺の利用車両などによる市街地周辺道路の慢性的な交通渋滞緩和対策として、東西方向の主要幹線である県道のバイパス整備を千葉県と協力して進めており、一部区間が2017年3月に開通しました。また、関係機関と連携・協力した結果、国道409号朝陽小学校脇交差点や国道126号沖入口交差点が改良されました。
- 市道102号線及び住野26号線の交差点改良工事、その他市道の拡幅工事や歩道整備工事などを計画的に実施していますが、排水路を含む道路整備に関する要望件数は非常に多く、市道の安全で円滑な通行、快適な道路空間の確保のため、地域要望に対する実態を精査しつつ、適切な対応を進める必要があります。
- 老朽化した道路施設や橋りょうの補修については、長期的に安全な交通機能を確保することが重要であり、「長寿命化修繕計画」に基づく予防保全的な維持管理により将来的な維持管理費の縮減に努める必要があります。
- 東関東自動車道酒々井インターチェンジの開通や首都圏中央連絡自動車道の延伸などにより、主に物流輸送に関連する交通量や経路が大きく変化してきていることから、引き続き道路整備を推進する必要があります。
- 東関東自動車道佐倉インターチェンジや国道51号へのアクセス向上、歩行者の安全確保や通勤時の渋滞解消に向けた都市計画道路の整備を千葉県や佐倉市と協力して推進する必要があります。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018年度)	めざそう値 (2024年度)	めざす方向性
「道路の体系的整備」に関する市民満足度	8.6%	↗	国・県・市道の整備及び道路の適切な管理により満足度の向上を図ります。
道路改良率	27%	↗	市道の改良工事を計画的に実施します。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.121	国・県道の整備
方 針	広域幹線道路である国・県道の整備促進を関係機関に要請するほか、連携・協力し交通渋滞の解消及び安全で快適な道路空間の確保に努めます。	
主な事業	● 国・県道の整備要請	● 都市計画道路整備事業の推進

施 策	NO.122	市道の整備
方 針	地域要望に対する実態を精査しつつ、計画的に道路・交差点改良、歩道整備などを推進します。	
主な事業	● 道路及び交差点改良事業	

施 策	NO.123	道路の適切な管理
方 針	道路施設を適切に管理することにより、長期的に安全な交通機能を確保するほか、予防保全的に維持管理することにより、将来負担の縮減に努めます。	
主な事業	● 道路の適切な維持管理	● 道路排水機能の向上

担当課：道路河川課、都市整備課

□ 部門別計画

- 八街市橋梁長寿命化修繕計画（2020年度～2069年度）

□ 用語解説

- **バイパス**
市街地などの混雑区間を迂回、または峠・山間部などの狭隘区間を短絡するための道路。
- **道路改良率**
道路構造令の規定に適合するように改築された道路を改良済道路と称し、その総延長の全道路延長に対する比率。

3

移動を支える公共交通の充実

□ 施策がめざす基本的方向

誰もが利用しやすい公共交通の実現に努めます。

□ 現状と課題

- 2014年11月に「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が改正され、地域公共団体と関係者が連携して持続可能な地域公共交通ネットワークを形成することの重要性が示されました。本市においても、交通事業者や関係団体などで構成する「八街市地域公共交通協議会」を設置し、地域公共交通に関する必要な協議を継続的に行ってています。
- 鉄道は、都市間連絡の骨格となる交通機関です。利用者からは運行本数の増便をはじめとした鉄道の利便性向上への要望が高いことから、引き続き県内の関係団体で構成する「千葉県JR線複線化等促進期成同盟」などと連携し、関係機関への要望活動を実施するほか、鉄道の利用促進活動についても取り組む必要があります。
- 周辺都市への連絡や市内交通の骨格となる民間路線バスは、人口減少や自家用車の普及などにより、利用者が減少傾向にあり、路線廃止や減便などが相次いでいます。
- 2017年10月に八街市内循環バス「ふれあいバス」は運行ルート及びダイヤを見直しました。運行開始から20年が経過し、市民の「生活の足」として定着していますが、今後も利用者の多様なニーズや他の公共交通機関との機能分担などに配慮した運行計画とする必要があります。
- 高齢化の進行に伴い、高齢の運転免許保有者数が増加し、高齢運転者が第一当事者となる交通事故件数が増加傾向にあります。高齢運転者による痛ましい事故を防止するため、高齢者が免許を返納しやすい環境整備に向けた取組が求められています。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018年度)	めざそう値 (2024年度)	めざす方向性
「公共交通の充実」に関する市民満足度	10.7%	↗	鉄道及び市内公共交通の利便性向上により満足度の向上を図ります。
1日当たりの八街駅と榎戸駅の合計乗客数	7,974人 (2017年)	→	通勤・通学など市外への移動手段の確保を図ります。
1日当たりのふれあいバス平均乗客数	275人	288人	通院・買物など日常生活の移動手段の確保を図ります。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.131	鉄道の利便性向上
方 針		沿線自治体と連携し、鉄道の利便性向上へ向けての要望活動を実施するほか、関係団体と協力して鉄道の利用促進を図ります。
主な事業		<ul style="list-style-type: none">● 鉄道の利便性向上に向けての要望活動 ● 鉄道の利用促進● 千葉県 J R 線複線化等促進期成同盟など関係団体との連携

施 策	NO.132	市内公共交通の利便性向上
方 針		民間交通事業者や関係機関と連携して、持続可能で利便性の高い地域公共交通ネットワークの形成を図ります。
主な事業		<ul style="list-style-type: none">● 民間交通事業者への支援 ● ふれあいバス運行事業の推進● 八街市地域公共交通協議会の運営支援

担当課：企画政策課ほか

□ 部門別計画

- 八街市地域公共交通網形成計画 (2016 年度～2020 年度)

□ 用語解説

- **公共交通**
不特定多数の人々が利用する交通機関。
- **八街市内循環バス「ふれあいバス」**
八街市内を運行するコミュニティバス。北・東・西・南の 4 コースを運行します。

4

人にやさしいまちづくりの推進

□ 施策がめざす基本的方向

バリアフリー対策を推進し、誰もが暮らしやすいユニバーサルデザインを意識した環境づくりを図ります。

□ 現状と課題

- 2018年、国では、「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」が施行され、国などの責務が明らかにされるとともに、ユニバーサルデザイン社会の実現に向けた諸施策の実施状況の公表が義務づけられるなど、高齢者や障がい者などの自立した日常生活及び社会生活を確保するユニバーサル社会の実現への取組が積極的に図られています。
- 本市では、バリアフリー化対策として新たに整備した榎戸駅におけるエレベーターの設置や公共施設における多目的トイレスロープの設置、市民利用の多い市役所窓口のローカウンター化などを進めてきましたが、施設全般の急進的なバリアフリー化は困難であるため、中長期的な視点で関係機関と連携し、大規模改修の機会などを捉え、計画的に整備改修に取り組む必要があります。
- 高齢者や障がい者などが安心して日常生活や社会生活ができるようにするために、施設整備だけではなく、高齢者、障がい者などの困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」を推進する必要があります。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018年度)	めざそう値 (2024年度)	めざす方向性
「人にやさしいまちづくり」に関する市民満足度	9.9%	↗	バリアフリー及びユニバーサルデザインの推進により、満足度の向上を図ります。
「心のバリアフリー」に関する学習機会の提供数	12回	24回	バリアフリー対策やユニバーサルデザインについて、学びながら推進を図ります。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.141	バリアフリーの推進
方 針		関係機関と連携し、大規模改修の機会などを捉え施設のバリアフリー化を推進するとともに、高齢者や障がい者などへの理解を深め、支え合う「心のバリアフリー」についても推進します。
主な事業		<ul style="list-style-type: none">● 公共施設のバリアフリー化の推進● バリアフリーに関する広報啓発活動の推進● バリアフリーに関する学習機会や情報の提供

施 策	NO.142	ユニバーサルデザインの推進
方 針		ユニバーサルデザインの理念に基づき新たな施設整備や取組を推進します。
主な事業		<ul style="list-style-type: none">● ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進

担当課：公共施設管理担当課、学校教育課ほか

□ 用語解説

- **バリアフリー**
障がいのある人などの使用上の障害を除去すること。
- **ユニバーサルデザイン**
文化・言語・国籍や年齢・性別などの違い、障がいの有無や能力差などを問わずに利用できるすべての人の使い勝手のよさをめざしたデザイン。

二の街 めざします！ 安全で安心な街

防災・消防・安全分野



- 警察や消防・救急体制の強化された、災害に強く、犯罪や交通事故の少ない街
 - 市民の自主的な活動や、市民と行政の協働による地域安全ネットワークが形成された、防犯・防災体制の充実した街

1

交通安全の推進

□ 施策がめざす基本的方向

市民一人ひとりの交通安全意識を高めるとともに、関係機関との連携により交通事故のない安全なまちをつくります。

□ 現状と課題

- 本市の交通事故発生件数は2005年の599件と比べ、2018年には236件と減少傾向にあります。また、人口10,000人当たりの交通事故発生件数は34.6件と千葉県平均発生件数27.7件と比べて多い状況にあります。
- 交通事故原因の多くは安全不確認、前方不注意、動静不注視といった基本的な安全意識の欠如によるものです。
- 全国的な高齢化のなか、高齢者の痛ましい交通事故の増加が懸念されます。
- 専門知識を持つ警察や交通安全団体などの関係機関と協力しながら、家庭、学校、地域との連携による交通安全意識の普及啓発活動を推進していく必要があります。
- 交通事故は、自動車運転者に留まらず、歩行者や自転車運転者が犠牲となるケースもあります。円滑な道路交通と交通安全を確保するため、歩道、道路照明、注意喚起看板、カーブミラーなどの交通安全施設を計画的に整備していくとともに、危険箇所などへの信号機設置や交通規制強化について関係機関に強く要請していく必要があります。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018年度)	めざそう値 (2024年度)	めざす方向性
「交通安全の推進」に関する市民満足度	19.9%	↗	交通安全意識の向上及び交通安全環境の充実により、満足度の向上を図ります。
人口10,000人当たりの交通事故発生件数	34.6人	↘	各種交通安全活動の実施により、交通事故発生件数の13%減少をめざします。
交通安全教室の参加人数	4,518人	4,560人	児童・生徒・高齢者に対する交通安全教育の向上を図ります。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.211	交通安全意識の向上
方 針		交通安全意識を高めるため、関係機関と連携し交通安全教育の普及啓発を推進します。
主な事業	● 交通安全運動の推進	● 交通安全教室の開催

施 策	NO.212	交通安全環境の充実
方 針		交通安全施設を計画的に整備・更新するとともに、信号機設置や交通規制強化など交通安全環境の改善に向けた取組を関係機関に要請します。
主な事業	● 交通安全施設の整備	● 信号機設置や交通規制強化の要請

担当課：防災課、道路河川課

□ 用語解説

● 交通安全施設

道路標識、信号機、カーブミラーなど交通の安全と円滑、交通公害防止のために設置する施設。

2

消防・救急体制の充実

□ 施策がめざす基本的方向

消防機能、火災予防体制、救急・救命体制の充実など消防・救急体制を充実します。

□ 現状と課題

- 本市の消防・救急体制は、佐倉市、酒々井町との広域的な取組として「佐倉市八街市酒々井町消防組合」を組織しており、市内には八街消防署及び南部出張所が設置されています。
- 消防署に最も期待されることは、火災や救急発生時における即応体制であり、そのためには人員体制のほか施設、設備、装備などの充実を図る必要があります。
- 救急医療体制については、千葉県や周辺地域との連携により、第1次救急医療体制として成田市急病診療所や印旛市郡小児初期急病診療所を開設しているほか、第2次救急医療体制として市内の新八街総合病院、海保病院を含む印旛管内の医療機関による輪番制による診療体制を整えています。また、重篤患者に対応できる第3次医療体制としては成田赤十字病院、日本医科大学付属千葉北総病院が指定されており、ドクターヘリによる迅速な搬送が可能となっています。
- 消防団については、火災の発生に加え、大規模災害が発生した際の防災活動や住民への避難支援など大きな成果を挙げており、地域消防力の要として活躍していますが、就業構造の変化などに伴い消防団員数は減少傾向にあり、地域消防の観点からも消防団員の確保に努める必要があります。また、消防施設や設備を計画的に整備し、地域消防力の強化を図る必要があります。
- 消防団員数が減少する一方で、2016年には新たに「八街市消防団女性消防班」が結成され、火災予防の広報、応急手当の普及及び啓発など女性ならではの視点を生かした活動で活躍しています。新たな消防団活動の担い手である女性消防班の輪が広がる取組や活動を支援する必要があります。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018 年度)	めざそう値 (2024 年度)	めざす方向性
「消防・救急体制の充実」に関する市民満足度	45.9%	↗	消防・救急体制、消防団活動の充実により、市民満足度の向上を図ります。
消防署の出動要請があつた際の出動率	100%	100%	迅速な消火活動と消防救急活動をめざします。
消防団員数	411 人	438 人	活動しやすい環境を整備し、消防団員の確保を図ります。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.221	消防・救急体制の充実
方 針	火災や救急発生時に迅速に対応できる消防・消防救急体制の充実を図ります。	
主な事業	● 佐倉市八街市酒々井町消防組合の運営	

施 策	NO.222	消防団活動の充実
方 針	消防団員の確保や女性消防班の活動支援を図るほか、消防施設や設備の計画的な整備を推進します。	
主な事業	● 八街市消防団の運営	● 女性消防班の活動支援 ● 消防施設や設備などの整備

担当課：防災課

□ 用語解説

● 第1次・第2次・第3次救急体制

第1次救急体制は、休日や夜間の救急患者の診療します。第2次救急体制は、救急車により直接、または第1次救急医療機関から転送されてくる重症救急患者に対応します。第3次救急体制は、重篤の救急患者の対応に当たります。

3

防災体制の充実

□ 施策がめざす基本的方向

市民と行政が協力して、市民の生命、財産を守ることのできる災害に強い体制づくりを図ります。

□ 現状と課題

- 2011年の東日本大震災や2019年9月から10月にかけて関東、東北地方に甚大な被害をもたらした台風15号、19号などの大規模自然災害の発生により、市民の防災に対する意識は高まっており、防災・減災対策を進め、地域の強靭化を推進していく必要があります。
- 本市では、「八街市地域防災計画」に基づき、計画的に災害対策の充実に努めています。
- 大規模自然災害の発生に備え、防災拠点となる市役所第1庁舎の耐震補強、防水改修、外壁改修などの耐震化工事を実施したほか、民間住宅についても耐震診断や耐震改修工事を推進しています。また、防災備蓄倉庫を計画的に整備しているほか、関係団体と災害時ににおける物資支給や福祉避難所の設置に関する協定を締結し協力体制を整えています。
- 災害発生時は的確な応急対応が重要であり、地域での助け合いを目的とする自主防災組織などを結成し、日頃から防災知識の習得や防災訓練などを継続的に行うなど、災害時における協力体制を整えておく必要があります。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018年度)	めざそう値 (2024年度)	めざす方向性
「防災体制の充実」に関する市民満足度	28.9%	↗	災害予防対策及び災害応急対策の推進により市民満足度の向上を図ります。
自主防災組織のカバー率	28.5%	45.1%	区・自治会に対して、共助の重要性を説明し、組織の増加を図ります。
防災備蓄倉庫の設置件数	24か所	29か所	指定避難場所29か所全てに備蓄倉庫の設置をめざします。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.231	災害予防対策の推進
方 針		防災意識の高揚を図るとともに、住宅施設の耐震化など災害に強いまちづくりを推進します。
主な事業		● 防災意識の啓発 ● 住宅耐震化の促進

施 策	NO.232	災害応急対策の推進
方 針		防災拠点の機能強化を図るとともに、地域や関係団体と協力して、災害発生時に的確な応急対応ができるよう災害に強い体制づくりを推進します。
主な事業		● 地域防災計画の推進 ● 自主防災組織の設立支援 ● 防災拠点や防災備蓄倉庫などの整備

担当課：防災課、都市計画課

□ 部門別計画

- 八街市地域防災計画（2018年度～2022年度）
- 八街市耐震改修促進計画（2017年度～2020年度）

□ 用語解説

● 自主防災組織

地域住民が平常時からお互いに協力し合い、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを目的に結成される防災組織。

● 福祉避難所

災害時における避難所の生活において、高齢者、障がい者、妊産婦など特別な配慮が必要な方とその家族を受け入れる避難所。

4

防犯施策の充実

□ 施策がめざす基本的方向

犯罪のない明るく住みよいまちづくりをめざし、関係機関と連携した犯罪の防止や地域の自主的な防犯活動を支援します。

□ 現状と課題

- 本市では、新たな防犯施策として防犯ボックスや防犯カメラを設置したほか、市内防犯灯をLED化するなど犯罪のない明るいまちづくりに積極的に取り組んでいます。
- 市内には佐倉警察署八街幹部交番をはじめ、5か所の警察施設がありますが、市民の生命、身体、財産を守るために、八街幹部交番の警察署への格上げをはじめとする警察体制の強化を図る必要があります。
- 防犯対策を推進するには、市民、警察、行政が連携し、地域が一体となって防犯体制を強化していく必要があります。
- 特に、児童生徒を犯罪から守るために、警察、行政、学校や保護者だけではなく、地域ぐるみでの見守りや防犯体制の構築が必要です。
- 犯罪のないまちづくりには、市民をはじめとしたさまざまな主体が活躍する自主防犯組織による活動が重要ですが、社会変化や価値観の多様化などによる地域社会の連帯意識の希薄化、就労環境の変化、構成員の高齢化などにより地域の担い手不足が課題となっています。防犯啓発運動などにより防犯意識の向上を図り、防犯活動団体の結成促進を図るとともに、その活動を支援する取組が必要です。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018年度)	めざそう値 (2024年度)	めざす方向性
「防犯施策の充実」に関する市民満足度	26.8%	↗	防犯施設の充実及び防犯意識の向上と活動の推進により市民満足度の向上を図る。
自主防犯組織設立数	14 団体	16 団体	地域住民による防犯活動を支援します。
人口 10,000 人当たりの刑法犯認知件数	69.3 人	↖	各種防犯活動の実施により、刑法犯認知件数の 24% 減少をめざします。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.241	防犯施設の充実
方 針		警察署の設置など警察力の強化を関係機関に要請するほか、防犯施設や設備の充実を図ります。
主な事業		● 警察力強化の要請 ● 防犯ボックスの運営 ● 防犯設備の設置

施 策	NO.242	防犯意識の向上と活動の推進
方 針		防犯意識の向上を図り、自主防犯組織の設立や活動を支援するほか、関係機関との連携により地域防犯体制の確立を図ります。
主な事業		● 防犯啓発運動の推進 ● 自主防犯組織の設立支援 ● こども 110 番の家事業の支援

担当課：防災課、社会教育課

□ 用語解説

- **防犯ボックス**
地域防犯の核となるよう、店舗の駐車場や駅前ロータリーなどに設置した防犯施設。
- **自主防犯組織**
地域住民が平常時からお互いに協力し合い、防犯パトロールや児童などを犯罪から守るために活動を実施するために結成される防犯組織。
- **刑法犯認知件数**
警察などの捜査機関によって、殺人、強盗、窃盗など刑法などの法律に規定する犯罪の発生が認知された件数

5

消費者行政の充実

□ 施策がめざす基本的方向

市民が安心して消費生活を送れるよう消費者対策を充実します。

□ 現状と課題

- I C T (情報通信技術) の進歩や消費に関する価値観の多様化などに伴い、消費者問題も複雑かつ多様化しています。
- 高齢者を狙った詐欺的な手口や社会経験が浅い若者が悪質商法の被害に遭うケースが増えしており、八街市消費生活センターにおける相談件数は年々増加傾向にあります。
- 消費者を取り巻く環境は日々変化しており、消費者トラブルを未然に防止するためには、出前講座などの開催により消費者意識の向上を図る必要があります。
- 複雑・多様化する消費者トラブルに的確に対応できるよう消費生活相談の専門性を高めるほか、関係機関との連携による消費者対策の強化を図る必要があります。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018 年度)	めざそう値 (2024 年度)	めざす方向性
「消費者行政の充実」に関する市民満足度	18.3%	↗	消費者相談の充実及び消費者意識の向上により市民満足度の向上を図ります。
消費生活相談件数	721 件	962 件	市民の身近な相談窓口として、消費生活センターの周知徹底を図り、市民の安全安心をめざします。
消費者教育に関する出前講座・フォーラムの参加人数	328 人	713 人	消費者問題に関心を持ち、知識を深めてもらうための学習機会を提供し、基本的知識の習得や問題意識の高揚を図ります。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.251	消費者相談の充実
方 針	市民の身近な窓口として、複雑・多様化する消費者トラブルに的確に対応できるよう消費生活センターの機能強化を図ります。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none">● 消費生活センターの充実	

施 策	NO.252	消費者意識の向上
方 針	さまざまな広報媒体を活用し、必要な消費者情報を迅速かつ効率的に周知するほか、出前講座などの開催により消費者教育を推進します。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none">● 啓発活動の推進● 消費者教育の推進	

担当課：商工観光課

□ 用語解説

- **I C T(情報通信技術)**
インフォメーション・コミュニケーション・テクノロジーの略。インターネットや携帯電話の普及など情報通信技術が進歩するなかで、世代や地域を超えて人と人を結ぶなどコミュニケーションにも着目した用語。
- **出前講座**
まちづくりに関する仕組みや制度あるいは生活に役立つ知識について、学びたいと思う市民を対象に、市職員が各地に出向いて説明する講座。

三の街 めざします！ 健康と思いやりにあふれる街

保健・医療・福祉分野



- 誰もが、住みなれた地域で生涯にわたりいきいきと暮らすことのできる街
 - 地域の福祉力を高め、地域で支えあいながら、市民、民間、行政が連携して福祉の充実を推進していく街

1	生涯にわたる健康づくり	78
2	地域で支えあう福祉の推進	80
3	笑顔あふれる子育てへの支援	82
4	生きがいに満ちた高齢者福祉の充実	84
5	ぬくもりのある障がい者福祉の充実	86

1

生涯にわたる健康づくり

□ 施策がめざす基本的方向

市民の健康管理の支援と保健サービスの充実を図り、「健康安全都市宣言」の実現に努めるとともに、地域医療体制の充実、国民健康保険制度の健全運営を図ります。

□ 現状と課題

- 本市では、2018年「八街市健康プラン」を策定し、健康づくりを市民や地域、関係機関、行政などが連携して取り組むことを推進しています。
- 健康づくりは生涯を通じて行う必要があり、自らが主体的に行うこと、また、地域と連携しながら年代ごとの健康課題に適切に対応していくことが重要であることから、市民の健康づくりを継続的に支援することが求められています。
- 救急医療体制については、周辺自治体との連携により、第1次・第2次・第3次各種医療体制が整えられていますが、市民が安心して医療サービスを受けるためには医師会、医療機関、行政などの関係機関が連携した地域医療体制の充実を図る必要があります。
- 国民健康保険制度は、保険給付事業のほか、主に生活習慣病防止を目的とした特定健康診査を実施するなど健康の維持・増進に取り組んでいますが、事業の維持継続の観点からも適正な事業運営に努める必要があります。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018年度)	めざそう値 (2024年度)	めざす方向性
「生涯にわたる健康づくり」に関する市民満足度	32.1%	↗	健康づくり、地域医療体制の推進及び医療保険制度の適正な運営により市民満足度の向上を図ります。
65歳における平均自立期間 ※65歳の時点において、その後自立した生活を送ることが期待できる期間	男性 16.47年 女性 19.16年 (※2015年)	↗	市民一人ひとりが、生涯にわたり生きがいをもって、心身ともに自立した生活ができるように支援することにより65歳における平均自立期間の延伸を図ります。
特定健康診査受診率	35%	60%	生活習慣病の予防をめざし、受診率の向上を図ります。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.311	健康づくりの推進
方 針		生涯にわたる健康づくりを推進し、心身の健康管理と保健サービスの充実を図ります。
主な事業		<ul style="list-style-type: none">● 健康づくりの推進● 健康教育・健康相談の推進● 各種がん検診・健康診査の推進● 各種予防接種の推進

施 策	NO.312	地域医療体制の推進
方 針		関係機関と連携し、市民が身近で安心して利用できる医療体制の推進に努めます。
主な事業		<ul style="list-style-type: none">● 印旛市郡小児初期急病診療所・成田市急病診療所の運営支援

施 策	NO.313	医療保険制度の適正な運営
方 針		保険給付事業や特定健康診査などを実施するほか、国民健康保険制度の適正な運営に努めます。
主な事業		<ul style="list-style-type: none">● 特定健康診査・特定保健指導の推進● 保険給付事業の実施● 国民健康保険事業の適正運営● 後期高齢者医療事業の適正運営

担当課：健康増進課、国保年金課

□ 部門別計画

- 八街市健康プラン（2018年度～2027年度）

□ 用語解説

● 生活習慣病

食生活、運動、休養のとり方、喫煙、アルコール、歯磨きなどの毎日の生活習慣が病気の発症や進行に大きな影響をおよぼす疾病。がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病、高血圧、脂質異常症などがある。

● 特定健康診査

生活習慣病の予防のために40歳から74歳までの方を対象にしたメタボリックシンドロームに着目した健康診査。

2

地域で支えあう福祉の推進

□ 施策がめざす基本的方向

地域で安心して生活できるよう市民みんなで支えあう福祉のネットワークを構築します。また、支援を必要とする世帯の自立を促進し、生活の安定に努めます。

□ 現状と課題

- 少子高齢化や核家族化、価値観の多様化などを理由に地域のつながりの希薄化が進み、家族や地域でお互いに支えあう相互扶助の意識と機能が低下しつつあります。
- 多様化する福祉ニーズに対応するためには、民生委員・児童委員をはじめ、社会福祉協議会やボランティア団体など地域で活躍する人材や関係団体を支援するとともに、協働の体制や仕組みづくりを計画的に推進する必要があります。
- 近年、社会環境の変化や高齢化の進行などにより、生活保護世帯や生活困窮者は増加の傾向にあります。支援を必要としている方に対して適切な対応に取り組むとともに、就労や自立に向けた支援を充実する必要があります。
- 国民年金制度は、将来の年金制度の不安から若い世代を中心とした年金未加入や保険料不払いといった「年金離れ」が深刻な問題となっています。国民年金制度の業務を適切に実施するとともに、社会保障制度としての理解を促し、制度の周知を図る必要があります。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018 年度)	めざそう値 (2024 年度)	めざす方向性
「地域で支えあう福祉の推進」に関する市民満足度	22.5%	↗	地域福祉の推進、生活の安定・自立への支援、国民年金制度の推進により市民満足度の向上を図ります。
地域福祉計画の策定	—	策定	2024 年度末までの策定をめざします。
就労支援による生活保護延べ廃止件数	3 件	9 件	被保護者自立相談支援を利用し、自分にできる仕事を見つけ、就労により自立した生活ができるように支援します。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.321	地域福祉の推進
方 針	地域で活躍する人材や関係団体などの福祉活動を支援するとともに、協働の体制や仕組みづくりを計画的に推進します。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none">● 民生委員、社会福祉協議会などへの活動支援● 地域福祉活動の育成・支援● 地域福祉計画の策定	

施 策	NO.322	生活の安定・自立への支援
方 針	支援を必要としている方に対し、個々の状況に応じた適切な対応を実施するとともに、就労や自立に向けた支援の充実を図ります。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none">● 生活保護の適切な実施● 生活困窮者への自立相談支援	

施 策	NO.323	国民年金制度の推進
方 針	国民年金制度の業務を適切に実施するとともに、制度への理解と関心を高めるため、相談業務の充実や周知活動を推進します。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none">● 国民年金制度の業務の適切な実施● 国民年金制度への理解促進による未加入防止	

担当課：社会福祉課、国保年金課

□ 用語解説

● 民生委員

社会福祉の増進のために、地域住民の立場から生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行う民生委員法に基づいて厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。

● 地域福祉計画

地域福祉推進の主体である地域住民などの参加を得て、地域生活における課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、府内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議のうえ、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とする計画。

3

笑顔あふれる子育てへの支援

□ 施策がめざす基本的方向

安心して子どもを産み、育てることができるよう子育てのしやすいまちづくりを進めます。

□ 現状と課題

- 本市の2017年の合計特殊出生率は1.07と全国、千葉県平均と比べても低い水準にあり、また、15歳未満の年少人口についても減少傾向にあります。
- このような状況を開拓するため、ファミリーサポートセンターの設置、認定こども園・小規模保育事業所の開設・運営の支援、全小学校区の放課後児童クラブの設置など多様な子育て支援策を推進し、子どもを産み、育てやすい環境づくりに取り組んでいます。
- 核家族化や地域のつながりの希薄化に伴い、子育てに対する不安感や孤独感を持つ親が増加していることから、安心して子育てができる環境づくりが求められています。
- 就労形態の変化や女性の社会進出に伴い、多様化する子育て支援へのニーズに対応できる保育サービスや若い世代を中心に結婚、出産、子育ての希望を叶えるまちづくりが求められています。
- 子育て家庭への支援や子どもの健全育成の促進を図るため、子育てに関する経済的負担の軽減が求められています。
- 個人の人権に対する最大の侵害である児童虐待は、どのような形であっても、また、どのような理由であっても許されるものではなく、発生予防、早期発見、早期対応に取り組む必要があります。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018年度)	めざそう値 (2024年度)	めざす方向性
「笑顔あふれる子育てへの支援」に関する市民満足度	21.5%	↗	子ども自身の育ちの支援及び子育て家庭と親の育ちへの支援により市民満足度の向上を図ります。
保育所待機児童数	44人	0人	保育所の計画的な整備や改修により、待機児童の解消をめざします。
子育て支援センター利用者数	5,611人	6,725人	妊娠から育児まで切れ目ない総合的な支援を推進します。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.331	子ども自身の育ちへの支援
方 針		子どもの健やかな育ちを支援するため、多様な利用者ニーズに即した保育サービスの充実を図ります。
主な事業		<ul style="list-style-type: none">● 保育サービスの推進● 認定こども園の運営支援● 小規模保育所の設立・運営支援

施 策	NO.332	子育て家庭と親の育ちへの支援
方 針		子育てに対する不安や悩みを軽減するため、子育て情報の提供や相談の場づくりなど子育て支援に取り組むとともに、児童手当の支給や子ども医療費の一部助成を通じて子育て世帯の経済的負担の軽減を図ります。また、児童虐待の発生予防、早期発見、早期対応に努めます。
主な事業		<ul style="list-style-type: none">● 子育て支援の推進● 児童館の整備・充実● 児童手当の支給● 子ども・高校生医療費助成の充実● 子育て世代包括支援センターの開設● ひとり親家庭への自立支援● 児童虐待についての相談・支援体制の充実

担当課：子育て支援課、健康増進課

□ 部門別計画

- 第2期八街市子ども・子育て支援事業計画（2020年度～2024年度）

□ 用語解説

- **児童館**
児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的として設置される屋内型児童厚生施設。
- **認定こども園**
幼稚園及び保育所などにおける小学校就学前の子供に対する保育及び教育並びに保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設。
- **ファミリーサポートセンター**
「子育てのお手伝いをしたい」、「子育ての手助けをしてほしい」人たちが会員となり、子育てが大変なときに地域で支援しあうシステム。

4

生きがいに満ちた高齢者福祉の充実

□ 施策がめざす基本的方向

高齢者が生きがいを持ち、安心して元気に暮らせるよう、生きがいづくり、就労、介護保険サービスの充実などを図ります。

□ 現状と課題

- 本市の高齢者数、高齢化率は2015年には18,009人、24.6%であったものが、2019年には20,462人、29.3%と加速度的に進行しています。また、社会環境などの変化により、ひとり暮らしの高齢者や高齢夫婦の世帯数及び要支援・要介護認定者数も増加傾向にあります。
- 高齢者が地域の中で役割を持ち、健康で生きがいを持って過ごすことは、これからの労働人口の減少を補い、地域の活力を維持していくためにも重要です。高齢者の交流や健康づくり活動など生きがいづくり・社会参加への支援の充実が求められています。
- 近年では、ひとり暮らし高齢者の孤立死も大きな社会問題となっています。行政や自治会などが事前に情報を把握できないケースもあることから、地域や関係事業者などとの連携を強化し、高齢者の日常生活の支援や見守りを充実していく必要があります。
- 高齢化の進行とともに、介護が必要となる高齢者の増加が見込まれます。介護が必要な状態になったとしても、適切な介護サービスを安心して受けることができる体制や支援が求められており、また、介護者を支援する取組も必要です。
- 住み慣れた地域でいつまでも生活できるよう医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化・推進を図る必要があります。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018年度)	めざそう値 (2024年度)	めざす方向性
「生きがいに満ちた高齢者福祉の充実」に関する市民満足度	20.6%	↗	社会参加と生きがいづくりの支援、生活支援サービス、介護保険サービスの充実及び地域包括ケアシステムの推進により市民満足度の向上を図ります。
シニアクラブ参加人数	1,495人	1,800人	高齢者の社会参加を促進します。
出張介護予防教室	179回	200回	教室の開催支援により、市民全體の介護予防の取組の充実をめざします。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.341	社会参加と生きがいづくりの支援
方 針	高齢者一人ひとりが、地域社会の一員として豊富な経験や持てる知識を活かし、生きがいを持って社会参加することができる環境づくりに努めます。	
主な事業	● 生きがい活動の充実 ● 生きがい活動の場の確保 ● シルバー人材センターの運営支援	

施 策	NO.342	生活支援サービスの充実
方 針	高齢者が地域活動を通じ、互いが支えあうことで安全・安心な日常生活を営むことができる環境づくりに努めます。	
主な事業	● 高齢者の見守り支援 ● 外出支援の推進	

施 策	NO.343	介護保険サービスの充実
方 針	介護を必要とする高齢者が、それぞれの状況や希望に応じて必要なサービスを利用し、安心して暮らせるよう介護保険サービスの充実と適正化を図ります。	
主な事業	● 介護保険サービスの推進 ● 介護保険サービス基盤の整備 ● 情報提供の充実 ● 相談体制の充実 ● 介護サービスの質的向上	

施 策	NO.344	地域包括ケアシステムの推進
方 針	高齢者が病気や介護状態になっても、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体として提供する「地域包括ケアシステム」を推進します。	
主な事業	● 地域ケア会議の運営 ● 介護予防・生活支援サービスの推進 ● 支えあうための地域づくりの推進	● 在宅医療・介護の連携推進 ● 認知症施策の推進

担当課：高齢者福祉課、老人福祉センター、商工観光課

□ 部門別計画

- 八街市高齢者福祉計画（2018年度～2020年度）

□ 用語解説

● 要支援状態

家事や身支度などの日常生活に支援が必要であり、特に介護予防サービスが効果的な状態。

● 要介護状態

寝たきりや認知症などで常時介護を必要とする状態。

5

ぬくもりのある障がい者福祉の充実

□ 施策がめざす基本的方向

ノーマライゼーション理念の普及を推進し、市民の理解と地域での支え合いにより、障がいのある人の社会参加と自立を進めます。また、在宅サービスを充実し、地域での生活支援体制づくりを進めます。

□ 現状と課題

- 国では、2016年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行され、障がいを理由とする差別の解消が推進されているほか、2018年には「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」が一部改正され、障がいのある人が望む地域生活の支援や障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応を行うこととされました。
- 障がいのある人がともに地域で生活することについて、市民の理解と地域の支え合いを深めるノーマライゼーションの理念の普及啓発や児童生徒への福祉教育を推進する必要があります。
- 障がいのある人について、就労支援するとともに就労する施設などの仕事の確保により、就労機会の拡充を図る必要があります。
- 障がいのある子どもについて、早期発見、早期支援に努めるとともに、ライフステージに沿って地域の関係機関との連携強化を図り、切れ目のないきめ細かな保育や教育支援に努める必要があります。
- 障がい福祉サービスは、利用者の希望などを考慮し、個々のケースに応じて必要とされる適切なサービスが求められています。また、障がい福祉サービスの提供量の確保、質的向上とともに多様化するニーズに対応するための支援の充実が求められています。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018年度)	めざそう値 (2024年度)	めざす方向性
「ぬくもりのある障がい者福祉」に関する市民満足度	15.8%	↗	自立と社会参加の促進及び障がい者福祉サービスの充実により市民満足度の向上を図ります。
就労移行支援・就労継続支援事業所の数	7か所	10か所	就労機会の充実を図ります。
障害福祉サービスを活用した延利用人数	11,191人	12,020人	日常生活の支援をするとともに、自立と社会参加の促進を図ります。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.351	自立と社会参加の促進
方 針		ノーマライゼーションの理念を普及啓発し、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図ります。また、障がいを持った子どもについて、それぞれの状況に応じたきめ細かな支援に努めます。
主な事業		● 啓発・広報の充実 ● 地域福祉活動の推進 ● 就労機会の拡充 ● 保育・教育・学習の充実

施 策	NO.352	障がい者福祉サービスの充実
方 針		障がいのある人の多様なニーズに対応するため、障がい福祉サービスの量的、質的向上を図ります。
主な事業		● 福祉サービスの充実 ● 経済的支援の充実 ● 外出・意思疎通支援の充実

担当課：障がい福祉課、学校教育課、子育て支援課、つくし園、企画政策課

□ 部門別計画

- 八街市障害者基本計画・障害福祉計画（2015年度～2020年度）
- 第5期八街市障害福祉計画（2018年度～2020年度）
- 第1期八街市障害児福祉計画（2018年度～2020年度）

□ 用語解説

● ノーマライゼーション

障がいのある人などを特別視するのではなく、一般社会のなかで普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとする考え方。

四の街 めざします！ 豊かな自然と共生する街

生活環境分野



- 恵まれた豊かな自然環境を守り、いつでも自然とふれあうことのできる街
 - 市民一人ひとりが自然を大切にしていく、自然環境にやさしい街

1

緑の保全と創出

□ 施策がめざす基本的方向

豊かな自然を次の世代に継承できるよう、市民参加による自然環境の保全と再生に努めるとともに、自然とふれあえる場の創出に努めます。また、魅力ある公園整備と公園管理の充実を図ります。

□ 現状と課題

- 本市は、市面積全体のうち約6割が田畠や林地、その他が市街地と豊かな自然に恵まれた環境にあります。しかしながら、宅地化の進展や農林業従事者の減少、高齢化などを理由に、農地や山林は減少傾向にあるほか、手入れの行き届かない田畠や林地が増加するなど身近な自然環境が大きく変わってきています。
- 公園は、市民の憩いの場であるとともに、避難所や市街地における緑地保全などさまざまな機能を有しています。本市では、都市公園13か所、児童遊園15か所を設置しています。
- 自然環境の保全や再生については、市民、事業者が意識を高め、自主的に取り組むことが重要であり、そのための環境整備や仕組みづくりが必要です。
- 公園施設について、適正な維持管理や施設の改修が必要です。
- 公園や緑地について、地域と一体となった活用を図るとともに、地域による自主管理や地域との連携による取組が必要です。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018年度)	めざそう値 (2024年度)	めざす方向性
「緑の保全と創出」に関する市民満足度	29.1%	↗	里山の保全と再生及び公園・緑地の整備により市民満足度の向上を図ります。
里山の再生面積	—	1.50ヘクタール	里山の保全により、良好な住環境の確保及び森林機能の発揮を図ります。
公園施設の改修率	36%	100%	適正な維持管理や施設改修により、市民の憩いの場づくりを推進します。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.411	里山の保全と再生
方 針	自然への理解を深め、多様な生命を尊重する自然保護意識の普及啓発に努めます。また、市民や事業者の自主的な活動を支援する環境整備や仕組みづくりにより、里山の保全と再生に取り組みます。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none">● 里山再生活動団体への支援● 森林の再生事業	

施 策	NO.412	公園・緑地の整備
方 針	公園施設について、適切な維持管理を計画的に行い、安全性・快適性の確保を図ります。また、公園や緑地については、市及び地域が主体となり、相互に連携を図って維持管理に努めます。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none">● 公園・緑地の管理● 公園施設の整備● 公園管理サポーター制度の推進	

担当課：農政課、都市整備課

□ 部門別計画

- 八街市森林整備計画（2018年度～2027年度）

□ 用語解説

- **里山**
人里近くの樹林地またはこれと草地、湿地、水辺地が一体となった土地。
- **緑地**
交通や建物など特定の用途によって占有されない空地を空地のまま存続させることを目的に確保した土地
- **都市公園**
地方自治体が都市計画区域内に設置し、都市公園法に定められる公園または緑地。

2

生活環境の整備

□ 施策がめざす基本的方向

定住を促進する質の高いゆとりある住宅の供給を誘導するとともに「住生活基本計画」に基づき良質な住宅、住宅地の整備・充実を図ります。居住環境の向上のため安全で良質な上水の安定的な供給、公共下水道の整備、水洗化の促進などを図るとともに、安全なまちづくりに向けて雨水対策を推進します。また、公害の発生を未然に防止するとともに、公害が発生した場合においては、早期対応、早期解決を図ります。

□ 現状と課題

- 本市の住宅状況は、2018年の所有関係では持ち家率が79.1%、建て方では一戸建住宅が84.6%を占めています。また、空き家率(推計値)は13.3%と比較的低い水準となっていますが、近年では適切な管理がされていない空き家が増えてきており、住環境の問題に留まらず安全面からも地域住民の生活に深刻な影響を及ぼす社会問題となっています。
- 本市では、2019年3月現在で市営住宅を8か所、421戸を管理していますが、経年による老朽化から住宅の維持・修繕を優先的に実施しており、県営住宅や民間賃貸住宅の状況などを踏まえ、今後のあり方について検討する必要があります。
- 本市の上水道普及率は52%となっています。今後、人口減少などに伴い、料金収入の減収が見込まれるほか、老朽管や老朽施設の更新、さらには地震などの災害に強い水道施設の整備を計画的に推進する必要があります、将来に渡って水道を安定的に供給するためには中長期的な視点に立って水道経営の基盤強化、財政健全化に努める必要があります。
- 汚水対策としての下水道は、「汚水適正処理構想」による計画区域594ヘクタールのうち447.1ヘクタールが供給開始区域となっており、早期の整備完了をめざしていますが、市街地の形成状況、人口の状況及び財政事情などの社会経済情勢を考慮したうえで適正に下水道整備を推進する必要があります。また、下水道計画区域外の地域においては、未処理放流を解決するため、高度処理型の合併浄化槽の設置費用の一部を補助するなど普及促進に努めています。
- 雨水対策として、大池第三雨水幹線の整備が完了しましたが、近年増加しているゲリラ豪雨などの異常気象に対応するため、調整池などの排水施設や流出抑制施設の整備を計画的に推進する必要があります。また、開発行為では、浸透施設設置の促進を図る必要があります。
- 公害については、市民意識を高める啓発活動による防止を図るほか、環境調査の実施などにより実態の把握に努め、適切な改善指導に努める必要があります。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018 年度)	めざそう値 (2024 年度)	めざす方向性
「生活環境の整備」に関する市民満足度	11.0%	↗	住環境の充実、上水道の安定供給、汚水・雨水の適正処理及び公害防止対策の推進により市民満足度の向上を図ります。
上水道有収率	87.0%	88.4%	水道管の計画的な整備更新を行い、漏水の減少を図ります。
公共下水道整備率(汚水)	82.7%	85.1%	早期の整備完了により、住環境の向上を図ります。
印旛沼の化学的酸素要求量	11%	10%	国、流域市町村、NPO、住民などと連携して、水質の改善を図ります。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.421	住環境の充実
方 針		空き家対策を推進し、良好で安全な居住環境の充実を図ります。また、市営住宅については、整備改修を計画的に実施するとともに住宅機能の向上を図ります。
主な事業	● 住宅施策の推進 ● 空き家対策の促進	

施 策	NO.422	上水道の安定供給
方 針		配水管や配水施設の更新を計画的に実施するとともに、水道経営の基盤強化や財政健全化に努め、上水道の安定供給を図ります。
主な事業	● 水源保全の推進・水質管理体制の強化 ● 水道施設などの更新と耐震化 ● 経営基盤の強化	

施 策	NO.423	汚水・雨水の適正処理
方 針		汚水対策として、下水道の整備を計画的に推進するとともに、下水道計画区域外においては合併浄化槽の設置を促進します。また、雨水対策として排水施設などの整備を計画的に推進します。
主な事業	● 公共下水道の整備 ● 排水対策の推進	● 合併処理浄化槽設置の促進

施 策	NO.424	公害防止対策の推進
方 針		公害防止に関する啓発活動を推進するとともに、各種環境調査を実施し、適正な管理や改善指導に努めます。
主な事業	● 公害防止対策の推進	● 水質検査の実施

担当課：都市計画課、水道課、下水道課、環境課、道路河川課、企画政策課

□ 部門別計画

- 八街市公営住宅長寿命化等計画(2019 年度～2028 年度)
- 八街市水道事業基本計画、八街市水道事業経営戦略 (2018 年度～2030 年度)
- 八街市印旛沼流域関連公共下水道事業計画 (1977 年度～2023 年度)

3

循環型社会の推進

□ 施策がめざす基本的方向

市民、事業者、行政が連携・協力のもと、地球温暖化防止や資源循環型社会の構築をめざすとともに、環境と共生する地域づくりを推進します。

□ 現状と課題

- 地球温暖化問題は、平均気温の上昇、暴風、台風などによる被害、農作物や生態系への影響など最も重要な環境問題のひとつであり、地球温暖化の防止は人類共通の課題です。
- 本市のごみ処理状況については、2015年度では24,295トンであった年間ごみ搬入量が2017年度には23,287トンと減少傾向にあるほか、ごみリサイクル率については、2016年度で19.3%と県内の平均程度の水準となっています。
- きれいな住みよい環境づくりを推進するため、環境保全意識の啓発活動やごみの不法投棄防止活動を通じて、市民、事業者、行政の連携による環境美化に努める必要があります。
- し尿の収集処理や斎場施設は、衛生的で安定した管理運営を実施する必要があります。
- ごみ排出量を削減するためには、ごみの発生抑制の促進を最優先し、市民、事業者、行政の役割分担と連携により、資源循環型社会の構築を推進する必要があります。
- クリーンセンターの焼却炉は、経年による老朽化が進んでいることから、円滑かつ適正に焼却処理ができるよう計画的に補修や修繕する必要があります。また、現在の人口減少や分別収集推進により、ごみ処理量が減少していることから、ごみ処理の広域化など、ごみ処理焼却施設の管理運営を含めたごみ処理のあり方について検討する必要があります。
- 社会変化などに伴い、従来は資源物であったものでも処理費を負担しなければならない場合があります。ごみの排出抑制と焼却炉延命化などの観点から、ごみの有料化(一般廃棄物処理の有料化)について検討する必要があります。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018年度)	めざそう値 (2024年度)	めざす方向性
「循環型社会の推進」に関する市民満足度	16.4%	↗	環境保全・衛生対策の充実及び資源循環型社会の構築により市民満足度の向上を図ります。
不法投棄処理率	100%	100%	通報に迅速に対応し、被害拡大防止を図ります。
リサイクル率	22.0%	24.6%	分別収集の徹底により、循環型社会を推進します。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.431	環境保全・衛生対策の充実
方 針		環境保全意識の向上や不法投棄防止活動を推進するとともに、し尿処理、斎場施設の運営については、近隣市町との連携による適正な管理運営を図ります。
主な事業		● 環境保全対策の推進 ● 衛生対策の推進 ● 不法投棄の防止 ● 印旛衛生施設管理組合・八富成田斎場の運営

施 策	NO.432	資源循環型社会の構築
方 針		市民、事業者、行政の役割分担と連携により、ごみの減量、再利用、再資源化、さらにごみの発生を抑制する取組などを促進することにより、地球温暖化防止や資源循環型社会の構築に努めます。 安全で安定したごみ処理施設の適正管理を行うとともに、中長期的な視点に立ったごみ処理施設のあり方について検討を行うなど効率的で計画的な管理運営を図ります。
主な事業		● 廃棄物減量化の推進 ● リサイクルの推進 ● 分別収集の徹底 ● 住宅用太陽光発電設備の導入推進 ● 廃棄物の適正処理

担当課：環境課、クリーン推進課

□ 部門別計画

- 八街市一般廃棄物処理基本計画（2015年度～2024年度）
- 八街市循環型社会形成推進地域計画(2020年度～2024年度)

□ 用語解説

● 資源循環型社会

有限である資源を効率的に利用するとともに再生産を行って、持続可能な形で循環させながら利用していく社会。

● ごみの有料化

家庭から発生するごみについて、排出する住民自身が処理手数料の一部又は全部を税金とは別に負担する仕組みのこと。ごみ処理費用を直接負担することで、ごみ処理やリサイクルについて意識することとなり、ごみの排出量抑制や分別徹底などの動機付け効果が期待されています。

五の街 めざします！ 心の豊かさを感じる街

文化・教育・学習分野



- 市民一人ひとりが、生涯にわたり自己実現を図るため、いつでも学習機会を得、スポーツに親しむことができる街
 - 先人から引き継いだふるさと文化の保存・継承を通じた、「ふるさと」と思う街

1	子どもの教育・健全育成の充実	98
2	自ら学ぶ生涯学習・スポーツの推進	100
3	市民文化の創造と継承	102
4	豊かな心を育む交流の推進	104
5	男女共同参画の推進	106

1

子どもの教育・健全育成の充実

□ 施策がめざす基本的方向

子どもたちが健全に成長し、人間性豊かな心を育むために、家庭教育や幼児教育などを充実します。学校教育については、豊かな心を持ち、夢をいだき、たくましく生きることをめざして八街の特色を活かした教育活動や学習環境の充実を図ります。また、家庭、学校、地域が連携した地域ぐるみの青少年健全育成に努めます。

□ 現状と課題

- 市内には、幼稚園が私立を含め6園、小学校が分校を含め9校、中学校が4校あり、2018年5月現在、幼稚園児数が391人、小学校児童数が3,049人、中学校生徒数が1,688人となっており、少子化の進行に伴い減少傾向にあります。
- 子どもの「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」を育むため、一人ひとりの個性や能力に応じてきめ細かな教育を推進するとともに、幼稚園や学校などの教育施設が中核となって家庭や地域と連携した教育環境づくりの充実に取り組む必要があります。
- 社会の情報化が急速に進展するなか、子どもの情報活用能力を育成し、また、学習目標を達成するため教育環境におけるＩＣＴ（情報通信技術）の整備充実を推進する必要があります。
- 教育施設は、規模や安全性に配慮した計画的な改修・整備を推進するとともに、適正な学校規模を維持するため学校再編・統合を含めた施設配置を検討する必要があります。
- 次代を担う子どもが自己の役割や存在感を自覚し、創造性豊かで未来に希望を持つためには、家庭、学校、地域が一体となって、優しさと潤いのある環境づくりに励み、子どもの健全育成に取り組む必要があります。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018年度)	めざそう値 (2024年度)	めざす方向性
「子どもの教育の充実」に関する市民満足度	23.8%	↗	幼児教育・学校教育の充実及び青少年の健全育成により市民満足度の向上を図ります。
全国学力・学習状況調査との比較(全国平均を100として算出)	87	100	わかる授業の展開、ＩＣＴの活用により、問題解決能力の向上を図ります。
青少年健全育成団体と連携した活動における参加者数	1,257人	↗	関係団体との連携により、参加者数の増加を図ります。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.511	幼児教育の充実
方 針		幼稚園施設が中核となって家庭や社会における幼児教育の再生、向上に取り組むとともに、小学校との連携により幼児教育の充実を図ります。
主な事業		● 市立幼稚園管理運営の充実 ● 私立幼稚園の就園奨励及び運営支援

施 策	NO.512	学校教育の充実
方 針		将来にわたって子どもが夢を持ち、自ら学び考え、目標に向かってたくましく生きていくことができるよう、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の基礎・基本を定着させ、生きるための基盤形成に取り組みます。
主な事業		● 教育環境づくりの充実 ● 幼小中高連携教育の推進 ● 基礎学力向上の推進 ● 教育的ニーズの的確な把握と指導・支援の充実 ● 道徳教育・人権教育の推進 ● 教育施設の計画的な管理運営 ● 情報化や国際化など時代に即した教育の充実 ● 学校給食の充実

施 策	NO.513	青少年の健全育成
方 針		家庭、学校、地域が一体となって、子どもの健全育成に取り組む環境づくりに努めます。
主な事業		● 家庭教育の支援 ● 地域ぐるみの育成活動の推進 ● 青少年健全育成事業の推進

担当課：教育総務課、学校教育課、社会教育課、学校給食センター、子育て支援課

□ 部門別計画

- 八街市教育大綱（2016年度～2024年度）
- 八街市教育振興基本計画（2014年度～2024年度）

□ 用語解説

● 全国学力・学習状況調査

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、改善を図ることや学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てること、また、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立することを目的に実施される調査。

2

自ら学ぶ生涯学習・スポーツの推進

□ 施策がめざす基本的方向

「生涯学習推進計画」を推進し、いつでも、どこでも、だれでも学ぶことのできる生涯学習社会の形成をめざし、さまざまな学習活動の支援と学習成果を活かすことのできる機会づくりに努めます。また、スポーツ・レクリエーション活動に親しむ機会の拡充を図り、市民の充実感のある生活と健康づくりを促進します。

□ 現状と課題

- 国は、教育基本法に基づき、一人ひとりが自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことのできる社会の実現をめざしています。
- 価値観やライフスタイルの変化に伴い、市民の学習ニーズも多様化・高度化しており、これらのニーズに対応した学習機会や支援体制の充実が求められています。
- 子どもの体力低下や高齢化の進行に伴い、市民のスポーツや健康づくり、体力づくりに対する関心は高まっています。本市では、スポーツプラザなどの体育施設の開放やスポーツイベントの開催により市民のスポーツ活動の普及を推進しています。新たなスポーツイベントとしては、「小出義雄杯八街落花生マラソン大会」が企画され、スポーツに親しむ機会の拡充、市特産品である落花生を活用したまちづくりの活性化に取り組んでいます。
- 中央公民館、図書館やスポーツプラザなどの各施設は経年劣化により老朽化しており、安定した施設利用の機会を提供するためには計画的な整備改修が必要です。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018 年度)	めざそう値 (2024 年度)	めざす方向性
「自ら学ぶ生涯学習の推進」に関する市民満足度	20.2%	↗	生涯学習・生涯スポーツの推進により市民満足度の向上を図ります。
生涯学習事業の参加者数 ※中央公民館事業を含む	2,297 人	2,890 人	市民の学習ニーズに対応した学習機会の提供により、参加者数の増加を図ります。
体育施設の利用者数	407,230 人	444,152 人	新しい器具の導入や施設の整備により利用者の増加を図ります。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.521	生涯学習の推進
方 針	市民のさまざまな学習ニーズに対応した学習機会や支援体制の充実を推進し、生涯学習社会の形成をめざします。また、中央公民館や図書館などの社会教育施設の計画的な整備改修に努めます。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none">● 多様な学習情報の収集と提供 ● 学習機会の充実● 生涯学習の支援体制の充実 ● 社会教育施設の整備改修	

施 策	NO.522	生涯スポーツの推進
方 針	市民の健康づくり、体力づくりのため、スポーツ、レクリエーションの普及・推進に努めます。また、スポーツプラザなどの体育施設の計画的な整備改修に努めます。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none">● スポーツイベントの充実 ● スポーツ活動支援の充実● 体育施設の整備改修	

担当課：社会教育課、中央公民館、図書館、スポーツ振興課、スポーツプラザ

□ 部門別計画

- 八街市生涯学習推進計画
- ”育て八街っ子”読書計画～八街市子どもの読書活動推進計画～（2018年度～2022年度）

□ 用語解説

● 生涯学習

学校教育、家庭教育、社会教育、スポーツ活動、ボランティア、趣味などさまざまな場所や機会における生涯を通じて行う学習。

● 小出義雄監督

女子マラソン五輪メダリストの有森裕子さんや高橋尚子さんを育てた名指導者。八街市とは、市内で開催された講演会を機に交流を深めてきました。「小出義雄杯八街落花生マラソン大会」の開催は、地域活性化の手立てのひとつとして小出監督からご提案いただきました。

3

市民文化の創造と継承

□ 施策がめざす基本的方向

市民の芸術文化を支援し、発表や交流の場を拡充するとともに、八街の歴史文化遺産の保護・継承と活用に努めます。

□ 現状と課題

- 日常生活にゆとりとうるおい、心の豊かさを求め、芸術文化に対する市民の関心は高まっています。本市では、市民文化祭や市民音楽祭をはじめ芸術文化団体による発表会などが活発に行われています。
- 郷土芸能活動をはじめとする伝統文化の継承・保存は担い手不足などにより困難となっています。
- 市内には、2019年現在、指定文化財などが19件、埋蔵文化財が239件あり、市の歴史や文化の特性を明らかにし、これらを活用した学習機会を増やすことにより、郷土愛の醸成を図る必要があります。
- 郷土資料館は、1987年の開館以来、多くの人に利用されていますが、建物の老朽化が著しい状況にあります。他の社会教育施設を含めた計画的な整備改修を推進する必要があります。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018年度)	めざそう値 (2024年度)	めざす方向性
「市民文化の創造と継承」に関する市民満足度	20.4%	↗	芸術文化活動の推進及び文化財の保護・継承により市民満足度の向上を図ります。
芸術文化に関するイベントの参加者数	3,734人	3,794人	内容の充実などにより、参加者の増加を図ります。
郷土資料館の来館者数	2,751人	3,000人	来館者数を増加させることにより、郷土を愛する心を育みます。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.531	芸術文化活動の推進
方 針	市民が芸術文化の発表や鑑賞する機会の充実と、芸術文化団体などの活動支援を行い、市民による地域に根ざした芸術文化活動の推進に努めます。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none">● 芸術文化事業の充実● 芸術文化活動団体への支援	

施 策	NO.532	文化財の保護・継承
方 針	貴重な財産である文化財を保護するため、文化財保護意識の高揚を図るとともに、市民との協働による文化財保護活動を推進します。また、市民の郷土意識を醸成するため、郷土資料館の充実や市史編さん事業を推進します。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none">● 指定文化財の拡充と文化財保護意識の啓発● 郷土資料館の充実● 市史編さん事業の推進	

担当課：社会教育課、郷土資料館

□ 部門別計画

- 八街市史編さん長期計画

□ 用語解説

- **文化財**
人々の文化的活動の結果として生み出された歴史的・文化的価値を有するもの。文化財保護法では、文化財を「有形文化財」、「無形文化財」、「民俗文化財」、「記念物」、「文化的景観」、「伝統的建造物群」に定義している。
- **郷土意識**
郷土は個人が生まれ育った土地であり、その環境下で自身の人格や個性が形成されたという自覚に基づく感情。

4

豊かな心を育む交流の推進

□ 施策がめざす基本的方向

国際交流、地域間交流を推進し、広い視野を持つ人材の育成やまちづくりを進めるとともに、友好関係都市である中華人民共和国山東省濰坊市との交流を図ります。

□ 現状と課題

- 成田国際空港と近接している地域特性や外国人労働者の増加などの影響に伴い、本市に居住する外国人の数は、2015年の1,592人から2018年には2,144人と大幅に増加しています。
- 本市は、中華人民共和国山東省濰坊市と友好関係都市を締結し、現在は国際交流団体を通して継続的な交流活動を実施しています。
- 様々な分野で国際化が急速に進展するなか、言葉や文化の違いを超えて、相互に理解し合う多文化共生への取組が求められています。
- 多様な地域や世代を超えた人々との交流は、相互の友好を深め、見聞や視野を広めるだけでなく、本市への来訪者を増やし、まちづくりを市外から応援してくれる人々を創出するなど、まちづくりの活性化につながることから、各種イベントの開催や地域資源を活かした活動などを通し、多面的な交流活動の推進が求められています。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018年度)	めざそう値 (2024年度)	めざす方向性
「豊かな心を育む交流の推進」に関する市民満足度	12.3%	↗	地域間交流及び国際交流・多文化共生の推進により市民満足度の向上を図ります。
小中学校への外国語指導助手の派遣人数	8.5人	11人	英語教育を充実し、グローバルな人材育成を図ります。
交流イベントの参加日数	65日	→	市内外で開催される交流イベントで八街市のPR活動を展開します。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.541	地域間交流の推進
方 針	地域資源を活かし、他の自治体などと多面的・多角的な交流を推進することにより、関係人口の創出・拡大を図ります。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none">● 地域間交流の充実● 大学や高校との連携・交流	

施 策	NO.542	国際交流・多文化共生の推進
方 針	国際社会で活躍する人材の育成を推進するとともに、国際交流団体と連携して友好関係都市などとの国際交流を図ります。また、多言語による生活情報や行政情報の提供を充実するなど外国人の暮らしやすい環境づくりを推進します。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none">● 国際理解教育の推進● 国際交流団体との連携支援● 多言語対応の環境づくり	

担当課：企画政策課、学校教育課、商工観光課、農政課

□ 用語解説

● 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

● 関係人口

移住した「定住人口」でもなく、観光に来た「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人々のこと指します。地方圏は、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足という課題に直面していますが、地域によっては若者を中心に、変化を生み出す人材が地域に入り始めており、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。

5

男女共同参画の推進

□ 施策がめざす基本的方向

男女の平等や共同参画社会についての啓発を進めるとともに、市政やまちづくり活動での女性の参加機会の拡充に努めます。

□ 現状と課題

- 少子高齢化の進行や人口減少問題、雇用形態の多様化など社会情勢が大きく変化するなか、活力ある社会形成をしていくため、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会の実現が一層重要となっています。
- 男女共同参画社会を実現していくうえで、人々の意識のなかに形成された固定的な性別役割分担意識、性差に対する偏見の解消や人権尊重を基盤とした男女平等観の形成が大きな課題となっており、その理解を促進するための教育及び啓発が必要です。
- 男女がともに働き方・暮らし方・意識を变革し、互いに責任を分かち合いながら、家庭や仕事、地域などあらゆる場において活躍するための環境づくりが求められています。
- 個人の人権に対する最大の侵害である暴力、特に配偶者からの暴力(ドメスティック・バイオレンス)は、どのような形であっても、また、どのような理由であっても許されるものではありません。ドメスティック・バイオレンスを許さない社会を実現することは、人権擁護と男女共同参画社会を実現するうえからも、最優先に取り組むべき課題です。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018年度)	めざそう値 (2024年度)	めざす方向性
「男女共同参画の推進」に関する市民満足度	11.5%	↗	男女共同参画の推進により市民満足度の向上を図ります。
審議会などにおける女性委員の割合	19.7%	↗	女性の活躍を推進します。
ドメスティックバイオレンス(DV)防止の啓発回数	3回	→	各種委啓発や相談窓口の周知により、DV防止に努めます。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.551 男女共同参画の推進
方 針	人権尊重、男女平等の意識づくりやあらゆる場における男女共同参画の環境づくりの推進などにより、誰もが活躍できる地域社会の実現に努めます。また、ドメスティック・バイオレンス被害に対する相談や緊急避難などの支援を強化するとともに、あらゆる暴力根絶の推進に努めます。
主な事業	● 男女共同参画社会の意識の醸成 ● 市政における男女共同参画の推進 ● ドメスティック・バイオレンス防止対策及び被害者への支援の強化

担当課：企画政策課、総務課、子育て支援課ほか

□ 部門別計画

- 八街市男女共同参画計画（2016年度～2021年度）
- 八街市特定事業主行動計画（2016年度～2020年度）

□ 用語解説

● 男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

● ドメスティック・バイオレンス(DV)

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力。

六の街 めざします！ 活気に満ちあふれる街

産業・経済分野



- 市民一人ひとりが目標を持っていきいきと働き、各産業が力強い発展をする街
- 地域特性を十分に活かし、持てる力を最大限に発揮する街

1	時代の変化に対応した農業の振興・・・・・・	110
2	まちの活力を生む商工業の推進・・・・・・	112
3	まちに賑わいをもたらす産業の振興・・・・	114

1

時代の変化に対応した農業の振興

□ 施策がめざす基本的方向

農地の保全と生産基盤の整備を図るとともに、農地の持つ多面的機能の発現に努めます。また、農業後継者や担い手を育成するとともに、地域の特色を活かした安全で新鮮な農産物の地産地消を促進し、多様な販路の拡大を図ります。

□ 現状と課題

- 本市の農業は、野菜の栽培に適した肥沃な大地と東京から50km圏内に位置する地理的条件を活かした都市近郊農業として発展し、2016年度における農業産出額は県下で第7位、豆類産出額については全国で第1位を誇っています。
- 本市では、将来の新規就農につなげるための農業体験インターンシップ事業を開始したほか、千葉大学と協定を結び農業分野での事業連携を推進しています。
- 農業従事者の高齢化や後継者不足による農業経営者の減少、それに伴う耕作放棄地の増加が深刻な課題となっています。
- 農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化による耕作放棄地の解消及び農地基盤整備事業を活用し優良農地化を図り、効率的で生産性の高い営農を確立する必要があります。
- 田園景観や環境保全など農地が持つ多面的な機能が適切に發揮できる取組が必要です。
- 地理的条件を活かした販路の拡大やトップセールスによる地元産品のPRの推進や地域ブランド化などの高付加価値農業を展開することにより、農業の活性化を図る必要があります。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018年度)	めざそう値 (2024年度)	めざす方向性
「時代の変化に対応した農業の振興」に関する市民満足度	12.7%	↗	農業基盤の整備、担い手の育成、農業の活性化により市民満足度の向上を図ります。
全体農地に対する耕作放棄地の割合	4.6%	→	耕作放棄地の再生に取り組み、優良農地の確保に努めます。
認定農業者数	220人	230人	農業経営に意欲のある農家を認定し、各種支援の実施により、農業振興を図ります。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.611	農業基盤の整備
方 針	農業生産基盤の整備や農地の維持保全のための取組を推進します。また、田園景観の形成や環境保全など農地が持つ多面的な機能が適切に発揮するための取組を推進します。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 優良農地化の推進 ● 土地改良事業の推進 ● 畜産業の振興支援 ● 耕作放棄地対策の充実 ● 環境にやさしい農業の推進 	

施 策	NO.612	担い手の育成
方 針	効率的な農業の推進や補助事業などの積極的な活用により、経営の安定化を支援するとともに、農業後継者の育成や認定農業者の増加を図ります。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 農業後継者対策の推進 ● 新規就農者の育成 ● 農業経営改善の支援 	

施 策	NO.613	農業の活性化
方 針	地域で生産されたものを、その地域で消費する地産地消を推進するとともに、地理的条件を活かした販路の拡大やトップセールスによる地元産品のP R、地域ブランド化による高付加価値農業の展開により農業を活性化を図り、「稼げる農業」をめざします。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 地産地消の推進 ● トップセールスによる地元産品のP R ● 農産物ブランド化の推進 	

担当課：農政課、農業委員会事務局

□ 用語解説

- **農地中間管理事業**
農地所有者と農業経営者の間に農地中間管理機構が立って、農地の賃貸借を行い、農地の集団化、経営規模の拡大、新規参入を進める取組。
- **認定農業者**
農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の市町村の認定を受けた農業経営者、農業生産法人。認定を受けると金融や税制面などでメリットがあります。

2

まちの活力を生む商工業の推進

□ 施策がめざす基本的方向

中心市街地の活性化に向けた取組のなかで、魅力ある商業環境の創出に努め、にぎわいのあるまちづくりを推進します。また、雇用に関する情報提供を関係機関との連携により積極的に進め、雇用機会の拡大に努めます。

□ 現状と課題

- 本市の商業圏は、駅周辺の中心市街地と幹線道路沿線の郊外地域で形成されており、比較的、中心市街地では個人経営型の小規模小売店舗、郊外地域では大手スーパーなどの大型小売店舗が展開されています。また、本市の工業は、金属製品、食料品、生産用機械器具の生産が中心となっています。
- 大型小売店舗の進出により買物需要の充足や雇用の拡大が図られている一方で、個人小売店では、高齢化や後継者不足などによる廃業に伴う空き店舗が増加の傾向にあります。
- 商工会議所は、商工業の活性化や人材育成、まちづくりなど地域経済や社会が抱える課題に対する解決能力を有していることから、商工会議所を中心とした関係団体と連携を強化し、中心市街地の活性化や商工業の振興を図る必要があります。
- 市内への企業進出は、地域内雇用の創出や地域経済の活性化につながることから、本市では「企業立地促進助成金制度」を創設し、企業誘致を推進しています。
- 本市では、安定した地域内雇用の確保と若者の地元定着を推進するため、就労支援サイト「ジョブ・ナビやちまた」の開設や千葉県ジョブサポートセンターとの連携による就職セミナーの開催などさまざまな就労支援策を実施しています。人口減少社会を迎える、持続可能な社会をつくるため、関係団体との連携をさらに強化し、雇用機会の拡大に努める必要があります。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018 年度)	めざそう値 (2024 年度)	めざす方向性
「まちの活力を生む商工業の振興」に関する市民満足度	7.2%	↗	商工業の振興及び就労・雇用の促進により市民満足度の向上を図ります。
八街商工会議所の会員数	1,503 人	1,585 人	会員数を増加し、地域経済の活性化を図ります。
「ジョブ・ナビやちまた」の情報発信件数	325 件	→	地域内雇用の確保と若者の地元定着を図ります。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.621	商工業の振興
方 針		商工会議所を中心とした各種関係団体と連携し、市内商工業の振興を図るほか、中小企業の経営基盤の強化を促進します。
主な事業		<ul style="list-style-type: none">● 商工会議所との連携● 商店街などへの支援● 中小企業の基盤強化の促進● 起業への支援

施 策	NO.622	就労・雇用の促進
方 針		企業誘致や各種就労支援により、安定した地域内雇用の確保と若者の地元定着を推進します。
主な事業		<ul style="list-style-type: none">● 企業誘致の推進● 就労支援サイトの管理運営● シルバー人材センターの運営支援● 関係機関との連携による就職セミナーの開催

担当課：商工観光課

□ 部門別計画

- 八街市中心市街地活性化基本計画

□ 用語解説

● 商工会議所

商工業の改善・発展を目的として、市など一定地区内の商工業者によって組織される自由会員制の公益経済団体。

● 企業誘致

地域が地場の産業振興を目的に企業、特に工場を誘致すること。

3

まちに賑わいをもたらす産業の振興

□ 施策がめざす基本的方向

本市の特色を活かし、地域イメージを向上させる地域資源の発掘や活用、地域ブランド「八街産落花生」の普及に努めます。また、新規創業に向けた市民の取組を支援します。情報通信ネットワークの整備を促進し、ＩＣＴ（情報通信技術）を利用した産業活動の活性化や市民生活の向上を図ります。

□ 現状と課題

- 2007年に地域ブランドとして商標登録された「八街産落花生」は味や品質の高さから全国的にも有名であり、千葉県を代表する「千葉半立」、ジャンボ落花生の「おおまさり」や2018年にデビューした「Qなっつ」など生産品種も豊富です。また、地域イメージの向上に、市のイメージキャラクターである「ピーちゃん ナッちゃん」が活躍しています。
- 本市のもう一つの名産である生姜（しょうが）を活用し、行政と関係団体の連携により開発、販売された「八街生姜ジンジャーエール」は新たな地域ブランド品として確立し、コミュニティビジネスの成功事例となっています。
- 地元産業を持続的に発展させるためには、高品質・高付加価値のブランド化を推進する必要があります。また、生産から加工、販売までの産業を融合化し、新たな価値を生み出す「6次産業化」など新規創業に向けた取組への支援が求められています。
- パソコンやスマートフォンなど情報通信機器の普及に伴い、ソーシャルメディアなどのＩＣＴを活用した地元産業や商品のＰＲ支援が求められています。
- 八街市観光農業協会による活動や新たな民間リゾート施設の開設に伴い、本市の観光入込客数は増加の傾向にあり、地域活性化につながる観光交流の促進を図る必要があります。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018年度)	めざそう値 (2024年度)	めざす方向性
「まちに賑わいをもたらす産業の振興」に関する市民満足度	7.2%	↗	地域産業の競争力強化及び観光交流の促進により市民満足度の向上を図ります。
6次産業化への支援件数	3件	9件	事前相談などにより、個々の内容に応じた支援を行います。
年間観光入込客数	160,827人	215,520人	観光交流を促進し、地域活性化を図ります。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.631	地域産業の競争力強化
方 針		農産物などの地域ブランド化により、地元産業の魅力化推進、競争力強化を図ります。また、ソーシャルメディアなど I C T を活用した効果的な P R 支援により、地域ブランドの普及促進に努めます。
主な事業		● 地域ブランド普及への支援 ● 6 次産業化への支援 ● ソーシャルメディアなど I C T を活用した P R 支援

施 策	NO.632	観光交流の促進
方 針		関係団体や民間施設と連携し、観光振興に促進するとともに、本市の魅力である農業を活用した観光交流を推進します。
主な事業		● 農業を核とした観光の推進 ● 観光基盤の整備 ● 関係団体や民間施設と連携した観光振興

担当課：商工観光課、農政課



□ 用語解説

● コミュニティビジネス

地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人材やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものと期待されています。

● 6 次産業化

1 次産業としての農林漁業と、2 次産業としての製造業、3 次産業としての小売業などの事業との総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

七の街 めざします！ 市民とともにつくる街

協働・自治分野



- さまざまな主体が連携・協働して、自主的に政策形成などまちづくりに参画する街
 - 市民と行政が協議を重ねながら役割を明確にし、市民やまちづくり団体がいきいきと活動する街

1

市民と行政の協働の推進

□ 施策がめざす基本的方向

市民と行政それぞれが責任と役割を担う協働型の市政を実現し、次の世代に引き継ぐまちづくりを進めます。

□ 現状と課題

- 近年、少子高齢化・人口減少が進むなかで、持続可能なまちづくりを実現するためには、自助(市民)、共助(地域)、公助(行政)によるさまざまな活動が活発に行われるとともに、さまざまな活動主体が分野や世代を横断して連携・協力する「協働」の推進が重要であると考えられています。
- 本市では、2017年から新たに市民協働推進課を設置し、「八街市協働のまちづくり条例」の制定、「八街市協働のまちづくり推進計画」の策定など市民協働型の市政の実現に向け、積極的に取り組んでいます。
- 協働のまちづくりを推進するためには、協働に対する意識の醸成を促すとともに、市民と行政がお互いの立場や役割、責任について理解、尊重し、話しあいを重ね、情報や課題、目的を共有化できる環境整備や仕組みづくりを推進する必要があります。
- 市民の行政参加を推進し、公助のまちづくりを充実させるとともに、市民による地域自治の活動を支援し、自助、共助によるまちづくりも活性化させる必要があります。
- 人、モノ、お金、情報など地域資源を掘り起こし、それらの資源を最大限に有効活用しながら、本市の特色を活かしたまちづくりを進めていく必要があります。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018年度)	めざそう値 (2024年度)	めざす方向性
「市民と行政の協働の推進」に関する市民満足度	10.5%	↗	協働推進のための環境整備、協働事業の拡充及び地域資源の有効活用により市民満足度の向上を図ります。
出前講座の参加者数	—	3,900人	さまざまな分野のまちづくりに関する知識を学ぶ機会を設けます。
市民サポーター事業の参加者数(団体数)	2,474人 (59団体)	2,600人 (71団体)	多くの市民の市事業への協力を促進し、各種事業の充実を図ります。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.711	協働推進のための環境整備
方 針		まちづくりを市民と行政がともにつくりあげていくための環境整備と仕組みづくりを推進します。
主な事業		<ul style="list-style-type: none">● 協働のまちづくりの意識の醸成● 情報共有の推進 ● 話しあいの場・機会づくり● まちづくり活動における連携支援・ネットワークづくり

施 策	NO.712	協働事業の拡充
方 針		行政が行っている事業に市民が積極的に参加する「行政参加」を推進とともに、市民が主体となってまちづくりに取り組む「地域自治」の活動を支援し、市民と行政が互いの主体的活動に協力し合い、連携して地域課題に取り組む協働事業の拡充を図ります。
主な事業		<ul style="list-style-type: none">● 行政参加の推進 ● 地域自治・市民活動の推進と連携・支援

施 策	NO.713	地域資源の有効活用
方 針		行政資源だけでなく、あらゆる地域資源（人、モノ、お金、情報）を最大限に有効活用し、まちづくりの課題解決を図ります。
主な事業		<ul style="list-style-type: none">● 地域資源の有効活用

担当課：市民協働推進課ほか

□ 部門別計画

- 八街市協働のまちづくり推進計画（2017年度～2021年度）

□ 用語解説

● 出前講座

まちづくりに関する仕組みや制度あるいは生活に役立つ、知って得する知識について学びたいと思う市民を対象に、市職員が各地に出向いて説明すること。本市では、「知っ得・納得やちまた出前講座」としてさまざまな講座リストを用意しています。

● 市民サポーター事業

市民と一緒にまちづくりを進め、誰もが安全で安心して暮らすことのできる街にするため、市の事業に協力・参加してもらえるボランティアを募集する事業。

2

コミュニティの育成

□ 施策がめざす基本的方向

自主的なコミュニティ活動を支援し、地域への愛着感を高める一方、地域の実状に即した自治組織のあり方を検討し、地域の自治意識を高めます。

□ 現状と課題

- コミュニティ活動は、環境美化、社会教育、防犯・防災、福祉など多岐にわたっています。住み続けたいまちを形成するために、コミュニティ活動は重要な役割を担っており、その活動が活発に行われるためには、その地域に住む市民の積極的な参加を促進する必要があります。
- 人口減少、生活様式の変化、価値観の多様化、単身世帯や核家族化の進行などにより、地域のつながりが希薄化し、相互扶助の意識と機能が低下しつつあります。
- 本市においても、2015年には50.4%であった区の加入率が2018年には46.1%と減少傾向にあります。コミュニティ活動の推進の主体となる区・自治会などの自治組織の加入率の向上に向けた取組を推進する必要があります。
- コミュニティへの理解を深め、より多くの人々が積極的に参加できるような施策を展開するなどコミュニティ活動を支援していく必要があります。
- 自治組織の加入率が減少傾向にあり、継続が困難となっている活動があります。自治組織の強化と地域課題に応じた活動単位の見直しなどによる組織の再構築を検討し、持続可能な地域活動を推進する必要があります。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018年度)	めざそう値 (2024年度)	めざす方向性
「コミュニティの育成」に関する市民満足度	16.1%	↗	自治組織の支援及び自治組織の再構築により市民満足度の向上を図ります。
コミュニティ事業補助金の交付件数	39地区	39地区	区への経済的支援を行い、地域活動の充実を図ります。
区の加入率	46.1%	52.0%	地縁組織の基盤強化を図ります。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.721	自治組織の支援
方 針		地域自治の意識高揚を図るとともに、自治組織など地域の支え合いによる取組を支援します。
主な事業		● コミュニティ活動の支援 ● 活動拠点の支援

施 策	NO.722	自治組織の再構築
方 針		自治組織の基盤強化を図るとともに、既存の自治組織のままでは解決しにくい課題に対し、その課題解決に応じた活動単位の見直しを図り、地域間の連携や活動単位の広域化など組織の再構築を図ります。
主な事業		● 自治組織の強化と活動単位の見直し

担当課：市民協働推進課ほか

□ 部門別計画

- 八街市協働のまちづくり推進計画（2017年度～2021年度）

□ 用語解説

● コミュニティ

顔見知りの関係を保ちながら、家庭生活や仕事、教育、余暇活動などを行っている一定の地域社会。それぞれの地域の生活課題を共同作業で解決するために、町内会・自治会・町会・区といった地域の自治組織が組織化されています。

● 地域自治

市民などが地域の特性に応じて、支えあって主体的に地域課題に取り組むこと。

3

市民によるまちづくり活動の推進

□ 施策がめざす基本的方向

まちづくり活動に対する市民の関心を高め、参加しやすい仕組みづくりと活動拠点の確保に努めます。

□ 現状と課題

- まちづくりの主役は市民であり、魅力あるまちづくりを推進するためには、市民の主体的な活動が不可欠です。
- 地域の課題を市民自身が当事者の課題として捉え、市民同士の連携・協力により課題解決に取り組むという市民主体によるまちづくりの実践が求められています。
- 市民によるまちづくり活動は、区、自治会、ボランティア団体、N P O 法人、P T A、シニアクラブといった組織だけではなく、地域への社会貢献に取り組む事業者やスポーツなどの趣味を楽しむサークル団体も、まちづくりの活動団体として捉えることができます。このようなまちづくり活動団体によるさまざまな分野の活動が活発に行われるためには、その活動内容を多くの人に知ってもらい賛同や共感を得ることが重要です。また、活動するための場所を確保することも課題となります。
- まちづくり活動の活性化を図るに当たって、地域の中心となってリーダーシップを発揮できる人物や団体、また、さまざまな活動団体間のつなぎ役としてコーディネート能力のあるキーパーソン(コーディネーター)の存在は大きな役割を担っています。こういった人材の発掘や育成、確保、または団体設立の支援などにより、まちづくり活動の担い手づくりに積極的に取り組むとともに、まちづくり活動に参加する市民を増やす必要があります。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018年度)	めざそう値 (2024年度)	めざす方向性
「市民によるまちづくり活動の推進」に関する市民満足度	14.1%	↗	まちづくりの担い手づくり及び市民活動の支援により市民満足度の向上を図ります。
ボランティア登録人数	717人	840人	ボランティアによる支え合いの活動を推進します。
シニアクラブ参加人数	1,495人	1,800人	高齢者の社会参加を促進します。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.731	まちづくりの担い手づくり
方 針		まちづくりに参加する市民を増やし、まちづくりに取り組むための基盤の充実を図ります。
主な事業		● まちづくりの担い手づくり

施 策	NO.732	市民活動の支援
方 針		市民が主体となる自助、共助によるまちづくりの活動を充実させるため、行政として可能な範囲で支援を行い、まちづくりの基点となる市民活動の基盤を強化し、行政による公助のまちづくりと市民によるまちづくりとの連携を図りながら、市民と行政による協働のまちづくりを推進します。 市民がまちづくりを推進していく活動拠点として中央公民館、図書館、スポーツプラザ、老人福祉センター、コミュニティ施設、学校施設、市内の各グラウンドなどの有効活用を検討します。
主な事業		● 市民活動の支援 ● 活動拠点の確保

担当課：市民協働推進課ほか

□ 部門別計画

- 八街市協働のまちづくり推進計画（2017年度～2021年度）

□ 用語解説

● N P O 法人

N P Oとは、非営利団体(ノン・プロフィット・オーガニゼーション)の略。さまざまな地域貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を配分することを目的としない団体のこと。また、特定非営利法人法に基づき、法人格を取得した法人を特定非営利活動法人(N P O法人)という。

● コーディネーター

さまざまな活動団体間のつなぎ役として調整し、とりまとめる役割をもつ人。

八の街 めざします！ 市民サービスの充実した街

行財政分野



- 限りある財源の中、市民ニーズを的確に把握し、最小の費用で最大の効果をあげる行財政運営を進める街
- 市政情報を幅広く公開することにより、市民と行政が情報を共有し、透明性の高い行財政運営が確立した街

1	効率的な行財政運営	126
2	市民と行政の情報の共有	128
3	窓口サービスの充実	130
4	市の魅力発信	132

1

効率的な行財政運営

□ 施策がめざす基本的方向

効率的で効果の高い行財政システムの構築をめざすとともに、職員研修の充実や行政評価などの活用により、職員の資質の向上や意識改革を行います。

□ 現状と課題

- 本市の人口は、2006年をピークに減少傾向にあり2019年4月には69,932人となっており、少子高齢化、生産年齢人口の減少などに伴う市税収入の減少、扶助費などの義務的経費の増加により、厳しい財政状況が続くことが見込まれます。今後、引き続き自主財源の確保を図りつつ、新たな行政課題や多様化・高度化する市民ニーズに適切に対応する必要があります。
- 行財政運営は、市民への説明責任を果たしつつ、市民の理解を得られるよう努めるとともに、必要性・有効性・効率性を踏まえ、計画的に推進する必要があります。
- 社会環境の変化や権限委譲の影響から職員一人ひとりの事務量の増加が見込まれるなか、職員個人の資質向上を図るとともに、職員が能力を発揮できる環境づくり、組織目標や課題が共有できる仕組み、組織間連携の推進といった「組織力」を強化・充実する取組が必要です。
- 本市では、広域行政として周辺自治体と連携を図りながら、一部事務組合において上水道、し尿処理、消防などを共同事業として実施しています。広域行政の推進により、周辺自治体との均衡ある発展をめざすとともに、共同処理による行財政運営の効率化を図る必要があります。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018年度)	めざそう値 (2024年度)	めざす方向性
「効率的な行財政運営」に関する市民満足度	13.8%	↗	持続可能な行財政運営の推進、組織力の強化及び広域行政の推進により市民満足度の強化を図ります。
経常収支比率	95.5%	90.0%	経常的収入の確保、事務事業の見直しによる歳出の削減により、財政構造の弾力化を図ります。
職員1人当たりの研修受講数	1.95回	2.20回	新たな行政課題や多様化・高度化する市民ニーズに適正に対応できるよう職員の資質向上を図ります。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.811	持続可能な行財政運営の推進
方 針		市民ニーズに適正に対応できるよう、各種部門別計画の適切な進行管理を図るなど効率的で効果的な行財政運営を推進します。また、自主財源の中心となる市税収入を確保するために、課税客体の適正な把握に努めるとともに、徴収率の向上に努めます。
主な事業		● 適正な事務の執行 ● 各種部門別計画の進行管理 ● 総合計画の進行管理 ● 行財政改革プランの進行管理 ● 行政評価の推進 ● 自主財源の確保

施 策	NO.812	組織力の強化
方 針		職員の資質向上を図るとともに、職員が能力を発揮できるよう「組織力」の強化・充実を図ります。
主な事業		● 職員研修の充実 ● 人事評価の実施 ● 人事管理・組織運営の強化

施 策	NO.813	広域行政の推進
方 針		周辺自治体と連携し、共同処理が可能な事務事業について一部事務組合における共同事業化を推進することにより、行財政運営の効率化及び周辺自治体との均衡ある発展を図ります。
主な事業		● 共同処理による事務の効率化

担当課：総務課、財政課、企画政策課、課税課、納税課ほか

□ 部門別計画

- 八街市総合計画(2020 年度～2024 年度)
- 八街市行財政改革プラン (2020 年度～2024 年度)
- 八街市公共施設等総合管理計画(2017 年度～2056 年度)

□ 用語解説

- **一部事務組合**
複数の地方公共団体が、行政サービスの一部を共同で行うことを目的として設置する組織。
- **経常収支比率**
税などの一般財源を経常的経費にどのくらい充当しているかをみる指標で、この比率が高いほど財政構造が弾力性を失っていることを示します。

2

市民と行政の情報の共有

□ 施策がめざす基本的方向

情報化に対応し、市民にわかりやすい情報提供と市民の意見を的確に行政に反映させていく広報広聴活動を推進します。

□ 現状と課題

- 本市では、2018年度に公式ホームページをリニューアルしたほか、八街市議会のインターネット中継を開始するなど、積極的な情報発信に取り組んでいます。
- 市民と行政の情報共有は、行政の透明性を高め、市民と行政の相互の信頼関係を構築し、連携によるまちづくりを推進するうえで重要な取組です。
- 市民ニーズを的確に捉え、行財政運営に反映するためには、多種多様な情報伝達手段とわかりやすい情報提供に努める必要があります。
- 区や自治会、市民活動団体からは、市政情報のほか地域での行事や活動情報などまちづくり活動に関する積極的な情報発信と情報提供が求められています。
- 行政の透明性・信頼性の向上、地域の課題解決や経済活性化などを目的に、国や自治体が保有する多様で膨大な行政データのオープンデータ化の取組が活発化しています。本市においても、行政情報の二次利用を可能とするオープンデータの取組を推進する必要があります。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018年度)	めざそう値 (2024年度)	めざす方向性
「市民と行政の情報の共有」に関する市民満足度	23.5%	↗	広報・広聴の充実及び情報公開の推進により市民満足度の向上を図ります。
公式ホームページに関する市民満足度	—	31%	公式ホームページの充実により、市民満足度の向上を図ります。
オープンデータの公開件数	20件	↗	行政の透明性及び行政に対する信頼を高めます。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.821	広報・広聴の充実
方 針	行政情報のほか、地域に密着したさまざまな情報について、市民と行政が共有し、相互の信頼関係の構築を図ります。また、市民との情報の共有化を推進するため、多種多様な情報伝達手段を確保するとともに、わかりやすい情報提供に努めます。	
主な事業	● 広報活動の充実	● 広聴活動の充実

施 策	NO.822	情報公開の推進
方 針	行政情報の公開を推進し、行政の透明性・信頼性の向上を図ります。また、行政情報のオープンデータ化を推進し、地域の課題解決や経済活性化を図ります。	
主な事業	● 公文書公開制度の適正な運用	● オープンデータ化の推進

担当課：総務課、秘書広報課、議会事務局

□ 用語解説

● オープンデータ

行政機関などが保有する公共データを機械判読に適したデータ形式で、かつ誰もが二次利用を可能とするルールによって公開されたデータ。

3

窓口サービスの充実

□ 施策がめざす基本的方向

電子自治体の構築を進め、市民生活の利便性と行政サービスの向上に努めます。

□ 現状と課題

- 新たな行政課題や多様化・高度化する市民ニーズに適正に対応し、行政の効率化及びサービス向上への取組として、ＩＣＴ（情報通信技術）の活用などによる電子自治体の推進が期待されています。
- 本市においても、マイナンバー手続きにおけるタブレットの活用や電子入札システムの導入など各分野における電子化を推進しており、事務の効率化・簡素化を図るうえで大きな成果を上げています。
- ＩＣＴが発達する一方、サイバー攻撃が急速に複雑・巧妙化しています。個人の権利と利益を保護するため、情報セキュリティポリシーに基づき、市の保有する個人情報を適正に取り扱う必要があります。
- 本市では、毎月最終日曜日に開庁しているほか、2018年度から新たに業務時間外の戸籍届出書受付所の設置や市民課窓口でパスポートの申請・受け取りを開始するなど市民の利便性向上を図っています。今後はＩＣＴやマイナンバーカードを活用した新たなサービスの提供について検討する必要があります。
- 窓口サービスは、市民にとって最も身近で市役所を代表するサービスといえます。市民と円滑なコミュニケーションや信頼関係を築くため、職員は適切な接遇に努める必要があります。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018年度)	めざそう値 (2024年度)	めざす方向性
「窓口サービスの充実」に関する市民満足度	27.6%	↗	電子自治体の推進及び窓口サービスの向上により市民満足度の向上を図ります。
情報セキュリティに関する職員研修の受講者数	68人	250人	職員及び市全体のセキュリティレベルの向上を図ります。
証明書コンビニ交付事業の実施	—	事業開始	証明書コンビニ交付事業を実施し、市民の利便性向上を図ります。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.831	電子自治体の推進
方 針	各行政分野の電子化を計画的に進め、事務の効率化・簡素化及び市民サービスの向上を図ります。また、情報セキュリティポリシーを遵守し、個人情報の適正管理に努めます。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none">● 電子自治体推進に向けた環境整備● 個人情報の適正管理	

施 策	NO.832	窓口サービスの向上
方 針	市民にとって、効率的で利便性の高い窓口サービスの提供に努めます。また、市民と円滑なコミュニケーションや信頼関係を築くため、適切な接遇の向上に努めます。	
主な事業	<ul style="list-style-type: none">● 窓口サービスの向上● マイナンバーカードなどのＩＣＴの活用● 適切な接遇の徹底	

担当課：システム管理課、市民課ほか

□ 用語解説

● 電子自治体

さまざまな行政手続について、ＩＣＴ（情報通信技術）を有効活用して住民利便性の向上や行政運営の効率化・高度化を実現する取組。

● マイナンバー

社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関が保有する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用される日本に住民票を有するすべての方（外国人の方も含まれます。）が持つ12桁の番号。

4

市の魅力発信

□ 施策がめざす基本的方向

若者・子育て世代の移住・定住を促進するため、市の魅力を発信するシティセールスを推進します。

□ 現状と課題

- 国は、深刻化する人口減少・少子高齢化への対策、過度な東京一極集中の是正、地域経済の活性化を目的に、まち・ひと・しごと創生法を制定するとともに、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生の充実・強化を推進しています。
- 本市においても、進行が懸念される人口減少・少子高齢化、地域経済衰退の打開、まち・ひと・しごとの創生と好循環の確立をめざし、「八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、各種施策の推進及び効果の検証に取り組んでいます。
- 各自治体の実施する政策や経営、まちづくりの手法について、若者や子育て世帯の関心が高まり、移住・定住を促進する自治体間競争の激しさが増しています。
- 本市の持つ魅力や地域資源を効果的に広く内外に発信するため、ソーシャルメディアの活用などにより、シティセールスを推進し、移住・定住の促進や「やちまた」ファンづくりに取り組む必要があります。

□ 施策の指標

指標の名称	現状値 (2018 年度)	めざそう値 (2024 年度)	めざす方向性
「市の魅力発信」に関する市民満足度	11.5%	↗	シティセールスの推進及び情報発信の強化により市民満足度の向上を図る。
シティセールスの実施日数 (特産品 PR・移住定住相談会)	66 日	→	八街市の魅力を効果的に発信し、移住定住を図ります。
ふるさと納税件数	3,492 件	6,200 件	八街市の魅力を発信し、多くの方々からの応援寄付を募ります。

□ 後期基本計画期間の取組

施 策	NO.841	シティセールスの推進
方 針	特産品のPRやふるさと納税の推進など市の魅力発信によるシティセールスを推進し、移住・定住の促進、「やちまた」ファンづくりに取り組みます。	
主な事業	● 特産品のPR活動の推進 ● 移住・定住の推進	● ふるさと納税の推進 ● 結婚を希望する若者への支援

施 策	NO.842	情報発信の強化
方 針	シティセールスを効果的に推進するため、ソーシャルメディアの活用などによる情報発信の強化を図ります。	
主な事業	● ソーシャルメディアを活用した情報発信の強化	

担当課：企画政策課、財政課、商工観光課、秘書広報課

□ 部門別計画

- 第2次八街市まち・ひと・しごと創生総合戦略（2020年度～2024年度）
- 八街市まち・ひと・しごと創生地方人口ビジョン(2015年～2060年)

□ 用語解説

- **シティセールス**
街の魅力の見える化、イメージアップや情報発信力の向上により、定住人口や観光客を増やし街の活性化を図ろうとする取組。
- **ソーシャルメディア**
誰もが参加できる広範的な情報発信技術を用いて、社会的相互性を通じて広がっていくように設計されたメディア。

